

平成 2 3 事業年度

事業報告書

独立行政法人農林漁業信用基金

1. 国民の皆様へ

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業の担い手の育成・確保、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるための林業・木材産業の再生、国際競争力のある漁業経営体の育成・確保など農林漁業政策の一環として、農林漁業を営む方の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、農林漁業の健全な発展に資することを使命とする独立行政法人です。

信用基金は、農業信用保証保険法、中小漁業融資保証法等に基づき、農業・漁業信用基金協会の行う債務保証等に対する保険業務を運営するとともに、林業を営む皆様に対しましては、直接債務保証を引き受ける業務等を行っています。また、農業災害補償法、漁業災害補償法に基づき、農業・漁業災害が発生した際に、共済金の支払いが円滑に行われるよう農業・漁業共済団体への貸付け等の業務を行っています。

現在信用基金は、平成20年度から24年度までの5年間を目標期間とする第2期中期目標の5年目に当たり、業務運営体制の効率化、財務内容の改善に取り組んでいるところです。

特に、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」において、信用基金について講ずべき措置として、①農業・漁業の信用保険業務における低利預託原資貸付業務の廃止、②林業信用保証業務における低利預託原資貸付業務の再設計、③農業・漁業の災害補償関係業務における事業の見直しと、これに伴う各業務における不要資産の国庫返納が決定されました。この方針に基づき、23年3月30日付けで中期目標、4月1日付けで中期計画が変更され、同年7月8日付けで利益剰余金1,976百万円、9月13日付けで政府出資金27,756百万円を国庫納付したところです。

また、23年3月11日に東日本大震災（東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）が発生したことを受け、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）が施行され、23年度補正予算において被災された農林漁業を営む方等に対する復旧・復興対策が実施されておりますが、信用基金といたしましても、農業・漁業信用基金協会が実質無担保・無保証人で債務保証を行うために必要な保険料、保険金に係る経費助成や、林業を営む方に対する緊急保証の実施、代位弁済に係る経費助成等により、復旧・復興支援に努めてきているところです。

今後、私共といたしましては、事業・業務運営体制の効率化、経費支出の抑制、コンプライアンスの確保等ガバナンスの強化に引き続き取り組み、引受審査の厳格化など、より一層の業務の効率的な運営に努めるとともに、併せて現下の厳しい経済情勢に適切に対応し、信用基金の使命を的確に果たしてまいります。

2. 基本情報

(1) 法人の概要

① 法人の目的

信用基金は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的としております。このほか、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的としております（独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第3条）。

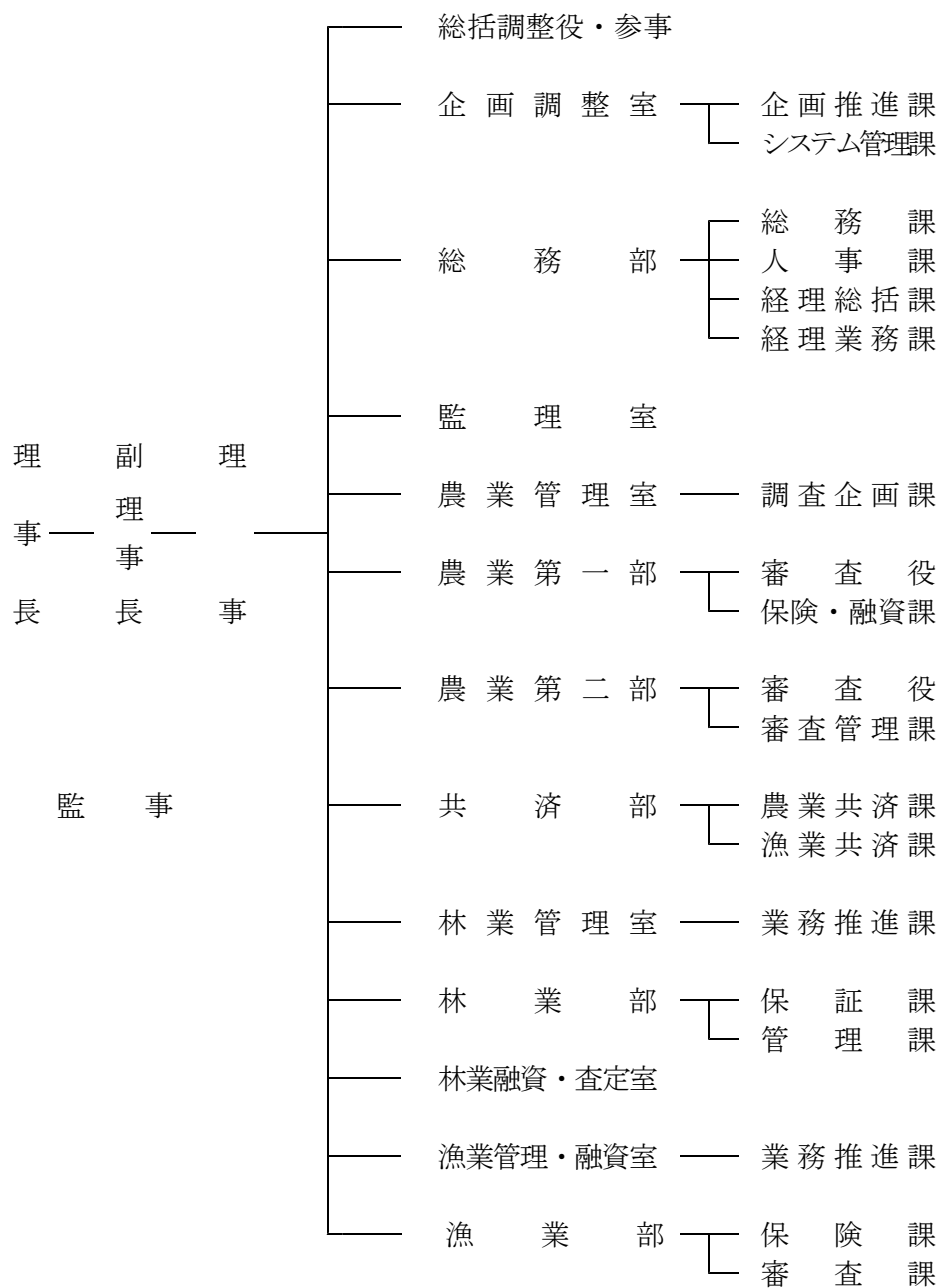
② 業務内容

信用基金は、上記の目的を達成するため以下の業務を行います。

- (1) 農業信用保険業務…………… ア 農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等についての保険を行うこと。
イ 農業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。
- (2) 林業信用保証業務…………… ア 林業者等が経営の改善に資する資金等を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。
イ 林業者等及び木材卸売業者等が計画的に木材の生産又は流通の合理化を図るために必要な資金を供給する事業を行う都道府県に対し、これに必要な資金を貸し付けること。
ウ 株式会社日本政策金融公庫等に対し、森林整備活性化資金の融通に必要な資金を無利子で寄託すること。
- (3) 漁業信用保険業務…………… ア 漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。
イ 漁業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。
- (4) 農業災害補償関係業務… 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと。
- (5) 漁業災害補償関係業務… 漁業共済団体の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと。

- ③ 法人の沿革
- | | |
|----------|---|
| 昭和62年10月 | 認可法人農業信用保険協会、特殊法人林業信用基金及び認可法人中央漁業信用基金が統合し、認可法人農林漁業信用基金として設立 |
| 平成12年4月 | 認可法人農業共済基金の業務を承継 |
| 平成15年10月 | 認可法人農林漁業信用基金を解散し、独立行政法人農林漁業信用基金として設立 |
- ④ 設立根拠法
独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）
- ⑤ 主務大臣（主務省所管課等）
農林水産大臣（農林水産省経営局金融調整課・保険監理官、林野庁林政部企画課、水産庁漁政部水産経営課・漁業保険管理官）及び財務大臣（財務省大臣官房政策金融課）（農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務を除く。）

⑥ 組織図（平成24年3月31日現在）



- (2) 事務所の住所
東京都千代田区内神田一丁目1番12号 コープビル

- (3) 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	182,316	5,000	27,756	159,559
地方公共団体出資金	5,174	—	—	5,174
民間出資金	29,922	10	—	29,932
資本金合計	217,412	5,010	27,756	194,665

- (4) 役員の様況 (平成24年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	堤 芳夫	自 平成23年10月1日 至 平成27年9月30日		昭和45年4月 農林中央金庫入庫 平成12年6月 農林中央金庫常務 平成15年6月 農中情報システム(株) 代表取締役社長 平成17年4月 独立行政法人農林漁業 信用基金理事長
副理事長	平尾 豊徳	自 平成23年10月1日 至 平成27年9月30日	理事長補佐、 農業管理室、 農業第一部、 農業第二部関 係業務担当	昭和53年4月 農林省採用 平成22年7月 経営局長 平成23年10月 独立行政法人農林漁業 信用基金副理事長
理事	宮崎 正義	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日	企画調整室、 総務部、監理 室、漁業管理・ 融資室、漁業 部、共済部関 係業務担当	昭和52年4月 農林省採用 平成21年7月 東北農政局長 平成22年4月 独立行政法人農林漁業 信用基金理事
理事	稲田 進	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日	財務会計担当	昭和50年4月 東京海上火災保険(株) 入社 平成23年8月 東京海上ホールディン グス(株)財務企画部長 平成23年10月 独立行政法人農林漁業 信用基金理事
理事	石井 亮一	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日	農業管理室、 農業第一部、 農業第二部関 係業務担当	昭和48年4月 農業信用保険協会採用 平成23年4月 独立行政法人農林漁業 信用基金農業第二部長 平成23年10月 独立行政法人農林漁業 信用基金理事

理事	山崎 信介	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日	林業管理室、 林業部、林業 融資・査定室 関係業務担当	昭和53年4月 平成21年9月 平成23年10月	農林省採用 北海道森林管理局長 独立行政法人農林漁業 信用基金理事
理事	成子 隆英	自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日	漁業管理・融 資室、漁業部、 漁業共済関係 業務担当	昭和53年4月 平成20年7月 平成23年10月	農林省採用 水産庁増殖推進部長 独立行政法人農林漁業 業信用基金理事
監事	泉澤 和行	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日		昭和56年4月 平成20年8月 平成21年10月	農林中央金庫入庫 農林中央金庫JFマリ ンバンク部長 独立行政法人農林漁業 信用基金監事
監事	米村 公雄	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日		昭和51年4月 平成23年4月 平成23年10月	林業信用基金採用 独立行政法人農林漁業 信用基金総務部長 独立行政法人農林漁業 信用基金監事

(5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成23年度末において105人（前年度末比5人減少）であり、平均年齢は44歳となっています。このうち、国からの出向者は25人です。

3. 財務諸表の概要

① 貸借対照表（平成24年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	109,167	流動負債	33,248
現金・預金	24,997	借入金	3,491
有価証券	26,210	引当金	5,296
短期貸付金	51,795	政府事業交付金	22,709
その他	6,165	その他	1,752
固定資産	159,243	固定負債	19,024
有形固定資産	1,048	借入金	7,572
投資有価証券	85,871	引当金	6,571
長期貸付金	34,505	退職給付引当金	2,003
寄託金	37,016	その他の引当金	4,568
その他	803	その他	4,882
保証債務見返	62,773	保証債務	62,773
		負債合計	115,045
		純資産の部	
		資本金	194,665
		政府出資金	159,559
		その他	35,106
		資本剰余金	11,690
		利益剰余金	9,782
		純資産合計	216,137
資産合計	331,182	負債純資産合計	331,182

② 損益計算書（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	金額
経常費用 (A)	18,186
事業費	15,849
保険事業費	12,835
保証事業費	3,015
一般管理費	1,821
人件費	1,295
減価償却費	59
その他	467
財務費用等	515
経常収益 (B)	20,585
事業収入	18,959
保険事業収入	17,162
保証事業収入	1,653
貸付事業収入	144
補助金等収益	108
財務収益等	1,519
臨時損失 (C)	0
その他調整額 (D)	19
当期総利益 (B-A-C+D)	2,418

③ キャッシュ・フロー計算書（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	9,596
人件費支出	△1,114
補助金等収入	15,287
自己収入等	11,406
その他収入・支出	△15,983
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△3,307
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△24,306
IV 資金に係る換算差額(D)	—
V 資金増加額（又は減少額）(E=A+B+C+D)	△18,017
VI 資金期首残高(F)	42,414
VII 資金期末残高(G=F+E)	24,397

④ 行政サービス実施コスト計算書（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	金額
I 業務費用	6,102
損益計算書上の費用	18,186
(控除) 自己収入等	△12,084
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	—
III 損益外減損損失相当額	—
IV 引当外賞与見積額	—
V 引当外退職給付増加見積額	21
VI 機会費用	1,848
VII (控除) 法人税等及び国庫納付額	—
VIII 行政サービス実施コスト	7,971

■ 財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

- 現金・預金 : 現金、普通預金
- 有価証券 : 残存期間1年以内の国債、地方債、政府保証債、社債、譲渡性預金
- 短期貸付金 : 残存期間1年以内の貸付金
- その他（流動資産）: 前払費用など
- 有形固定資産 : 土地、建物、車両、工具など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産
- 投資有価証券 : 残存期間1年超の国債、地方債、政府保証債、社債
- 長期貸付金 : 残存期間1年超の貸付金
- 寄託金 : 株式会社日本政策金融公庫に寄託している森林整備活性化資金の貸付原資
- その他（固定資産）: 有形固定資産、投資有価証券、長期貸付金、寄託金以

	外の長期資産で、求償権、無形固定資産等が該当
保証債務見返	: 負債の部に計上される保証債務の対照勘定
借入金（流動負債）	: 事業資金の調達のため借り入れた1年以内返済予定の長期借入金
引当金（流動負債）	: 将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、保証債務損失引当金等が該当
政府事業交付金	: 業務を実施するために国から交付された政府事業交付金のうち、次年度以降に支出する交付金の額
その他（流動負債）	: 保険金支払義務があると認められる額を計上する支払備金等
借入金（固定負債）	: 事業資金の調達のため借り入れた長期借入金
引当金（固定負債）	: 将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金等が該当
その他（固定負債）	: 責任準備金等が該当
保証債務	: 林業信用保証業務に係る保証残高
政府出資金	: 国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成
資本金（その他）	: 地方公共団体及び民間からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成
資本剰余金	: 国から交付された交付金及び民間からの出えん金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	: 独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

事業費	: 独立行政法人の業務に要した費用
人件費	: 給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費
減価償却費	: 業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費
財務費用等	: 利息の支払等に要する経費
事業収入	: 独立行政法人の業務収入（保険料、保証料、貸付金利息など）
受託事業収入	: 外部機関からの委託事業に係る収入
補助金等収益	: 国の補助金のうち当期の収益として認識した額
財務収益等	: 預金利息収入、有価証券利息収入などの収益

臨時損益 : 償却債権取立益、償却済債券回収益が該当
その他調整額 : 前中期目標期間繰越積立金の取崩額が該当

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、保証料、保険料等収入、代位弁済費、保険金等支出、貸付けに係る収入・支出、人件費支出、政府出資金の受入れによる収入等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：借入れ・返済による収入・支出、政府出資金の受入れによる収入等が該当

資金に係る換算差額：該当無し

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用：独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用

その他の行政サービス実施コスト：独立行政法人の損益計算書に計上されないが、行政サービスの実施に費やされたと認められるコスト

損益外減価償却相当額：該当無し

損益外減損損失相当額：該当無し

引当外賞与見積額：該当無し

引当外退職給付増加見積額：国からの出向職員に係る退職給付引当金増加見積額

機会費用：国及び地方公共団体からの出資金等の額に、国債の利回りを乗じて得た額

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析

(経常費用)

平成23年度の経常費用は18,186百万円と、前年度比4,744百万円の増(35.3%増)となっている。これは、保険事業費が前年度比4,090百万円の増(46.8%増)、保証事業費が前年度比612百万円の増(25.5%増)、財務費用が前年度比39

百万円の減（7.1%減）となったことが主な要因である。

(経常収益)

平成23年度の経常収益は20,585百万円と、前年度比6,665百万円の増（47.9%増）となっている。これは、保険事業収入が前年度比6,485百万円の増（60.7%増）、保証事業収入が前年度比530百万円の増（47.2%増）、財務収益が前年度比272百万円の減（15.3%減）となったことが主な要因である。

(当期総損益)

上記の経常損益並びに固定資産除却損の臨時損失及び前中期目標期間繰越積立金取崩額を計上した結果、平成23年度の当期総損益は2,418百万円の利益となり、前年度比1,065百万円の増（78.7%増）となっている。

(資産)

平成23年度末現在の資産合計は331,182百万円と、前年度比9,688百万円の減（2.8%減）となっている。これは、現金・預金が前年比17,417百万円の減（41.1%減）、有価証券が前年比5,494百万円の増（26.5%増）、保証債務見返が前年比2,653百万円の増（4.4%増）となったことが主な要因である。

(負債)

平成23年度末現在の負債合計は115,045百万円と、前年度比12,611百万円の増（12.3%増）となっている。これは、政府事業交付金が前年比10,966百万円の増（93.4%増）、保証債務が前年比2,653百万円の増（4.4%増）とこれに伴う保証債務損失引当金が前年比1,463百万円の増（17.6%増）、長期借入金が前年比1,527百万円の減（12.1%減）、責任準備金が前年比1,221百万円の減（21.9%減）となったことが主な要因である。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成23年度の業務活動によるキャッシュ・フローは9,596百万円と、前年度比7,157百万円の増（293.4%増）となっている。これは、貸付金の回収による収入が前年度比14,569百万円の増（23.1%増）、政府事業交付金収入が前年度比13,425百万円の増（765.2%増）、貸付による支出が前年度比15,386百万円の増（24.8%増）、保険金の支払による支出が前年度比3,897百万円の増（46.5%増）となったことが主な要因である。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成23年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△3,307百万円の支出となり、前年度の27,404百万円の収入から支出に転じた。これは、有価証券の償還及び定期預金の払戻による収入が前年度比26,517百万円の減（17.2%減）、有価証券の取得及び定期預金の預入による支出が前年度比4,373百万円の増（3.4%増）となったことが主な要因である。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成23年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△24,306百万円の支出と

なり、前年度の44百万円の収入から支出に転じた。これは、不要財産に係る国庫納付等による支出が前年度比27,659万円の増（28,514.8%増）、政府出資金の受入れによる収入が前年度比3,400百万円の増（212.5%増）となったことが主な要因である。

表 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
経常費用	16,262	18,950	14,030	13,442	18,186
経常収益	14,956	18,445	16,387	13,920	20,585
当期総損益	△1,300	1,250	2,444	1,353	2,418
資産	297,420	297,762	333,566	340,870	331,182
負債	73,200	71,464	97,369	102,434	115,045
利益剰余金	7,380	6,879	8,747	9,359	9,782
業務活動によるキャッシュ・フロー	△3,480	△799	11,331	2,439	9,596
投資活動によるキャッシュ・フロー	706	2,516	△19,399	27,404	△3,307
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,916	3,194	7,984	44	△24,306
資金期末残高	7,700	12,611	12,527	42,414	24,397

注1：平成23年度における増減理由は、上記記載のとおりである。

注2：保険事業費及び保証事業費の増減による。

注3：保険事業収入及び保証事業収入の増減による。

注4：有価証券及び保証債務見返の増加による。

注5：現金・預金、投資有価証券及び保証債務見返の増加並びに有価証券の減少による。

注6：保証債務、保証債務損失引当金及び政府事業交付金の増加並びに責任準備金の減少による。

注7：保証債務及び保証債務損失引当金の増加並びに長期借入金及び責任準備金の減少による。

注8：保険金、代位弁済費及び寄託金の支出、政府事業交付収入の増減により変動が生じている。

注9：有価証券の取得及び償還の額の増減により変動が生じている。

注10：借入れの額及び借入金の返済額並びに政府出資金の受入額の増減により変動が生じている。

② セグメント事業損益の経年比較・分析

ア 農業信用保険勘定

(ア) 農業保険業務

農業保険業務の事業損益は2,161百万円と、前年度比718百万円の増（49.8%増）となっている。これは、保険金が前年度比811百万円の減（13.5%減）、責任準備金戻入が前年度比354百万円の減（42.9%減）となったこと、及び支払備金が前年度265百万円の繰入であったのに対し、今年度は63百万円の戻入となったことが主な要因である。

(イ) 農業融資業務

農業融資業務の事業損益は△16百万円の損失となり、前年度の12百万円の利益から損失に転じた。これは、一般管理費が前年度比22百万円の減（22.3%減）となったものの、貸付金利息収入が前年度比37百万円の減（65.7%減）

及び財務収益が前年度比10百万円の減（20.0%減）となったことが主な要因である。

イ 林業信用保証勘定

（ア）林業信用保証業務

林業信用保証業務の事業損益は△1,451百万円の損失と、損失は前年度比203百万円の減（12.2%減）となっている。これは、保証債務損失引当金繰入が前年度比22百万円の減（1.5%減）、求償権償却引当金繰入が前年度比227百万円の増（29.3%増）と、引当金の計上が増加したものの、農林水産省から交付を受けた政府事業交付金収入が前年度比495百万円の増（85.2%増）となったことが主な要因である。

（イ）林業等資金寄託業務

林業等資金寄託業務の事業損益は0百万円と、前年度比0百万円の減（15.6%減）となっている。これは、財務収益が前年度比0百万円の減（11.3%減）となったことが主な要因である。

（ウ）林業等資金貸付業務

林業等資金貸付業務の事業損益は△2百万円の損失となり、損失は前年度比7百万円の減（77.2%減）となっている。これは、貸付事業収入が農林水産省から交付を受けた政府事業交付金収入により前年度比57百万円の増（774.1%増）、財務収益が前年度比46百万円の減（89.5%減）となったことが主な要因である。

ウ 漁業信用保険勘定

（ア）漁業保証保険業務

漁業保証保険業務の事業損益は1,711百万円と、前年度比1,151百万円の増（205.2%増）となっている。これは、政府事業交付金収入が前年度比5,895百万円の増（935.8%増）、保険金が前年度比4,708百万円の増（196.8%増）、となったことが主な要因である。

（イ）漁業融資保険業務

漁業融資保険業務の事業損益は1百万円と、前年度比4百万円の減（79.9%減）となっている。これは責任準備金の積立てによる4百万円の繰入（皆増）となったことが主な要因である。

（ウ）漁業融資業務

漁業融資業務の事業損益は45百万円と、前年度比20百万円の減（30.8%減）となっている。これは、貸付金利息が前年度比15百万円の減（57.5%減）となったことが主な要因である。

エ 農業災害補償関係勘定

農業災害補償関係勘定の事業損益は△31百万円の損失となり、前年度の53百万円の利益から損失に転じた。これは、一般管理費が前年度比30百万円の減

(24.4%減)となったものの、財務収益が前年度比110百万円の減(67.6%減)となったことが主な要因である。

オ 漁業災害補償関係勘定

漁業災害補償関係勘定の事業損益は△19百万円の損失となり、前年度の3百万円の利益から損失に転じた。これは、事業収入が前年度比13百万円の減(25.4%減)となったこと、及び退職給付引当金繰入が前年度比5百万円の増(117.5%増)となったことが主な要因である。

表 事業損益の経年比較

(単位：百万円)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 注
農業信用保険勘定	59	938	2,034	1,455	2,145
農業保険業務	△52	注2 779	注3 1,938	注4 1,443	2,161
農業融資業務 注5	111	160	97	12	△16
林業信用保証勘定	279	△1,756	△587	△1,663	△1,453
林業信用保証業務	235	注6 △1,819	注7 △620	注8 △1,654	△1,451
林業等資金寄託業務	0	0	2	1	0
林業等資金貸付業務 注5	44	63	32	△9	△2
漁業信用保険勘定	△1,701	270	866	631	1,757
漁業保証保険業務	△1,789	注9 162	注10 837	注11 561	1,711
漁業融資保険業務	6	6	△6	5	1
漁業融資業務 注5	82	103	35	65	45
農業災害補償関係勘定 注12	10	19	23	53	△31
漁業災害補償関係勘定 注5	47	23	20	3	△19
合 計	△1,306	△505	2,357	479	2,399

注1：平成23年度における増減理由は、上記記載のとおりである。

注2：保険金の減少による。

注3：保険金の減少、政府事業交付金収入が減少したが責任準備金戻入が増加したことによる。

注4：責任準備金戻入が増加したが、政府事業交付金収入の減少及び支払備金が戻入から繰入になったことによる。

注5：貸付金利息収入及び財務収益の増減による。

注6：保証債務損失引当金が戻入から繰入になったこと及び求償権償却引当金繰入が増加したことによる。

注7：保証債務損失引当金繰入が増加したが、求償権償却引当金繰入の減少及び政府事業交付金収入が増加したことによる。

注8：保証債務損失引当金繰入及び求償権償却引当金繰入が減少したが、政府事業交付金収入が減少したことによる。

注9：保険金が増加したが、政府事業交付金収入の増加及び支払備金が繰入から戻入になったことによる。

注10：保険金の減少、保険料収入の増加及び責任準備金が繰入から戻入になったことによる。

注11：責任準備金戻入の減少による。

注12：一般管理費及び財務収益の増減による。

③ セグメント総資産の経年比較・分析

ア 農業信用保険勘定

(ア) 農業保険業務

農業保険業務の総資産は52,013百万円と、前年度比7,354百万円の増(16.5%増)となっている。これは、現金・預金が前年度比6,280百万円の増(144.8%増)、有価証券が前年度比1,078百万円の増(12.7%増)となったことが主な要因である。

(イ) 農業融資業務

農業融資業務の総資産は50,587百万円と、前年度比12,549百万円の減(19.9%減)となっている。これは、現金・預金が前年度比10,585百万円の減(99.9%減)、短期貸付金が前年度比1,952百万円の減(7.2%減)となったことが主な要因である。

イ 林業信用保証勘定

(ア) 林業信用保証業務

林業信用保証業務の総資産は100,005百万円と、前年度比11,382百万円の増(12.8%増)となっている。これは、現金及び預金が前年度比3,182百万円の増(487.0%増)、有価証券及び投資有価証券が前年度比6,397百万円の増(24.6%増)となったことが主な要因である。

(イ) 林業等資金寄託業務

林業等資金寄託業務の総資産は37,842百万円と、前年度比126百万円の減(0.3%減)となっている。これは、寄託金が償還により前年度比720百万円の減(1.9%減)となっているのに対し、有価証券が前年度比590百万円の増(256.5%増)となったことが主な要因である。

(ウ) 林業等資金貸付業務

林業等資金貸付業務の総資産は9,978百万円と、前年度比7,254百万円の減(42.1%減)となっている。これは、現金及び預金が国庫納付を行ったことにより前年度比7,372百万円の減(46.9%減)となったことが主な要因である。

ウ 漁業信用保険勘定

(ア) 漁業保証保険業務

漁業保証保険業務の総資産は39,893百万円と、前年度比1,470百万円の増(3.8%増)となっている。これは、未収金が前年度比3,701百万円の増(355.9%増)、投資有価証券が前年度比2,354百万円の減(7.4%減)となったことが主な要因である。

(イ) 漁業融資保険業務

漁業融資保険業務の総資産は217百万円と、前年度比5百万円の増(2.5%増)とほぼ前年度と同額となっている。

(ウ) 漁業融資業務

漁業融資業務の総資産は30,745百万円と、前年度比5,950百万円の減(16.2%減)となっている。これは、現金が前年度比5,625百万円の減(95.7%減)、長期貸付金が前年度比457百万円の減(4.8%減)となったことが主な要因である。

エ 農業災害補償関係勘定

農業災害補償関係勘定の総資産は3,830百万円と、前年度比4,006百万円の減(51.1%減)となっている。これは、現金・預金が前年度比3,495百万円の減(82.6%減)、短期貸付金が前年度比308百万円の減(24.1%減)、投資有価証券が前年度比200百万円の減(8.7%減)となったことが主な要因である。

オ 漁業災害補償関係勘定

漁業災害補償関係勘定の総資産は6,078百万円と、前年度比13百万円の減(0.2%減)と前年度とほぼ同額となっている。これは、短期貸付金が前年度比1,380百万円の増(33.6%増)となったことに伴い、有価証券が前年度比1,390百万円の減(80.3%減)となったことが主な要因である。

表 総資産の経年比較

(単位：百万円)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 注1
農業信用保険勘定	100,796	104,318	105,997	107,796	102,600
農業保険業務 注2	38,066	41,342	42,914	44,659	52,013
農業融資業務	62,730	62,977	63,083	63,137	50,587
林業信用保証勘定	111,873	110,867	138,531	143,818	147,820
林業信用保証業務 注3	59,010	56,787	83,352	88,622	100,005
林業等資金寄託業務 注4	35,722	36,870	37,944	37,969	37,842
林業等資金貸付業務	17,161	17,217	17,244	17,233	9,978
漁業信用保険勘定	70,486	68,273	75,237	75,329	70,855
漁業保証保険業務 注5	33,696	31,374	38,305	38,423	39,893
漁業融資保険業務	207	213	207	212	217
漁業融資業務	36,584	36,687	36,725	36,694	30,745
農業災害補償関係勘定	8,222	8,227	注6 7,715	7,836	3,830
漁業災害補償関係勘定	6,043	6,076	6,085	6,091	6,078
合 計	297,420	297,762	333,566	340,870	331,182

※ 林業信用保証勘定においては、業務間の未収金についても計上しているため、勘定合計において一致しない。

注1：平成23年度における増減理由は、上記記載のとおりである。

注2：現金・預金、有価証券及び投資有価証券の増減による。

注3：保証債務見返及び有価証券の増減による。

注4：寄託金の増減による。

注5：投資有価証券の増減による。

注6：有価証券評価損の計上による。

- ④ 目的積立金の申請状況、取崩内容等
該当なし

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析

平成23年度の行政サービス実施コストは7,971百万円と、前年度比4,630百万円の増（138.5%増）となっている。これは、機会費用が政府出資等の機会費用の計算に使用した利率が低下したこと、及び政府出資金の一部を国庫交付したことにより前年度比639百万円の減（25.7%減）となったものの、業務費用が事業費の増加により前年度比5,269百万円の増（632.2%増）となったことが主な要因である。

表 行政サービス実施コストの経年比較

(単位：百万円)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 注1
業務費用	2,674	4,567	1,688	833	6,102
うち損益計算書上の費用	16,262	18,951	14,530	13,445	18,186
うち自己収入	△13,588	△14,383	△12,841	△12,611	△12,084
損益外減価償却相当額	—	—	—	—	—
損益外減損損失相当額	—	—	—	—	—
引当外賞与見積額	—	—	—	—	—
引当外退職給付増加見積額	18	19	21	21	21
機会費用	2,382	2,520	2,698	2,487	1,848
(控除) 法人税等及び国庫納付金	—	—	—	—	—
行政サービス実施コスト	5,074	注2 7,106	注3 4,407	注4 3,342	7,971

注1：平成23年度における増減理由は、上記記載のとおりである。

注2：事業費の増加により業務費用が増加したことによる。

注3：事業費の減少により業務費用が減少したことによる。

注4：事業費の減少により業務費用が減少したこと、及び政府出資等の機会費用の計算に使用した利率が低下したことによる。

(2) 施設等投資の状況（重要なもの）

- ① 当事業年度中に完成した主要施設等
該当なし

- ② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充
該当なし

- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等
該当なし

(3) 予算・決算の概況

(単位：百万円)

区分	19年度		20年度		21年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
収入						
受入事業交付金	983	983	1,631	6,724	1,587	11,343
政府補給金収入	194	123	198	149	201	162
政府出資金	-	-	500	2,561	1,100	8,017
地方公共団体出資金	39	-	10	-	10	2
民間出資金	13	-	14	-	14	-
事業収入	157,001	79,334	142,797	65,720	158,811	76,676
受託事業収入	2	5	3	3	3	2
運用収入	2,079	1,925	1,870	1,903	1,872	1,818
借入金	66,012	8,715	70,852	3,906	70,063	2,926
その他の収入	8	37	11	63	11	25
合計	226,330	91,122	217,886	81,031	233,673	100,972
支出						
事業費	224,433	90,621	222,531	76,886	233,496	80,233
一般管理費	2,313	1,939	2,134	1,737	2,101	1,793
直接業務費	378	261	367	208	355	238
管理業務費	329	253	325	225	315	240
人件費	1,606	1,425	1,443	1,303	1,431	1,314
合計	226,746	92,560	224,665	78,623	235,598	82,025

(単位：百万円)

区分	22年度		23年度		差額理由
	予算	決算	予算	決算	
収入					
受入事業交付金	1,754	1,754	2,144	15,179	平成23年度補正予算（第1号及び第3号）により追加された事業交付金の受入れによる増加
政府補給金収入	187	153	177	108	
政府出資金	1,600	1,600	1,400	5,000	平成23年度補正予算（第1号）により追加された政府出資金の受入れによる増加
地方公共団体出資金	10	-	10	-	
民間出資金	14	93	15	10	
事業収入	149,795	74,361	160,311	89,556	災害の発生が減少したこと等による貸付計画の未達による減少
受託事業収入	3	1	3	-	
運用収入	2,003	1,839	1,653	1,526	
借入金	68,984	4,099	71,154	13,357	災害の発生が減少したこと等による貸付計画の未達による減少
その他の収入	12	73	11	16	
合計	224,362	83,974	236,878	124,752	
支出					
事業費	221,446	79,331	218,349	107,933	災害の発生が減少したこと等による貸付計画の未達による減少
一般管理費	2,066	1,741	1,957	1,801	
直接業務費	344	203	328	314	
管理業務費	305	225	288	216	
人件費	1,417	1,313	1,341	1,270	
合計	223,512	81,072	220,306	109,734	

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

当法人においては、業務運営の効率化による経費の抑制として、中期目標の期間中（平成20年度～平成24年度）に、平成19年度比で事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）について5%以上削減、一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）について15%以上の節減を行うことを目標としている。

本年度は、事業費については、平成19年度予算対比で3.1%の増加となったが、これは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により保険金及び代位弁済費が増加したことによるもので、保険金及び代位弁済費のうち、東日本大震災を起因とするものを除いた事業費は45.8%の削減となった。

また、一般管理費については、平成19年度予算対比で25.8%の節減となったが、これは、事務所が入居しているビルの大規模修繕がなかったこと、事務・業務に係る経費の節減に努めたこと等が挙げられる。

(単位：百万円、%)

区分	19年度		当中期目標期間							
	金額	比率	20年度		21年度		22年度		23年度	
			金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
事業費	13,727	100	16,878	123.0	10,431	76.0	9,798	71.4	14,155	103.1
一般管理費	702	100	423	60.2	469	66.7	418	59.6	521	74.2

さらに、人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた改定部分を除く。）については、平成18年度から6年間で6%以上の削減を行うこととしている。この目標を達成するため、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し、人員の削減等に取り組み、平成23年度においては、平成17年度決算対比で18.1%の削減となった。

(単位：百万円、%)

区分	17年度		前中期目標期間				当中期目標期間							
	金額	比率	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
			金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人件費	1,212	100	1,172	96.7	1,114	92.0	1,073	88.5	1,040	85.8	1,049	86.5	993	81.9

5. 事業の説明

(1) 財源構造

当法人の経常収益は、20,585百万円で、その内訳は、保険料収入(4,678百万円)、保証料収入(564百万円)、回収金収入(3,922百万円)、貸付金利息(79百万円)、政府事業交付金収入(8,394百万円)、政府補給金収入(108百万円)、財務収益(1,509百万円)等となっている。

これを事業別に区分すると、

- ① 農業保険業務では、保険料収入3,623百万円（事業収益の43.0%）、回収金収

入3,006百万円（事業収益の35.7%）、政府事業交付金収入728百万円（事業収益の8.6%）、財務収益が525百万円（事業収益の6.2%）等となっている。

- ② 農業融資業務では、貸付金利息19百万円（事業収益の31.4%）、財務収益41百万円（事業収益の67.1%）等となっている。
- ③ 林業信用保証業務では、保証料収入564百万円（事業収益の28.0%）、政府事業交付金収入1,076百万円（事業収益の53.3%）、財務収益362百万円（事業収益の17.9%）等となっている。
- ④ 林業等資金寄託業務では、政府補給金収入108百万円（事業収益の99.5%）等となっている。
- ⑤ 林業等資金貸付業務では、政府事業交付金収入65百万円（事業収益の92.0%）、財務収益5百万円（事業収益の7.6%）等となっている。
- ⑥ 漁業保証保険業務では、保険料収入1,055百万円（事業収益の10.9%）、回収金収入916百万円（事業収益の9.5%）、政府事業交付金収入6,525百万円（事業収益の67.4%）等となっている。
- ⑦ 漁業融資保険業務では、財務収益12百万円（事業収益の95.0%）となっている。
- ⑧ 漁業融資業務では、貸付金利息11百万円（事業収益の9.3%）、財務収益107百万円（事業収益の90.7%）となっている。
- ⑨ 農業災害補償関係業務では、貸付金利息10百万円（事業収益の15.6%）、財務収益53百万円（事業収益の84.2%）等となっている。
- ⑩ 漁業災害補償関係業務では、貸付金利息39百万円（事業収益の98.8%）、財務収益0百万円（事業収益の1.2%）等となっている。

また、独立行政法人農林漁業信用基金法第17条第1項に基づき、林業等資金寄託業務に必要な費用に充てるため、財務大臣及び農林水産大臣の認可を受けて長期借入金をしている（平成23年度4,047百万円、期末残高11,063百万円）。このほか、農業融資業務に必要な費用に充てるための出資金420億円、林業等資金寄託業務に必要な費用に充てるための出資金268億円、林業等資金貸付業務に必要な費用に充てるための出資金98億円、漁業融資業務に必要な費用に充てるための出資金302億円、農業災害補償関係業務に必要な費用に充てるための出資金36億円、漁業災害補償関係業務に必要な費用に充てるための出資金58億円等を保有している。

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

(注) 業務実績報告については、25項以降を参照。

ア 農業保険業務

農業保険業務は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等についての保険を行うことを目的としている。

平成23年度の保険引受額は、前年度に比べ550億円減の3,320億円となり、平

成23年度末の保険価額残高は、前年度末に比べ1,311億円減の3兆3,777億円となった。平成23年度の保険金支払額は、前年度に比べ8億円減の51億76百万円となり、一方、回収金収入額は、前年度に比べ1百万円増の31億19百万円となっている。

事業の財源は、保険料収入（平成23年度3,623百万円）、回収金収入（平成23年度3,006百万円）、財務収益（平成23年度525百万円）、農業信用保険基盤の充実を図るために農林水産省から交付を受けている政府事業交付金収入（平成23年度728百万円）などとなっている。

事業に要する費用は、保険金（平成23年度5,176百万円）、一般管理費（平成23年度703百万円）などとなっている。

イ 農業融資業務

農業融資業務は、農業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金の貸し付けを行うことを目的としている。

平成23年度末における貸付金残高は、農業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金の貸付497億円となっている。

なお、農業信用基金協会が行う農業経営改善促進資金業務に必要な資金の貸付については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）（以下「事務・事業の見直しの基本方針」という。）」に従い、平成23年9月1日に貸付金残高（20億円）の全額を回収し、当該業務を廃止するとともに、当該業務の財源となっていた政府出資金（125億円）を、平成23年9月13日に全額国庫納付した。

事業の財源は、政府出資金（平成23年度末残高41,967百万円）、資本剰余金（平成23年度末残高8,214百万円）、財務収益（平成23年度41百万円）、貸付金利息（平成23年度19百万円）などとなっている。

事業に要する費用は、貸付金（平成23年度末残高49,675百万円）、一般管理費（平成23年度77百万円）などとなっている。

ウ 林業信用保証業務

林業信用保証業務は、林業者等がその経営の改善に資する資金等を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証を行うことを目的としている。

平成23年度第1次補正予算で創設された東日本大震災復旧緊急保証の実施等により、平成23年度の保証引受額は前年度に比べ24億円減の425億円、保証残高は27億円増の628億円となった。また、平成23年度の代位弁済額は、東日本大震災が原因による代位弁済の増加等から、前年度に比べ4億円の増加となる18億円の計上となった。

一方、求償権回収額は、前年度に比べ1億円減の4億円となった。

事業の財源は、保証料収入（平成23年度564百万円）、財務収益（平成23年度362

百万円)、林業信用保証業務に要する経費に充てるために農林水産省から交付を受ける政府事業交付金収入(平成23年度1,076百万円)などとなっている。

事業に要する費用は、保証債務損失引当金繰入(平成23年度1,463百万円)、求償権償却引当金繰入(平成23年度1,001百万円)、求償権償却損失(平成23年度474百万円)、求償権回収事業費(平成23年度12百万円)、一般管理費(平成23年度454百万円)などとなっている。

エ 林業等資金寄託業務

林業等資金寄託業務は、株式会社日本政策金融公庫等に対し、森林整備活性化資金の融通に必要な資金を無利子で寄託することを目的としている。

株式会社日本政策金融公庫への平成23年度寄託額は14億円であり、寄託残高は平成23年度末で370億円である。

事業の財源は、政府出資金(平成23年度1,400百万円)、独立行政法人農林漁業信用基金法第17条第1項により、林業等資金寄託業務に必要な費用に充てるため、財務大臣及び農林水産大臣の認可を受けて実行している長期借入金(平成23年度4,047百万円)、長期借入金に係る利子の補給のため農林水産省から交付を受ける政府補給金収入(平成23年度108百万円)、財務収益(平成23年度1百万円)となっている。

事業に要する費用は、寄託金(平成23年度末残高37,016百万円)、支払利息(平成23年度108百万円)、一般管理費(平成23年度0百万円)などとなっている。

オ 林業等資金貸付業務

林業等資金貸付業務は、林業者等及び木材卸売業者等が計画的に木材の生産又は流通の合理化を図るために必要な資金を供給する事業を行う都道府県に対し、これに必要な資金を貸し付けることを目的としている。

貸付業務に必要な出資金として98億円が措置されているが、平成23年度末における貸付金残高は15億円で、83億円が未貸付となっている。これは、当該貸付金は年度当初に貸し付け、年度末に償還される短期貸付金が大半であるため、3月31日時点の貸付金残高は小さくなるという面がある(平成23年度ピーク時は67億円)。

なお、「事務・事業の見直しの基本方針」において、低利預託原資貸付業務の縮小が決定され、当該業務に要する政府出資金171億円のうち73億円を、平成23年9月13日に国庫納付した。

事業の財源は、政府出資金(平成23年度末残高9,800百万円)、財務収益(平成23年度5百万円)、貸付事業収入(平成23年度65百万円)などとなっている。

事業に要する費用は、貸付金(平成23年度末残高1,483百万円)、一般管理費(平成23年度73百万円)などとなっている。

カ 漁業保証保険業務

漁業保証保険業務は、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務

の保証等につき保険を行うことを目的としている。

平成23年度の保険引受額は、前年度に比べ29億円減の943億円となった。また平成23年度の保険価額残高は、前年度に比べ26億円増の2,207億円となった。平成23年度の保険金支払額は、東日本大震災の影響により前年度に比べ47億8百万円増の71億円となった。

事業の財源は、保険料収入（平成23年度1,055百万円）、回収金収入（平成23年度916百万円）、漁業者等の負担が過度に大きくなるよう農林水産省から交付を受けている政府事業交付金収入（平成23年度6,525百万円）、財務収益（平成23年度404百万円）などとなっている。

事業に要する費用は、保険金（平成23年度7,100百万円）、一般管理費（平成23年度294百万円）などとなっている。

キ 漁業融資保険業務

漁業融資保険業務は、農林中央金庫が行う漁業近代化資金等の融資につき保険を行うことを目的としている。

景気停滞による設備投資意欲の減退もあり、近年実績は無かったものの、平成23年度は、前年度に引き続き引受けがあった（保険引受額146百万円、保険引受残高119百万円）。

事業の財源は、政府及び民間出資金（平成23年度末残高180百万円）、財務収益（平成23年度12百万円）となっている。

事業に要する費用は、責任準備金繰入（平成23年度4百万円）、一般管理費（平成23年度7百万円）などとなっている。

ク 漁業融資業務

漁業融資業務は、漁業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金の貸し付けを行うことを目的としている。

平成23年度末における貸付金残高は、漁業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金の貸付285億円となっている。

なお、漁業信用基金協会が行う漁業経営改善促進資金業務に必要な資金の貸付については、「事務・事業の見直しの基本方針」に従い、平成23年9月1日に貸付金残高（3億円）の全額を回収し、当該業務を廃止するとともに、当該業務の財源となっていた政府出資金（60億円）を、平成23年9月13日に全額国庫納付した。

事業の財源は、政府及び民間出資金（平成23年度末残高30,192百万円）、財務収益（平成23年度107百万円）、貸付金利息（平成23年度11百万円）などとなっている。

事業に要する費用は、貸付金（平成23年度末残高28,485百万円）、一般管理費（平成23年度64百万円）などとなっている。

ケ 農業災害補償関係業務

農業災害補償関係業務は、農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うことを目的としている。

平成23年度は、収穫期の降雨により農作物（麦）に大きな被害が発生したが、貸付総額は前年度に比べ50億65百万円減の65億67百万円となった。一方、回収額は55億96百万円で、平成23年度末の貸付金残高は、前年度に比べ3億8百万円減の9億71百万円となった。なお、貸付金の一部に充当するため20億70百万円の短期借入れを行い、期中に全額を償還した。

事業の財源は、政府及び民間出資金（平成23年度末残高3,600百万円）などとなっている。

事業に要する費用は、貸付金（平成23年度末残高971百万円）、一般管理費（平成23年度93百万円）、財務費用（平成23年度1百万円）などとなっている。

なお、農業災害補償関係業務については、「事務・事業の見直しの基本方針」において、中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減するとともに、業務の見直しを行うことが決定されたことを受け、利益剰余金（19億76百万円）については平成23年7月8日に、政府出資金（20億円）については同年9月13日に国庫納付した。

コ 漁業災害補償関係業務

漁業災害補償関係業務は、漁業共済団体の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うことを目的としている。

平成23年度における短期貸付額171億94百万円は、東日本大震災等に起因する再共済金の支払に対処したものである。また、短期貸付回収額は158億15百万円で、平成23年度末の短期貸付金残高は、54億85百万円となった。

なお、短期貸付金の原資の一部に充当するため72億40百万円の短期借入金の借入れを行い、期中に全額を償還した。

事業の財源は、政府、地方公共団体及び民間出資金（平成23年度末残高5,821百万円）並びに前中期目標期間繰越積立金（平成23年度末残高127百万円）などとなっている。

事業に要する費用は、貸付金（平成23年度末残高5,685百万円）、一般管理費（平成23年度58百万円）、財務費用（平成23年度1百万円）などとなっている。

独立行政法人農林漁業信用基金 平成23年度業務実績報告書

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	事業年度報告																																																																																
第1 中期目標の期間 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）信用基金の中期目標の期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間とする。																																																																																			
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置																																																																																	
<p>1 事業の効率化</p> <p>① 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に、平成19年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>1 事業の効率化</p> <p>(1) 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、その支出の要否を検討し、効率化を期するため、中期目標の期間中に、平成19年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>1 事業の効率化</p> <p>(1) 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、以下の点など支出の要否及び支出方法等について検討し、効率化を期する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金協会との事前協議の徹底、部分保証の実施による保険金支払いの低減 ・ 引受審査の厳格化等による代位弁済の抑制 ・ サービサーの選定等に当たっての求償権回収に係る費用対効果への配慮による求償権回収事業委託費の抑制 	<p>1 事業の効率化</p> <p>(1) 事業費の削減度合</p> <p>○ 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、141億55百万円の支出であり、19年度予算対比で3.1%の増加（削減目標4%）となった。（19年度決算対比では13.4%の増加となった。）</p> <p>ただし、保険金、代位弁済費のうち、東日本大震災を起因とするもの（下記（注））を除いた事業費総額は、19年度予算対比で45.8%の削減、19年度決算対比では40.4%の削減となった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p style="text-align: center;">(参考)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>19年度</th> <th>23年度</th> <th colspan="2">増減率</th> <th>19年度</th> <th>増減率</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>予算(A)</th> <th>決算(B)</th> <th>(B-A)/A</th> <th>うち東日本大震災分除く</th> <th>決算(C)</th> <th>(B-C)/C</th> <th>うち東日本大震災分除く</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費総額</td> <td>13,727</td> <td>14,155</td> <td>3.1%</td> <td>△ 45.8%</td> <td>12,483</td> <td>13.4%</td> <td>△ 40.4%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち保険金(農業)</td> <td>9,328</td> <td>5,176</td> <td>△ 44.5%</td> <td>△ 45.3%</td> <td>8,066</td> <td>△ 35.8%</td> <td>△ 36.8%</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (漁業)</td> <td>2,663</td> <td>7,100</td> <td>166.6%</td> <td>△ 64.7%</td> <td>2,472</td> <td>187.2%</td> <td>△ 62.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 代位弁済費(林業)</td> <td>1,540</td> <td>1,822</td> <td>18.3%</td> <td>△ 13.0%</td> <td>1,864</td> <td>△ 2.3%</td> <td>△ 28.1%</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 求償権管理回収助成(農業)</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>28</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 求償権回収事業委託費(林業)</td> <td>140</td> <td>12</td> <td>△ 91.3%</td> <td>△ 91.3%</td> <td>24</td> <td>△ 48.2%</td> <td>△ 48.2%</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 回収奨励金(漁業)</td> <td>28</td> <td>18</td> <td>△ 37.6%</td> <td>△ 37.6%</td> <td>30</td> <td>△ 40.3%</td> <td>△ 40.3%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	19年度	23年度	増減率		19年度	増減率			予算(A)	決算(B)	(B-A)/A	うち東日本大震災分除く	決算(C)	(B-C)/C	うち東日本大震災分除く		事業費総額	13,727	14,155	3.1%	△ 45.8%	12,483	13.4%	△ 40.4%		うち保険金(農業)	9,328	5,176	△ 44.5%	△ 45.3%	8,066	△ 35.8%	△ 36.8%		(漁業)	2,663	7,100	166.6%	△ 64.7%	2,472	187.2%	△ 62.0%		代位弁済費(林業)	1,540	1,822	18.3%	△ 13.0%	1,864	△ 2.3%	△ 28.1%		求償権管理回収助成(農業)	28	28	0.0%	0.0%	28	0.0%	0.0%		求償権回収事業委託費(林業)	140	12	△ 91.3%	△ 91.3%	24	△ 48.2%	△ 48.2%		回収奨励金(漁業)	28	18	△ 37.6%	△ 37.6%	30	△ 40.3%	△ 40.3%	
区分	19年度	23年度	増減率		19年度	増減率																																																																													
	予算(A)	決算(B)	(B-A)/A	うち東日本大震災分除く	決算(C)	(B-C)/C	うち東日本大震災分除く																																																																												
事業費総額	13,727	14,155	3.1%	△ 45.8%	12,483	13.4%	△ 40.4%																																																																												
うち保険金(農業)	9,328	5,176	△ 44.5%	△ 45.3%	8,066	△ 35.8%	△ 36.8%																																																																												
(漁業)	2,663	7,100	166.6%	△ 64.7%	2,472	187.2%	△ 62.0%																																																																												
代位弁済費(林業)	1,540	1,822	18.3%	△ 13.0%	1,864	△ 2.3%	△ 28.1%																																																																												
求償権管理回収助成(農業)	28	28	0.0%	0.0%	28	0.0%	0.0%																																																																												
求償権回収事業委託費(林業)	140	12	△ 91.3%	△ 91.3%	24	△ 48.2%	△ 48.2%																																																																												
回収奨励金(漁業)	28	18	△ 37.6%	△ 37.6%	30	△ 40.3%	△ 40.3%																																																																												

② 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第4 財務内容の改善」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。

(2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。

(2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。

○ なお、漁業信用保険業務における保険金支払額は、東日本大震災を起因とする代位弁済が23年度第3・4 四半期に集中し、19年度予算対比で166.6%増加した（東日本大震災を起因とするものを除くと64.7%の減少となった）。

事業費(保険金、代位弁済費)のうち、東日本大震災を起因とするもの(注) (単位:百万円)

区 分	19年度 予算 (A)	支払額 (B)	23年度		増減率	
			うち 東日本大震災分	うち 通常分(C)	震災分含む (B-A)÷A	震災分除く (C-A)÷A
うち保険金(農業)	9,328	5,176	75	5,101	△ 44.5%	△ 45.3%
(漁業)	2,663	7,100	6,160	940	166.6%	△ 64.7%
代位弁済費(林業)	1,540	1,822	482	1,340	18.3%	△ 13.0%

(注) 東日本大震災による被災農林漁業者に対し、予算措置された復旧・復興対策事業対象の保険金・代位弁済費等をいう。

(2) 事業費の削減に向けての取組(農業信用保険業務)

○ 引受審査の厳格化

- ・ 大口保険引受案件(注1)(333件(条件変更含む))についてすべて事前協議を実施した(22年度534件)。
- ・ 大口保険引受案件等に係る事前協議時においては、必要に応じ、基金協会と対面での協議を実施した(11協会)(22年度7協会)。
- ・ 個別案件については、事業費の削減に向けて被保証者の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施しており、大口保険引受案件事前協議333件(条件変更含む)のうち、取り下げ等19件となった(22年度30件)。

○ 部分保証の実施

- ・ 大口保険引受案件事前協議333件については財務状況や事業計画等を中心に確認した。部分保証の対象となる大家畜特別支援資金7件、家畜飼料特別支援資金1件については部分保証割合の設定についても確認した(22年度は、農業経営負担軽減支援資金5件、畜産経営維持緊急支援資金115件、家畜飼料特別支援資金32件。件数の減少は畜産経営維持緊急支援資金、家畜飼料特別支援資金が22年度(震災3県は6月末まで)で終了したため)。

○ 大口保険金請求対象案件(注3)の事前協議

- ・ 大口保険金請求対象案件(24件)について、基金協会からの資料提出又は対面により事前協議を実施した。
- ・ このうち、基金協会との対面での協議は、9件であった(22年度6件)。

○ 求償権管理回収助成

- ・ 基金協会の求償権が597億円(22年度末)となり、その回収が喫緊の課題となっている中で、23年度においても前年と同額の助成を実施したが、回収等の実績に応じ、都道府県間の配分は調整した。

- ・ 近年、求償権回収のために法的措置等に要した債権管理費が増加傾向にある中、本助成金を基金協会における求償権の行使及び保全に係る費用として効果的に活用するとともに、基金協会の求償権の管理回収におけるインセンティブを高めることにより、近年、信用基金の回収金収入は目標額を上回る水準で推移している。

(注1) 大口保険引受案件とは、次に該当するものをいう。

既に大口保険被保証者（注2）である者に対する農業近代化資金等の元本につき保険価額が1,000万円以上の保険関係が成立する保証及び農業近代化資金等の元本につき保険価額が1,000万円以上の保険が成立する保証であって、当該保証をすることにより、その被保証者が大口保険被保証者に該当するもの。

(注2) 大口保険被保証者とは、次に該当するものをいう。

農業近代化資金等の元本額（極度貸付の場合は、極度額）の合計額が1億円以上である者又は保険関係が成立している保証に係る畜産特別資金、農家負担軽減支援特別資金、農業経営負担軽減支援資金、家畜飼料特別支援資金及び畜産経営維持緊急支援資金の合計額が5,000万円以上である者。

(注3) 大口保険金請求対象案件とは、次に該当するものをいう。

保険金額が3,000万円以上の代位弁済及び一の被保証者について同時又は関連する一定の期間内に行う複数の代位弁済であって、これらの代位弁済の保険金額の合計額が3,000万円以上となるもの。

(3) 事業費の削減に向けての取組（林業信用保証業務）

○ 引受審査の厳格化

保証引受審査に当たっては、経済状況の変化を勘案する必要から、定量要因については、当該申請企業の財務諸表（新規の者は直近3年分、継続利用の者は直近5年分、更に必要に応じて試算表徴求）を、定性要因については、経営者の経験年数・事業沿革・取引先情報、融資機関所見等を融資機関より徴求するとともに、当信用基金の保有する資産査定データ等も活用して財務状況を的確に把握している。

これにより、新規・増額案件、財務内容不良案件等について、総括調整役（林業担当）等を構成員とする審査協議会で、業況や財務状況の今後の見通し、担保等による保全の可否等を踏まえた厳格な保証審査を行った。（全体の審査件数1,944件、うち審査協議件数345件。この結果、保証審査による減額等89件（25.8%、24年3月末時点））。

○ 適切な期中管理

このほか、新規保証予定企業の現地調査や既保証先の適切な期中管理等を目的とした現地での経営診断・指導（現地調査等62件（24年3月末時点（22年度は年間57件））、経営悪化がみられる保証先について融資機関等との協議による経営健全化への支援等の審査の厳格化に関連する取組を行った。

(4) 事業費の削減に向けての取組（漁業信用保険業務）

○ 引受審査の厳格化

- ・ 大口保険引受案件（注1）（51件）についてすべて事前協議を実施した。（22年度52件）

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険引受案件について基金協会との間で、被保証人の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に検討した事前協議を行い、事業費の削減に向けての取組みを実施した。 ○ 部分保証の実施 部分保証の対象となる経営安定資金2件について、基金協会から案件毎の保証割合の実行通知を受け、部分保証の実施について確認した（22年度27件）。 ○ 大口保険金請求案件（注2）の事前協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険金請求対象案件(215件)について基金協会からの提出資料等によりすべて事前協議を実施した(22年度70件)。 ・ 事前協議内容については、記載事項の検証や代位弁済の妥当性や回収見込について審査を行っている。 ○ 回収奨励金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 23年度の交付額は、回収金額の落ち込みから、17,645千円となり、前年度より5,839千円削減した。 <p>(注1) 大口保険引受案件とは、次に該当するものをいう。</p> <p>ア 保証の額が次の額を超えるもの</p> <table border="0"> <tr> <td>① 遠洋かつお・まぐろ漁業</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td>② その他漁業</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>③ 水産業協同組合</td> <td>3億円</td> </tr> </table> <p>ただし、借替緊急融資資金については、上記基準額の2分の1</p> <p>イ 保証を行った後の被保証者に係る保証残高が、次の額を超えるもの</p> <table border="0"> <tr> <td>① 遠洋かつお・まぐろ漁業</td> <td>6億円</td> </tr> <tr> <td>② その他漁業</td> <td>3億円</td> </tr> <tr> <td>③ 水産業協同組合</td> <td>6億円</td> </tr> </table> <p>(注2) 大口保険金請求案件とは、次に該当するものをいう。</p> <p>ア 代位弁済額が5千万円以上</p> <p>イ 基金協会が事務処理の困難性が高いと判断したもの</p>	① 遠洋かつお・まぐろ漁業	2億円	② その他漁業	1億円	③ 水産業協同組合	3億円	① 遠洋かつお・まぐろ漁業	6億円	② その他漁業	3億円	③ 水産業協同組合	6億円
① 遠洋かつお・まぐろ漁業	2億円														
② その他漁業	1億円														
③ 水産業協同組合	3億円														
① 遠洋かつお・まぐろ漁業	6億円														
② その他漁業	3億円														
③ 水産業協同組合	6億円														
<p>③ 共済団体等に対する貸付業務については、民間金融機関による融資を促すために、セーフティーネットとしての法人の役割について周知を行う。</p>	<p>(3) 共済団体等に対する貸付業務については、民間金融機関による融資を促すために、セーフティーネットとしての法人の役割について周知を行う。</p>	<p>(3) 共済団体等に対する貸付業務については、民間金融機関による融資を促すために、セーフティーネットとしての法人の役割について周知を行う。</p>	<p>(5) 共済団体等への貸付における信用基金の役割の周知（農業災害補償関係業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ セーフティーネットとしての信用基金の役割について、農業災害補償運営協議会及び（社）全国農業共済協会が主催する全国会長会議及び全国参事会議の場において周知を図ったほか、NOSA I イントラネットに掲示し更なる周知を図った。 <p>(漁業災害補償関係業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 23年8月に漁業共済組合に対して22年度の共済金支払資金に係る借入実績のアンケートを実施するとともに、「漁業災害補償制度における独立行政法人農林漁業信用基金（漁業災害補償関係業務）の役割について」を配布し、民間金融機関による融資を促すため、セーフティーネットとしての信用基金の役割について 												

			て周知を図った。また、23年9月にアンケートの集計結果及び「独立行政法人農林漁業信用基金（漁業災害補償関係業務）の短期貸付金について」を漁業共済組合へ配布し、更なる周知を図った。
			○ 23年10月に全国漁業共済組合連合会が主催する「総務・経理研修会」の場において、漁業共済団体に対してセーフティーネットとしての法人の役割について周知を図った。
④ 農業の低利預託原資貸付業務については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「独法見直し基本方針」という。）に基づき、業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額（125億円）を平成23年度中に国庫納付する。	(4) 農業の低利預託原資貸付業務については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「独法見直し基本方針」という。）に基づき、業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額（12,500百万円）を平成23年度中に国庫納付する。	(4) 農業の低利預託原資貸付業務については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「独法見直し基本方針」という。）に基づき、業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額（12,500百万円）を平成23年度中に国庫納付する。	(6) 低利預託原資貸付業務の廃止及び当該業務に係る政府出資金全額の23年度中の国庫納付（農業信用保険業務） 22年12月7日に閣議決定された、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に従い、低利預託原資貸付業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金（125億円）については、23年9月13日に全額国庫納付を行ったところである。
⑤ 林業の低利預託原資貸付業務については、独法見直し基本方針に基づき、ニーズに応じた規模に縮減し、林業者がより使いやすい運転資金制度に再設計するとともに、当該業務に係る政府出資金171億円のうち、当該運転資金制度において活用する見込みのない73億円を平成23年度中に国庫納付する。	(5) 林業の低利預託原資貸付業務については、独法見直し基本方針に基づき、ニーズに応じた規模に縮減し、林業者がより使いやすい運転資金制度に再設計するとともに、当該業務に係る政府出資金17,056百万円のうち、当該運転資金制度において活用する見込みのない7,256百万円を平成23年度中に国庫納付する。	(5) 林業の低利預託原資貸付業務については、独法見直し基本方針に基づき、ニーズに応じた規模に縮減し、林業者がより使いやすい運転資金制度に再設計するとともに、当該業務に係る政府出資金17,056百万円のうち、当該運転資金制度において活用する見込みのない7,256百万円を平成23年度中に国庫納付する。	(7) 低利預託原資貸付業務の再設計に伴う政府出資金（7,256百万円）の23年度中の国庫納付（林業信用保証業務） 22年12月7日の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の閣議決定を受け、ニーズに応じた規模に縮減し、より使いやすい運転資金制度（協調倍率の見直し等）に再設計を行った（23年4月）。 また、当該業務に係る政府出資金170億56百万円のうち、新しい運転資金制度で活用する見込みのない政府出資金（72億56百万円）を23年9月13日付けで国庫納付を行ったところである。 なお、借受者サイドの新制度への切り替えは徐々に進んでいくものと思われるが、これらが円滑に実施されるよう努めるとともに、23年度における都道府県からの借入れの申込に対しては、着実に貸付けを実施した。
⑥ 漁業の低利預託原資貸付業務については、独法見直し基本方針に基づき、業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額（60億円）を平成23年度中に国庫納付する。	(6) 漁業の低利預託原資貸付業務については、独法見直し基本方針に基づき、業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額（6,000百万円）を平成23年度中に国庫納付する。	(6) 漁業の低利預託原資貸付業務については、独法見直し基本方針に基づき、業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額（6,000百万円）を平成23年度中に国庫納付する。	(8) 低利預託原資貸付業務の廃止及び当該業務に係る政府出資金全額の23年度中の国庫納付（漁業信用保険業務） 22年12月7日に閣議決定された、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に従い、低利預託原資貸付業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金（60億円）については、23年9月13日付けで全額国庫納付を行ったところである。
⑦ 農業災害補償関係業務については、独法見直し基本方針に基づき、中期の融資に対応するために必要な資金規模ま	(7) 農業災害補償関係業務については、独法見直し基本方針に基づき、中期の融資に対応するために必要な資金規模ま	(7) 農業災害補償関係業務については、独法見直し基本方針に基づき、中期の融資に対応するために必要な資金規模ま	(9) 農業災害補償関係業務の見直しに伴う政府出資金（2,000百万円）及び利益剰余金（1,976百万円）の23年度中の国庫納付 22年12月7日に閣議決定された、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に従い、利益剰余金（19億76百万円）については23年7月8日に、政府出資金（20億円）については23年9月13日に国庫納

<p>で縮減するとともに、業務の見直しに伴い政府出資金38億円のうち20億円及び利益剰余金19億76百万円を平成23年度中に国庫納付する。</p>	<p>で縮減するとともに、業務の見直しに伴い政府出資金3,800百万円のうち2,000百万円及び利益剰余金1,976百万円を平成23年度中に国庫納付する。</p>	<p>で縮減するとともに、業務の見直しに伴い政府出資金3,800百万円のうち2,000百万円及び利益剰余金1,976百万円を平成23年度中に国庫納付する。</p>	<p>付を行ったところである。</p>
<p>⑧ 林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。</p>	<p>(8) 林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。</p>	<p>(8) 林業寄託業務については、貸付枠を引き続き1.7億円とするとともに、寄託原資について、1.4億円を政府出資により調達し、長期借入金を抑制する。</p>	<p>(10) 林業寄託業務の見直しの着実な実施 ○ 寄託原資の調達は、20年度から民間からの長期借入金方式から政府の出資方式へ段階的に移行（20年度5億円、21年度11億円、22年度16億円）してきており、22年度においては長期借入金は既存借入分の借換分のみに限定し、全額政府出資方式へ移行したところである。 ○ 23年度においても引き続き、17億円の貸付枠のうち寄託原資14億円を全額政府出資金で調達し、同額を日本政策金融公庫に寄託しており、また、民間からの長期借入金（既存借入金の借換分）として、40億47百万円を措置した。</p>
<p>⑨ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討を行う。</p>	<p>(9) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討会を設置し、検討を行う。</p>	<p>(9) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討会において、その役割、保険収支等の状況を踏まえ検討を行う。</p>	<p>(11) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における「民でできることは民で」の検討（農業信用保険業務） ○ 「農業信用保険業務あり方検討会」を21年3月に設置し、保険対象資金の役割、保険収支の状況等を踏まえ、対象資金のあり方について、これまでに9回、検討を行ってきているところである。 これまでの検討において、 ① 農業資金については、自然条件に左右されやすいこと、生産サイクルが長く収益性が低く不安定であること、担保が農地などに限られていること等の特性からリスクが高く、民間による保証が困難であること ② 農家経済安定資金については、農業経営と一体的に営まれている農外事業や生活環境の改善に必要な資金について民間による保証が困難である実態にあること 等を踏まえ、引き続き検討を行うこととしている。 （漁業信用保険業務） ○ 「漁業信用保険業務あり方検討会」を21年3月に設置し、保険対象資金の役割、保険収支の状況等を踏まえつつ、対象資金のあり方について、これまでに4回、検討を行ってきているところである。 これまでの検討結果において、漁業資金については、リスクが高く民間による保証は困難である状況は変わっていないこと等から、引き続き漁業経営の状況等を踏まえ検討を行うこととしている。</p>
<p>2 業務運営体制の効率化 ① 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行</p>	<p>2 業務運営体制の効率化 (1) 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行</p>	<p>2 業務運営体制の効率化 (1) 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行</p>	<p>2 業務運営体制の効率化 (1) 組織体制・人員配置の見直し ○ 新規採用者について、採用から2～3年後に他部門へ異動する人事ローテーションのルールを策定（21年度新規採用者から適用。23年10月・24年4月において、21年度採用者4人全員が他部門に異動。）。今後と</p>

<p>う。</p>	<p>う。</p>	<p>う。</p>	<p>も部門間交流等を通じ人材育成を図るとともに適材適所の配置に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幅広い業務に対応できる人材育成を図るための人事交流を行うとともに、職員の効率的な配置を踏まえ、必要に応じて非常勤職員を活用し雇用することとしている。 ○ 日常の業務及び研修等による、資格取得や能力向上、適性を見極めを通じ、総合職(企画立案等のポスト)や専門家育成に配慮することとしている。 ○ また、これまでの部門間交流等を通じて育成された人材が、組織の活性化、一体感の醸成等に寄与している。 <p>(2) 組織体制・人員配置の見直しによる人員の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期計画期末の常勤職員の見込み(113名)を踏まえ、退職による欠員の範囲内で新規採用を行っている(23年度新規採用者なし。) 																																																		
<p>② 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。</p>	<p>(2) 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。</p>	<p>(2) 職員の能力の向上を図るため、研修計画に基づき各種研修を効果的に実施する。</p> <p>ア. 養成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用研修 ・一般職員研修 ・現地研修 ・課長級研修 <p>イ. 能力開発研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援研修 ・実践研修 ・専門研修 <p>ウ. 法令遵守意識啓発研修</p>	<p>(3) 研修計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期計画に基づき、以下の種別の計画を策定し、研修を効果的に実施。 <table border="1" data-bbox="1070 730 2063 916"> <thead> <tr> <th></th> <th>養成研修</th> <th>能力開発研修</th> <th>法令遵守意識啓発研修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内 容</td> <td>職員として習得すべき知識 会計等全般的な基礎を習得</td> <td>業務に必要な専門知識 専門的業務に応用</td> <td>コンプライアンス、情報セキュリティ</td> </tr> <tr> <td>対 象</td> <td>集合研修</td> <td>所属部署からの推薦者が、外部機関研修を受講</td> <td>全職員必須</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 研修の効果的实施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 23年度において、以下のとおり研修を実施した。 <table border="1" data-bbox="1095 1018 2007 1337"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>種別</th> <th>内容等</th> <th>対象者</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">23</td> <td rowspan="3">養成</td> <td>採用者研修※(1日間)</td> <td>採用・出向者</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>財務会計※(半日)</td> <td>課長補佐以下</td> <td>18名</td> </tr> <tr> <td>業務・情報システム(半日×2回)</td> <td>課長補佐以下</td> <td>延べ45名</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">23</td> <td rowspan="3">能力開発</td> <td>経営分析手法※(半日)</td> <td>課長以下</td> <td>25名</td> </tr> <tr> <td>損害保険会計基礎(半日)</td> <td rowspan="3">各部推薦者</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>政府関係法人会計(半日)</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>内部監査(半日)</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td></td> <td>システム監査基礎(半日)</td> <td></td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>法令遵守意識啓発研修(半日)</td> <td>全役職員</td> <td>90名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※内部講師により実施したもの</p>		養成研修	能力開発研修	法令遵守意識啓発研修	内 容	職員として習得すべき知識 会計等全般的な基礎を習得	業務に必要な専門知識 専門的業務に応用	コンプライアンス、情報セキュリティ	対 象	集合研修	所属部署からの推薦者が、外部機関研修を受講	全職員必須	年度	種別	内容等	対象者	受講者数	23	養成	採用者研修※(1日間)	採用・出向者	5名	財務会計※(半日)	課長補佐以下	18名	業務・情報システム(半日×2回)	課長補佐以下	延べ45名	23	能力開発	経営分析手法※(半日)	課長以下	25名	損害保険会計基礎(半日)	各部推薦者	3名	政府関係法人会計(半日)	2名	内部監査(半日)	1名	23		システム監査基礎(半日)		1名			法令遵守意識啓発研修(半日)	全役職員	90名
	養成研修	能力開発研修	法令遵守意識啓発研修																																																		
内 容	職員として習得すべき知識 会計等全般的な基礎を習得	業務に必要な専門知識 専門的業務に応用	コンプライアンス、情報セキュリティ																																																		
対 象	集合研修	所属部署からの推薦者が、外部機関研修を受講	全職員必須																																																		
年度	種別	内容等	対象者	受講者数																																																	
23	養成	採用者研修※(1日間)	採用・出向者	5名																																																	
		財務会計※(半日)	課長補佐以下	18名																																																	
		業務・情報システム(半日×2回)	課長補佐以下	延べ45名																																																	
23	能力開発	経営分析手法※(半日)	課長以下	25名																																																	
		損害保険会計基礎(半日)	各部推薦者	3名																																																	
		政府関係法人会計(半日)		2名																																																	
内部監査(半日)	1名																																																				
23		システム監査基礎(半日)		1名																																																	
		法令遵守意識啓発研修(半日)	全役職員	90名																																																	

			<p>○ 研修の実効性の確保、今後の研修の充実に反映させる観点から研修受講者から受講報告を提出させ、研修内容の理解度や効率的な業務運営に資する内容かどうか検証し、研修の効果が職員の能力の向上や業務運営の効率化等に資するよう検証を行っている。</p> <p>この結果、業務能力やコンプライアンスに係る理解の向上が図られている。また、実施に当たっては、内部講師等を活用し、費用の節減も考慮している。</p> <p>○ 研修により職員の能力向上を図り、勤務実績等を踏まえ、適材適所の人事配置に努めている。</p>																												
<p>③ 平成23年度中に農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。</p> <p>また、両部署の統合に当たっては、経費の縮減及び業務運営の効率化を図る観点から、統合効果を最大限発揮させるものとする。</p>	<p>(3) 平成23年度中に農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。</p> <p>また、両部署の統合に当たっては、経費の縮減及び業務運営の効率化を図る観点から、統合効果を最大限発揮させるものとする。</p>	<p>(3) 平成23年度中に農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。</p>	<p>(5) 23年度中の災害補償関係部門の統合 (農業災害補償関係業務・漁業災害補償関係業務)</p> <p>○ 23年10月1日付けで農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合して2室1部3課体制から1部2課制を実現した。</p>																												
<p>3 経費支出の抑制</p> <p>① 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%以上抑制する。</p>	<p>3 経費支出の抑制</p> <p>(1) すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%以上の節減を行う。</p>	<p>3 経費支出の抑制</p> <p>(1) すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）の節減を行う。</p>	<p>3 経費支出の抑制</p> <p>(1) 一般管理費の削減度合</p> <p>○ 一般管理費（人件費、公租公課により増減する経費を除く。）については、5億21百万円の支出であり、19年度予算対比で25.8%の削減（削減目標12.5%）となった（19年度決算対比では3.4%の増加となった。）。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">19年度 予算(A)</th> <th rowspan="2">23年決算 実績(B)</th> <th rowspan="2">増減率 (B-A)÷A</th> <th colspan="2">(参考)</th> </tr> <tr> <th>19年度決算 (C)</th> <th>増減率 (B-C)÷C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>702</td> <td>521</td> <td>△ 25.8%</td> <td>503</td> <td>3.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、震災対応関連経費（システム修正費等）を除いた一般管理費は4億1百万円の支出であり、19年度予算対比で42.9%の削減となった（19年度決算対比では20.4%削減となった。）。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">19年度 予算(A)</th> <th rowspan="2">23年決算 実績(B)</th> <th rowspan="2">増減率 (B-A)÷A</th> <th colspan="2">(参考)</th> </tr> <tr> <th>19年度決算 (C)</th> <th>増減率 (B-C)÷C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>702</td> <td>401</td> <td>△ 42.9%</td> <td>503</td> <td>△ 20.4%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	19年度 予算(A)	23年決算 実績(B)	増減率 (B-A)÷A	(参考)		19年度決算 (C)	増減率 (B-C)÷C	一般管理費	702	521	△ 25.8%	503	3.4%	区 分	19年度 予算(A)	23年決算 実績(B)	増減率 (B-A)÷A	(参考)		19年度決算 (C)	増減率 (B-C)÷C	一般管理費	702	401	△ 42.9%	503	△ 20.4%
区 分	19年度 予算(A)	23年決算 実績(B)	増減率 (B-A)÷A					(参考)																							
				19年度決算 (C)	増減率 (B-C)÷C																										
一般管理費	702	521	△ 25.8%	503	3.4%																										
区 分	19年度 予算(A)	23年決算 実績(B)	増減率 (B-A)÷A	(参考)																											
				19年度決算 (C)	増減率 (B-C)÷C																										
一般管理費	702	401	△ 42.9%	503	△ 20.4%																										

		<p>○ 公益法人等に対する会費の支出については、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成24年3月23日行政改革実行本部決定）で示された観点を踏まえ、支出の必要性を精査し、24年度以降の支出の見直しを行う。</p> <p>なお、契約による支出については、後記「9 調達方式の適正化」にあるとおり、評価を受けている。</p>
	<p>① 部署別の予算配分、予算執行の期中管理など予算の適正な執行管理を徹底する。</p> <p>② 減損会計の情報に基づき、適正な資産の評価を行う。</p>	<p>(2) 予算の適正な執行管理</p> <p>○ 予算の効率的かつ適正な執行を図るため、部門ごとに業務計画、過去の支出実績等を勘案して実行予算を策定し、部署別の予算配分を行った。</p> <p>また、毎月の支出実績をとりまとめ、期中においても支出実績を勘案しつつ、実行予算の見直しを行うなど、適正な期中管理を行った。</p> <p>(3) 減損会計の情報に基づく適正な資産の評価</p> <p>○ 24年5月に、23年度末現在において保有する貸付金、求償権、保証債務見返、有価証券及び土地・建物等固定資産について、資産査定実施要領に基づき、その回収の懸念又は価値の毀損の懸念の度を判定し、その過程において、事務所、宿舍等の固定資産については、その利用状況等の把握も含め、これら査定対象資産の評価を行った。</p> <p>なお、当該査定結果については、監理室が検証することとなり、検証の結果、「問題なし」との通知を受けている。</p> <p>○ 更に、会計監査人による監査においても資産査定の検証が行われている。</p>
<p>・ 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。</p>	<p>③ 役職員に対し、費用対効果などのコスト意識を徹底させる。</p>	<p>(4) 役職員のコスト意識の徹底</p> <p>○ 役職員のコスト意識を徹底させるため、部署別予算配分・適切な期中管理を行うとともに、定期的な部内の会議等において、予算の執行状況や年度中の執行の見通し、決算状況を説明し、周知を図った。</p> <p>○ 支出の無駄を削減するための自律的な取組を促進する「支出点検プロジェクトチーム」の第6回会合を23年6月に開催し、22年度取組目標への取組状況について報告を行うとともに、23年度取組目標の設定について検討を行った。</p> <p>23年度取組目標については職員掲示板に掲示することにより、効率的な予算執行・無駄な支出の削減への取組について周知を図った。</p> <p>また、23年11月に第7回会合を開き、23年度取組目標への取組み状況を確認し、引き続き目標に取り組んでいくこととした。</p>
<p>・ 業務実施方法を見直す。</p>	<p>④ 外部委託の推進を図るなど業務実施方法を見直す。</p>	<p>(5) 業務実施方法の見直し（農業信用保険業務）</p> <p>○ 東日本大震災への対応として、業務方法書、農業保証保険約款、農業融資保険約款、農業保証保険取扱要領及び農業融資資金貸付要領について一部改正を行い、機動的な対応を行った。</p> <p>その中で、事務手続き、様式に係る一部改正については、事務処理負担が過大とならないよう簡素化に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 23年5月に「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」及び第1次補正予算の成立に伴い「農業経営復旧対策特別保証事業交付金交付事業」が施行されたことに伴う農業保証保

険約款、農業融資保険約款、農業保険取扱要領の一部改正を行った。

- ・ 同年9月に被災対象基金協会に震災関係の代位弁済込額等を加味して貸付配分することを内容とした農業融資資金貸付要領の一部改正を行った。
- ・ 同年11月の第3次補正予算の成立に伴い同事業が「農業経営復旧・復興対策特別保証事業」に変更され、適用対象資金が拡大されたこと等により、農業保証保険約款、農業融資保険約款、農業保険取扱要領の一部改正を行った。

なお、23年5月に「農業経営復旧対策特別保証事業説明会」を開催し、農業保証保険約款の改正等を説明し、被災対象の9基金協会との意見交換を行ったほか、6月開催の「農業信用保険運営協議会」及び12月開催の「農業信用基金協会常勤役員会議」において、農業保証保険約款、農業保険取扱要領の改正等の説明を行った。

- 23年10月に法人文書決裁規程の一部改正を行い、県版融資要綱・債務保証要綱等の制定・改定に係る意見の決定等の決裁権限を業務担当理事へ委任するなど、意思決定の迅速化を図り、専決権限の弾力化を図った。

(林業信用保証業務)

- 23年3月11日(金)の東日本大震災発生後、14日(月)に速やかに信用基金ホームページにおいて、地震被害に係る相談窓口を開設するとともに、具体的な対応として、受付等の簡素化、契約変更手続き(期間延長、代位弁済方法の変更等)の迅速化など、被災者等の負担軽減が図られるようにした。

- 第1次補正予算の成立後直ちに林業信用保証業務細則の特例業務細則を制定・施行して「東日本大震災復旧緊急保証」の受付を開始するとともに、岩手県・宮城県・福島県の県庁、関係業界団体、融資機関等に出向いて保証内容について説明・相談等を行った。

- 業務の外部委託については、15年度以降、効率的な求償権回収を行うため業務の一部を債権回収業者(サービサー)に委託してきている。これにより、現地訪問による専門的な債権回収交渉等を行い、求償債務者と今後の回収の道筋をつけることで回収の成果が上がっている。23年度においては、新たに1社と委託契約を行い3社による体制とし、外部委託を活用し、事務の効率化に取り組んでいるところである。

(漁業信用保険業務)

- 23年5月の「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の施行に伴う、漁業保証保険約款及び漁業融資保険約款の一部改正を行った。また、併せて漁業保証保険取扱要領等の一部改正し、事務処理の迅速化を図った。

- 23年5月に第1次補正予算により措置された「漁業者等緊急保証対策事業」及び「保証保険資金等緊急支援事業」を、基金協会が迅速かつ円滑に実施できるよう、大口保証に係る事前協議については、保証決定予定日まで1月を切る場合であっても協議を受け付けることとする等、漁業保証保険取扱要領の特例を設けた。

また、岩手県・宮城県・福島県の基金協会及び金融機関等に出向き、保証引受や代位弁済に係る説明・相談受けを行った。

			<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災関係の保険金支払い手続きの迅速化を促すため、23年9月に漁業保証保険取扱要領について、添付書類の簡素化等の特例措置を制定した。 ○ 23年4月に「漁業融資資金貸付要領」を改正し、短期資金借入に係る一部添付書類の省略及び保険金支払時に保険金と短期資金償還金を差引処理できる等の事務処理の簡素化を図った。 								
<p>② 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p>	<p>(2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、平成18年度以降5年間に於いて、5%以上の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p>	<p>(2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>4 人件費の抑制</p> <p>(1) 人件費の17年度決算対比の削減度合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。）については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し及び人員の削減等により9億93百万円の支出であり、17年度決算対比で18.1%の削減（削減目標6%）となった。 <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">17年度 決算(A)</th> <th style="text-align: center;">23年度 実績(B)</th> <th style="text-align: center;">増減率 (B-A)÷A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">人件費</td> <td style="text-align: center;">1,212</td> <td style="text-align: center;">993</td> <td style="text-align: center;">△ 18.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 人件費削減に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員給与構造改革により、国の地域手当は18年度以降5年間で6%引き上げられ22年度18%とされたが、信用基金においては、国の地域手当に相当する特別都市手当について、23年度8%としている。 ○ 業務体制の見直し、非管理職のスタッフ職の導入等により管理職割合を中期目標期間の終了時まで4割から3割まで引き下げる。 ○ 昇任・昇格ペースについて、19年度前と比較して、1～2年遅らせることとし、20年度からその運用を開始した。 ○ 職務手当について、19年度から国に準じて定額化を行い、引き下げを行った。 ○ 21年度から国家公務員に導入されている本府省業務調整手当の導入を見送った。 ○ 24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく、国家公務員の給与見直しに関連して、国と同様の内容で24年3月に改定を行った(24年4月1日施行)。 <ul style="list-style-type: none"> ① 人事院勧告に係る改定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期：24年4月分給与 ・ 23年度分の扱い：24年6月期の期末手当で調整 	区 分	17年度 決算(A)	23年度 実績(B)	増減率 (B-A)÷A	人件費	1,212	993	△ 18.1%
区 分	17年度 決算(A)	23年度 実績(B)	増減率 (B-A)÷A								
人件費	1,212	993	△ 18.1%								

			<p>②臨時特例に係る改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間：24年4月分給与～26年3月分給与 ・実施内容：俸給月額（▲9.77%等）等の減額 																								
<p>③ 給与水準については、平成18年度の対国家公務員学歴別・地域別指数（学歴別地域別法人基準年齢階層ラスパイレ指数）104.6について、中期目標期間の終了時までに100まで低下させる。</p>	<p>(3) 給与水準については、平成18年度の対国家公務員学歴別・地域別指数（学歴別地域別法人基準年齢階層ラスパイレ指数）104.6について、中期目標期間の終了時までに100まで低下させる。</p>	<p>(3) 給与水準については、平成18年度の対国家公務員学歴別・地域別指数（学歴別地域別法人基準年齢階層ラスパイレ指数）104.6について、中期目標期間の終了時までに100まで低下させる。</p>	<p>(3) ラスパイレ指数の引下げ</p> <p>○ 23年度のラスパイレ指数（地域別・学歴別）は、 となった。</p> <table border="1" data-bbox="1075 399 2016 582"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度 (A)</th> <th>23年度 (B)</th> <th>(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対国家公務員指数 (地域別・学歴別)</td> <td>104.6</td> <td>102.0</td> <td>100.5</td> <td>97.3</td> <td>98.7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(参考) 対国家公務員指数</td> <td>121.4</td> <td>118.0</td> <td>117.0</td> <td>113.7</td> <td>115.4</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 23年度のラスパイレ指数は、現在集計中である。</p> <p>(4) ラスパイレ指数の引下げに向けた取組</p> <p>○ 国家公務員給与構造改革により、国の地域手当は18年度以降5年間で6%引き上げられ22年度18%とされたが、信用基金においては、国の地域手当に相当する特別都市手当について、23年度8%としている。</p> <p>○ 業務体制の見直し、非管理職のスタッフ職の導入等により管理職割合を中期目標期間の終了時までに4割から3割まで引き下げる。</p> <p>○ 昇任・昇格ペースについて、19年度前と比較して、1～2年遅らせることとし、20年度からその運用を開始した。</p> <p>○ 職務手当について、19年度から国に準じて定額化を行い、引き下げを行った。</p> <p>○ 21年度から国家公務員に導入されている本府省業務調整手当の導入を見送った。</p>	区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (A)	23年度 (B)	(B-A)	対国家公務員指数 (地域別・学歴別)	104.6	102.0	100.5	97.3	98.7			(参考) 対国家公務員指数	121.4	118.0	117.0	113.7	115.4		
区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (A)	23年度 (B)	(B-A)																				
対国家公務員指数 (地域別・学歴別)	104.6	102.0	100.5	97.3	98.7																						
(参考) 対国家公務員指数	121.4	118.0	117.0	113.7	115.4																						
<p>また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や国家公務員と比べて給与水準が高い理由及び適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p>	<p>また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や国家公務員と比べて給与水準が高い理由及び適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p>	<p>また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p>	<p>(5) ラスパイレ指数の対外的説明</p> <p>○ 信用基金のホームページで公表している。</p>																								
<p>4 内部監査の充実</p>	<p>4 内部監査の充実</p>	<p>4 内部監査の充実</p>	<p>5 内部監査の充実</p>																								

業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。

業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。

業務の適正化を図るため、内部監査規程及び内部監査マニュアルに基づき、常勤監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従い信用基金の各業務について内部監査を適切に実施する。

また、内部監査の実施にあたっては、内部監査チェックリストを準備するとともに、指摘事項（要改善事項）のフォローアップを適切に実施する。

(1) 内部監査年度計画の策定

○ 23年度内部監査年度計画について内部監査の効率的な実施を図ることとして、監事と連絡・調整しつつ、①内部監査基本方針、②内部監査の対象、③重点項目、④実施時期等を内容とした計画を23年3月15日に策定した。

(2) 内部監査の実施

○ 23年度内部監査年度計画に基づき、次の業務に係る内部管理態勢等の適切性と有効性の観点から内部監査を実施した。

① 23年4月

農業災害補償関係業務に関する事務（貸付審査の適正性、借入れ申し込み及び貸付け実行・償還等）について、5日間内部監査を実施し、貸付金の償還の処理において内部規程に定める入金通知書の作成・送付漏れ（2件）等があったことについて、事務処理徹底の指摘を行った。

② 23年8月～9月

契約に関する事務について、競争入札の適正性、随意契約の妥当性、予定価格の作成等を内部監査項目として5日間内部監査を実施し、特に重要な問題となる点は見受けられなかった。

③ 23年10月

金庫管守要領別表に定める金庫内の現金・預金通帳等の保管状況を確認する現物実査を実施し、金庫保管物と年金手帳等預かり規程に定めるものの表示が不整合となっている等について、その整合性を図る必要がある等の指摘を行った。また、預金・有価証券及び借入金期末残高確認は銀行等の残高証明書と不突合はなく適正であることを確認した。

④ 23年12月

農業信用保険業務について、保険契約の締結、保険の通知、貸付審査等の事務の適正性を内部監査項目として16日間内部監査を実施し、特段問題がなかったことを確認した。

⑤ 24年2月

総務課・人事課業務について、公印の管守、物品の管理・処分、勤務時間・休暇・旅費等を監査項目として5日間内部監査を実施したところ、特に重要な問題となる点は見受けられなかった。

○ 24年3月に法人文書監査要領に基づき、個人情報等を含んだ法人文書の管理状況について、信用基金が保有している法人文書に関するコンプライアンスを確保し、適正な管理の維持等を目的とした「法人文書監査」を実施した。監査結果については、法人文書管理規則等を総括する総括文書管理者へ「書類の紛失、誤廃棄、誤発送等情報流失等について特段問題がなかった」との監査報告を24年4月に行った。

(3) 内部監査チェックリストの整備

○ 内部監査の実施に当たり、事前に監査項目毎にチェックリスト（内部監査手続書）を整備し、効果的な実施を図っている。

新たに、23年度においては、「現物実査及び預金・有価証券・借入金残高確認」及び「総務課・人事課業務」についてチェックリストを作成した。また、「農業災害補償関係業務に関する事務」、「契約に関する事務」及び「農業信用保険業務」についてはチェックリストを更新した。

(4) 内部監査における要検討事項のフォローアップの実施

			<p>○ 22年度に実施した「余裕金の運用及び管理に関する事務」、23年度に実施した「農業災害補償関係業務に関する事務」及び「現物実査及び預金・有価証券・借入金残高確認」の整理・改善を要する事項として、関係書類の一部添付漏れ等及び貸付金に係る内部規程に定める入金通知書の送付漏れ等があった。</p> <p>指摘事項のフォローアップ内部監査を24年4月に実施し、関係書類の一部添付漏れ等の指摘事項については、全て改善が図られていることを確認した。</p> <p>(5) 監査能力の向上のための取組</p> <p>○ 23年度に監理室職員が参加した研修は、下表のとおりであり、監査業務の遂行に必要な知識の習得に努め、内部監査能力の充実強化に取り組んだ。</p> <p>研修内容については、必要に応じ関係する部署に資料の回覧・説明を行った。</p> <table border="1" data-bbox="1077 518 2024 611"> <thead> <tr> <th>研修月</th> <th>研修名(主催者)</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23年10月</td> <td>内部監査・システム監査基礎講座(あずさ監査法人)</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>24年2月</td> <td>平成23年度評価・監査中央セミナー(総務省行政評価局)</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 監事と内部監査部門との定例会(四半期ごとの開催、第1回・23年4月、第2回・7月、第3回・10月、第4回・24年1月)を設け、情報交換等を行い内部監査の充実強化に取り組んだ。また、24年3月に24年度の監事監査計画及び内部監査計画を主な議題に監査手法・手続き等を含めた意見交換を実施した。</p> <p>○ 監事と会計監査人との23年度監査計画等のディスカッションに監理室職員も同席し、監査手法・手続き等を含めた意見交換を通じ知識の習得に努めた。</p>	研修月	研修名(主催者)	参加人数	23年10月	内部監査・システム監査基礎講座(あずさ監査法人)	2名	24年2月	平成23年度評価・監査中央セミナー(総務省行政評価局)	1名
研修月	研修名(主催者)	参加人数										
23年10月	内部監査・システム監査基礎講座(あずさ監査法人)	2名										
24年2月	平成23年度評価・監査中央セミナー(総務省行政評価局)	1名										
<p>5 内部統制機能の強化</p> <p>① 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス(法令等遵守)への取組を充実・強化する。</p>	<p>5 内部統制機能の強化</p> <p>(1) 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス(法令等遵守)への取組を充実・強化する。</p>	<p>5 内部統制機能の強化</p> <p>(1) 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス・プログラムに基づき、外部の有識者の専門的知見も活用しつつ、コンプライアンス委員会を中心にコンプライアンスの推進に向けた取組を適切に実施する。</p> <p>特にコンプライアンス・マニュアルの職員への一層の周知に努めるとともに、コンプライアンス・チェックの適切な実施・フォローに努める。</p>	<p>6 内部統制機能の強化</p> <p>(1) コンプライアンスの推進に向けた取組</p> <p>○ 農林漁業信用基金は、公共上の見地から債務保証や債務保証の保険等の金融的な業務を行っていることから、特に、法令を遵守することはもとより、顧客情報の保護の見地から、個人情報の保護を徹底すること等が求められており、このような点を中心にコンプライアンスに取り組んでいるところである。</p> <p>○ 23年4月開催の23年度第1回コンプライアンス委員会において策定した23年度コンプライアンス・プログラムに基づき、以下のコンプライアンスの推進に計画的に取り組んだ。</p> <p>① 信用基金が業務上保有する個人情報及び職員個人情報の保護と適正な利用方法を定めた個人情報取扱規程に基づき、毎年4月に保有個人情報管理チェックリストにより行うこととされている保有個人情報のアクセス権限を有する者、移送等状況、記録媒体、保管状況、電算室に入室する権限を有する者、入退室状況についての点検を23年4月に保有個人情報を管理する保護管理者4名により実施し、その実施結果を23年7月に開催された個人情報管理委員会に報告している(結果は、すべて適正)。</p> <p>② 信用基金が保有する情報資産の取扱いの基本方針及び対策を定めた情報セキュリティ規程に基づき、毎年度1回行うこととされている保有情報資産のセキュリティ対策実施状況の自己点検を23年4月に最高情報セキュリティ責任者の指示により全職員が実施した(結果は、51項目のうち48項目で90%以上が</p>									

「はい」「概ねはい」と回答)。

その結果を23年7月に開催された情報化推進委員会に報告し、職員へのフィードバックを行った。

- ③ 23年12月に標的型メール攻撃に対する適切な対応について、「標的型メール攻撃について(注意喚起)」の文書を「職員専用情報サイト」の掲示板に掲載し、全役職員に注意喚起した。
- ④ 23年度における文書管理規則の制定・廃止等について、役職員に周知するため職員専用情報サイトに掲載し、必要に応じ役職員へ掲載した旨をメールで周知することとした。さらに、24年3月開催の業務改善委員会の決定を受け、改正が行われたときは、どこが改正されたか分かるように新旧対照表を付けることとした。

○ 24年3月に法人文書監査要領に基づき、個人情報等を含んだ法人文書の管理状況について、信用基金が保有している法人文書に関するコンプライアンスを確保し、適正な管理の維持等を目的とした「法人文書監査」を実施した。監査結果については、法人文書管理規則等を総括する総括文書管理者へ「書類の紛失、誤廃棄、誤発送等情報流失等について特段問題がなかった」との監査報告を24年4月に行った。

(2) コンプライアンス・マニュアルの改善及び職員への周知

○ 新任役員及び新規採用職員に対し、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス基本方針等を記載した小冊子を配布し説明を行い、コンプライアンスの周知を行っている。

○ コンプライアンス・マニュアルの見直しの一環として、昨年に引き続き、24年2月開催の23年度第2回コンプライアンス委員会で「回答欄の「該当なし」を削除する」等回答者に分かり易い設問となるよう見直しを行った。

○ 24年2月にコンプライアンスの向上のため、外部講師により全役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施した。

(3) コンプライアンスに係る取組状況のチェックの実施・フォロー

○ 役員又は職員からの法令違反行為等の通報又は相談をやり易くするための職員専用情報サイトの3本の窓口「コンプラホットライン」(以下①～③参照)を設置している。

①と③について、法令違反や不祥事などの通報・相談等はなかった。

②の業務改善提案は、24年3月に「規程類の改正があった際には職員向け説明会を開催する」等の3件の提案があり、24年3月開催の23年度第2回業務改善委員会において当該提案の審議を行い、その結果(従来の職員専用情報サイトの規程集への掲載に加え、職員掲示板へ新旧対照表を掲載し、改正した旨を職員に電子メールにより送信する)を理事長へ報告するとともに、職員専用情報サイトの掲示板へ掲載し電子メールで役職員へ周知した。

① 法令違反行為等に関する相談又は通報窓口【通報窓口・相談窓口】

② 業務処理方法の効率化、経費の節減等に関する提案窓口【業務改善提案窓口】

③ 職員個人情報の処理などに関する苦情及び相談窓口【職員個人情報受付窓口】

○① 24年2月に23年度第2回コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスチェック項目として、「反

			<p>社会的勢力との関係を遮断し排除することが信用基金の信頼を維持する上で不可欠であることを十分認識している。」等の追加等の見直しについて審議した。</p> <p>主な追加項目は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 適切な業務遂行の観点から、反社会的勢力との関係を遮断し排除することが信用基金の信頼を維持する上で不可欠であることを十分認識している。2) ウイルス・スパイウェア等に感染しないため、実行形式の添付ファイルは不用意に開かないようにしている。3) 情報公開規程第3条に規定する不開示情報に該当する可能性があると認められる情報がどのようなものか知っている。 <p>② 審議結果を踏まえ、「コンプライアンス規程第11条」に基づき3月に、</p> <ol style="list-style-type: none">1) 刑法その他の罰則はみなし公務員としての適用を受けることを認識している。2) 個人情報等の機密性情報等を廃棄するときはシュレッダー処理、破砕処理等を行っている。3) 電子メールで機密性情報を外部に送信する場合はパスワードを設定している。 <p>等34個のチェック項目でコンプライアンスチェックを実施した。</p> <p>③ 3月に23年度第3回コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスチェック集計結果等を審議した。</p> <p>チェック結果は特段の問題はなかった。</p> <p>④ ③のほか「24年度コンプライアンス・プログラム」について審議を経て、理事長決裁により決定した。</p>
<p>② 業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。</p>	<p>(2) 業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。</p>	<p>(2) 業務の適正化を図るため、部室が所掌する事務の自主的な点検及び職員からの業務改善提案に対する取組を適切に実施する。</p>	<p>(4) 事務リスク自主点検等の実施及び業務改善への反映</p> <p>○ 役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故、不正等を起こすことにより信用基金が被る事務リスクの点検と内部統制の強化のためのリスク管理の取組みとして「業務改善提案・事務リスク自主点検実施要領第12条」に基づき23年9月に事務リスク自主点検を行った。</p> <p>(1) 事務リスクの点検</p> <ol style="list-style-type: none">1) 決裁手続きが適正か（決裁権者の決裁を得て、事務を進めているか）。2) 事務規程に則し、事務を行っているか。3) 法人文書管理規則に基づき、適切に接受の事務処理が行われているか。 <p>等について、次の業務等に係る稟議書、契約書、金銭消費貸借証書等の書類点検等を行った。</p> <ol style="list-style-type: none">① 農業信用保険、漁業信用保険、林業債務保証の契約締結② 農業・漁業災害補償関係業務の基本契約書の締結③ 農業、林業及び漁業の融資資金の貸付、管理及び回収 <p>点検結果は、農業及び漁業信用保険の契約締結並びに林業債務保証契約の締結、農業・漁業災害補償関係業務の基本契約書の締結、農業、林業及び漁業の融資資金の貸付、管理及び回収等は適正であった。</p> <p>(2) 内部統制の強化のためのリスク管理の取組みとしての点検</p> <ol style="list-style-type: none">1) 法令遵守リスク2) 人材リスク（不正の防止）

			<p>等について、次の業務等に係る稟議書、契約書等の書類点検と重要文書・郵便切手等の保管状況の確認等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中期目標の変更等の重要文書の保管 ② 物品購入等の契約に関する事務 ③ 登記事項の保管 ④ 郵便切手等の金庫内保管物の保管 <p>点検結果は、重要文書の保管、契約事務、登記事項・郵便切手等の金庫内保管物の保管等は適正であった。</p> <p>23年10月開催の23年度第1回業務改善委員会において、事務リスク自主点検結果及び改善策の検討について審議を行い、その結果を理事長へ報告した。</p> <p>○ 内部統制の充実・強化に向けた取組について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 理事長は、信用基金のミッションや運営方針について、年始（1月）・創立記念式典（10月）の場において講話を実施し、全役職員に対し明確に示したところである。また、月1回開催される役員懇談会や、同懇談会とは別に毎月開催される各業務の定例会等にも出席し、事業運営について必要な指示を行い、役職員全体に周知を行った。 2. 業務における諸リスクに対応するため、コンプライアンス委員会、業務改善委員会、情報化推進委員会、個人情報管理委員会、余裕金運用委員会、契約監視委員会等が設置・開催され、モニタリング等が実施され、結果については理事長に報告されている。また、監事監査や会計監査人監査により、会計処理の合理性、業務の運営・執行の正当性、効率性等についてチェックが行われ、結果については理事長に報告されている。
<p>③ 役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。</p>	<p>(3) 役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。</p>	<p>(3) 業務遂行へのインセンティブの向上を目指して、業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させるよう努める。</p>	<p>(5) 目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映</p> <p>○ 目標管理の導入による人事評価制度については、中期目標において同期間中に導入することとし、23年1月から3月まで第1次試行、23年10月からの第2次試行を経て、24年4月から本格実施している。</p> <p>人事評価の方法については、国の制度を参考にして、能力評価（判断力、業務への取組み方等）、年度計画に則した業務目標を策定する等、これらを総合した総合評価により行うこととし、直属の課長等による一次評価、理事・部長等による不均衡等調整を経て、理事長が最終評価することとし、人事評価制度が信用基金の公正、効率的な業務運営等に資するよう実施している。</p> <p>○ 役員の期末特別手当や退職手当については、役員給与規程・役員退職手当規程に、業務実績評価結果に応じた業績勘案率等を勘案して支給している。</p>
<p>6 評価・分析の実施 事業ごとの厳格かつ客観的</p>	<p>6 評価・分析の実施 事業ごとの厳格かつ客観的</p>	<p>6 評価・分析の実施 事業ごとの厳格かつ客観的</p>	<p>7 評価・分析の実施 (1) 事業ごとの評価・分析の実施</p>

<p>な評価・分析を実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。</p>	<p>な評価・分析を実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。</p>	<p>な評価・分析を期中及び事業年度終了後に行い、その結果を着実に業務運営に反映させる。</p>	<p>○ 事業ごとに客観的な立場から評価を行い、その結果を業務運営に的確に反映させるため、20年11月に制定した事業評価分析実施要領に基づき、評価分析を実施している。 この制度においては、事業年度終了後に実施する年度評価分析に加えて、期中に2回（10月、1月）評価分析を行うとともに、理事長、理事者のほか、理事者と分離した監事が参加する役員懇談会において、評価分析、今後の対応方針及び重要な情報等について審議し、理事長が決定することとなっており、決定した評価分析結果等については、職員へ通知し、信用基金全体で共有することとしている。</p> <p>○ 23年度の評価分析については、同要領に基づき、23年10月期及び24年1月期に期中評価分析、24年5月に年度評価分析を行うなど年3回実施し、役員懇談会の審議を経て理事長が決定し、職員へ徹底した。</p> <p>(2) 事業ごとの評価・分析結果の業務運営への反映</p> <p>○ 評価・分析結果や今後の対応方針及び重要な情報等については、役員懇談会で決定され、理事長の指示の下、職員に周知されるとともに、その後毎月開催される役員懇談会においてもその業務運営への反映状況について検討・報告されている。さらに、各職員に対しても、業務運営へ反映するよう業務目標を策定させて、理事長が最終評価する目標管理の導入による人事評価制度を実施している。</p>
<p>7 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの見直しに努める。</p>	<p>7 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの見直しに努める。</p>	<p>7 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの見直しに努める。</p>	<p>8 情報システムの整備</p> <p>(1) 情報システムの見直し (農業信用保険業務)</p> <p>○ 農業信用保険業務においては、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」及び「農業経営復旧対策特別保証事業交付金交付事業実施要綱」の施行・制定に伴い、特例保険填補率及び保険料引下げ助成事業が行われたことに対応するためのシステム修正作業を行い、23年11月末に作業を完了した。</p> <p>(林業信用保証業務)</p> <p>○ 林業システムにおいて、23年度については、</p> <p>① 東日本大震災復旧緊急保証による1年間の保証料免除とした保証引受けへの対応</p> <p>② 東日本大震災の影響による事故及び代位弁済の増加を踏まえた債権管理業務への対応 に必要な機能改修のためのシステム修正作業を実施した。</p> <p>(漁業信用保険業務)</p> <p>○ 漁業信用保険業務において、23年度については、</p> <p>① 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」等による特例保険填補率の適用、また、第1次補正予算の成立に伴い実施された漁業者等緊急保証対策事業及び保証保険資金等緊急支援事業に対応</p> <p>② 無保証人型漁業融資促進事業の実施に伴い、同事業の対象資金について保険引受するための対応に必要なシステム修正を、費用の低減を図るため一部共通化して実施した。</p> <p>なお、各業務のシステム修正に係る契約に当たっては、調達における透明性・競争性の確保を図る観点</p>

<p>併せて、信用基金における情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上を図る。</p>	<p>併せて、信用基金における情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上を図る。</p>	<p>併せて、個人情報保護、情報管理の観点から信用基金における情報システムに係る情報セキュリティの確保に努める。</p>	<p>から、一般競争等を実施した。</p> <p>(2) 情報セキュリティ向上への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 23年4月に、前年度に係る保有個人情報管理状況に関する点検を実施した。(結果は、すべて適正) ○ 23年4月に、前年度に係る情報セキュリティ対策の実施状況について自己点検を実施した(結果は、51項目のうち48項目で該当なしを除くと90%以上が「はい」「概ねはい」と回答)。 ○ 23年7月に、個人情報管理委員会を開催し、保有個人情報管理状況点検結果等を理事長に報告した。 ○ 23年7月に、情報化推進委員会を開催し、情報セキュリティ対策実施状況自己点検結果等を理事長に報告した。 ○ 23年12月に、「標的型メール攻撃」の特徴、対策等を記した文書により全職員に対して注意喚起を行うとともに、信用基金LANに接続されているすべてのパソコンについて、ウイルススキャンを自動実行するよう改善し、セキュリティの向上を図った。また、内閣官房情報セキュリティセンターから「厚生労働省のコンピュータウイルス感染事案の紹介及び注意喚起」について情報提供があったことから、信用基金の情報セキュリティ責任者及び情報システムセキュリティ管理者と情報の共有化及び注意喚起を行うとともに、信用基金全部門のウイルス対策ソフトについて、当該ウイルスに対する対応状況の確認を行った。(全て対応済み) ○ その他、情報セキュリティの向上のため、全部門のウイルス対策ソフトについて、サポート契約の更新等を行った。 <p>(3) 情報システムの管理に関する基本規程の作成への取組 (20年度措置済み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 21年2月に、信用基金における総合的な情報管理の体系を定める情報セキュリティ規程を制定し、21年4月に施行した。 同規程においては、①信用基金内における情報管理体制の整備、②情報の格付け及び格付けに従ったアクセス制限、情報の取扱制限等、③信用基金の情報システムに係るセキュリティ要件、対策等を定めている(なお、個人情報取扱規程に定めていた取扱制限等のうち本規程と重複する部分については、本規程に一本化した)。
<p>8 調達方式の適正化 調達に係る契約については、国における取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知))等を</p>	<p>8 調達方式の適正化 調達に係る契約については、国における取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知))等を</p>	<p>8 調達方式の適正化 調達に係る契約については、国における取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知))及び「独</p>	<p>9 調達方式の適正化</p>

踏まえ、次の事項を着実に実施する。

踏まえ、次の事項を着実に実施する。

立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日付け閣議決定))等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。

① 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募)への移行を着実に実施する。

(1) 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募)への移行を着実に実施する。

(1) 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募)への移行を着実に実施する。

(1) 随意契約見直し計画の達成に向けた取組

○ 23年度に締結した契約は、件数16件、金額89百万円で、契約方式別にみると、全て一般競争等となっており、22年4月に策定した随意契約見直し計画を22年度に引き続き達成した。

○ 全契約数に占める一般競争等の件数割合は、18年度の18%から、19年度の41%、21年度の67%へと上昇し、22年度で100%となり、23年度も引き続き100%となった。

(単位：件、百万円)

区 分		一般競争等		随意契約		合 計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
23年度	実績	16	89	0	0	16	89
	構成比	100%	100%	0%	0%	100%	100%

注1. 支出原因に基づくもので、予定価格が工事・製造250万円、財産の購入160万円、物件の借入80万円、役務の提供100万円以上の契約を対象とした。

注2. 一般競争等については、企画競争、公募を含む。

○ 23年度に実施した一般競争入札8件に係る応札者数をみると、応札者が1者のものが4件、5者以上のものが4件となっている。なお、1者応札4件のうち3件については、2者以上が入札説明書等の関係資料を受領しながら応札には至らなかったものである。

○ 1者応札・応募の改善策については、具体的な取組方針を22年5月に策定するとともにホームページに掲載し取り組んでいるところである。また、24年2月開催の契約監視委員会で検討された下記の改善策等についても、併せて取り組んでいくこととしている。

- ・ 入札説明書等の関係資料を受領しながら応札しなかった者に対するヒアリング
- ・ 毎年継続して行う契約について、ホームページにおいて前広に開示
- ・ 電子入札の導入について検討

② 契約審査委員会の活用等により、随意契約の理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。

(2) 契約審査委員会の活用等により、随意契約の理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。

(2) 契約監視委員会及び契約審査委員会の活用等により、随意契約の理由が妥当か、契約価格が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。

一般競争入札に係る応札者数調べ (単位：件)

区分	応札者数	1者	2者	3者	4者	5者以上	合計
平成22年度	件数	0	0	1	0	3	4
23年度	件数	4	0	0	0	4	8

一般競争入札に係る落札率調べ (単位：件)

区分	落札率	90%台	80%台	70%台	60%台	50%台	40%台	30%台	合計
平成22年度	件数	0	0	0	4	0	0	0	4
23年度	件数	1	1	1	1	2	1	1	8

(2) 情報システム等の総合評価落札方式による一般競争入札導入のためのマニュアルの作成への取組 (21年度措置済み)

○ 23年2月に本格稼働した「農業保証保険システムオープン化開発業務」に関し、21年6月に総合評価落札方式による一般競争入札を実施した。

○ 総合評価落札方式の拡大を図るため、「総合評価による契約手続きマニュアル」を21年8月に制定した。

(3) 適正な契約の実施

○ 契約の適正化を図るため、次のような①契約審査会、②競争参加者資格審査会、③契約監視委員会を設置している。

① 契約審査会

総括理事、財務担当理事、総括調整役及び参事をもって構成し、随意契約(少額随意契約及び公募して行う随意契約を除く)の審査を行う。

② 競争参加者資格審査委員会

総括理事、財務担当理事、総括調整役及び参事をもって構成し、競争参加者の資格審査を行う。

③ 契約監視委員会

弁護士、公認会計士、税理士、及び信用基金監事をもって構成し、契約案件について、真に競争性が確保されているか、点検、見直しを行うもので、その構成委員名、議事結果については、信用基金ホームページで公表している。

○ 上記①、②の審査会については、23年度に締結した契約は16件あるが、検討対象とすべき契約案件がなかったため、開催実績はない。

○ ③の契約監視委員会については、年1回以上開催することとしており、24年2月28日に開催した。

その際、委員から、予定価格の積算方法の見直し、一者応札に係る改善策、電子入札の導入等について

<p>③ 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>(3) 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>(3) 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>質問等があり、適宜回答した。(議事概要は信用基金ホームページに公表済み)</p> <p>(4) 取組状況の公表</p> <p>○ 契約情報取扱公表要領に基づき、予定価格が以下の額となる契約について、契約締結した日から10日以内に、信用基金ホームページで公表した。</p> <p>【公表する契約】 工事又は製造・・・・・・・・予定価格250万円以上 財産の購入・・・・・・・・予定価格160万円以上 賃貸・・・・・・・・予定価格 80万円以上 その他の役務・・・・・・・・予定価格100万円以上</p> <p>○ また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合は取引等状況を公開することとされたことを受け、信用基金OBが再就職している法人との取引等状況を公開するため、23年7月14日付けで、入札公告等を行う際には取引等情報を公開することを予め入札広告等にアナウンスするよう全職員に通知し、入札等希望する法人に対しても、その旨の文書を手渡し理解を得るようにした。</p> <p>○ 20年度契約実績に対する随意契約等見直し計画(22年4月公表)に基づく契約状況のフォローアップについては、毎年度実施しており、22年度契約において、競争性のない随意契約はなくなり、全て競争性のある契約へと移行した。そのフォローアップ状況については、23年8月に信用基金ホームページで公表している。</p>
<p>④ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>(4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>(4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>(5) 監事及び会計監査人による監査の実施(監事による監査の実施)</p> <p>○ 監事と理事長等とのディスカッション</p> <p>① 23事業年度臨時監事監査に関して23年9月に実施方法等について、23年12月に同結果の取りまとめについて実施された。</p> <p>② 24年3月に24年度監事監査計画について実施された。</p> <p>③ 23事業年度定例監査については24年3月に実施方法等について、24年6月に同結果の取りまとめについて実施された。</p> <p>○ 監事と会計監査人とのディスカッション</p> <p>① 23年10月に23年度監査計画等について実施された。</p> <p>② 24年3月に23年度期中監査の実施状況等について実施された。</p> <p>③ 24年5月及び6月に23年度監査結果の取りまとめについて実施された。</p> <p>○ 内部監査担当部門との連携</p>

- ① 内部監査部門との定例会（四半期ごとの開催、第1回・23年4月、第2回・7月、第3回・10月、第4回・24年1月）を設け、情報交換等を行った。
- ② 24年3月に24年度の内部監査計画及び監事監査計画を主な議題に意見交換を実施した。

○ 監事による23事業年度の日常監査、臨時監査及び定例監査

① 日常監査

監事が役員懇談会その他重要な会議に出席するとともに重要な決裁書類の稟議過程において日常的に監査が行われた。

② 臨時監査

臨時監査（現物実査立会：23年10月4日、予備調査及び本調査：10月31日～11月2日及び11月14日～18日）が実施された。今回の臨時監査では、年度計画上半期の実施状況、次期中期計画の検討状況、行政刷新会議の事業仕分け結果を踏まえた業務運営の状況、東日本大震災対応、農業災害補償関係業務と漁業災害補償関係業務の両部署の統合状況、過去の外部検査・監事監査結果への対応状況等の事項について検討が行われた。この結果を受け、23年12月に監事から、理事長以下理事等に対し講評が実施され、上半期の事業実績は概ね目標達成に向けた取組みが進められているものと認められるが、東日本大震災への対応等引き続き役職員一体となった取組みを期待する等の臨時監事監査報告書が提出された。なお、法令違反等の重大な事実は認められなかった。

③ 定例監査

定例監査（現物実査：24年4月3日、予備調査及び本調査：5月10日～11日及び同月21日～28日）が実施され、重要な決裁書類等を確認し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取及び必要に応じて書面、証憑書類等の提出を求める等により主要な業務及び財産の状況を監査し、財務諸表、利益の処分又は損失の処理に関する書類、決算報告書、事業報告書が適正に作成されていること、役職員の職務遂行に関する不正の行為又は関係諸法令に違反する重大な事実は認められないこと、会計監査人による監査の方法及び結果は相当であること等の監査結果が示された。

- 監事監査実施要領第12条に基づいて、契約に関する決裁文書の稟議過程において、契約の適切性等をチェックしている。

（会計監査人による監査の実施）

- 会計監査人による期中監査（23年10月3日～14日、24年2月6日～10日及び3月5日～9日）、理事長等とのディスカッション（23年11月15日）及び期末監査（24年4月3日及び5月21日～6月14日）が実施された。

① 期中監査

各勘定ごとに23年4月から24年2月までの期中取引について、各種証憑類の金額突合等により、取引の实在性、帳簿記入の正確性、全般的内部統制の有効性等についての検証が行われたが、指摘はなかった。

また、農業保証保険システム、林業業務システム、漁業保証保険システムの概況に関する監査により、各情報システムに関する全般統制及び業務処理統制について検証が行われたが、指摘はなかった。

② 理事長等とのディスカッション

会計監査の実施に際しての監査リスクの特定・評価に役立て、効率的な会計監査の実施につなげる

			<p>ことを目的として、信用基金の概要、運用方針及び内部統制に対する取組みや運営上の課題、財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬等の発生状況及びその防止についての取組状況等について、理事長等とのディスカッションが行われた。</p> <p>③ 期末監査 資産の実在性を確かめるため、各勘定ごとに現金、預金通帳・証書、有価証券、切手印紙類について、現物の実査が実施されるとともに、相手方に対しての残高確認が行われ、実在性が確認された。 また、各勘定ごとに24年3月の期中取引及び決算整理事項について、各種証憑類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、内部統制の有効性等についての検証が行われたが、指摘はなかった。 なお、23年度決算から、会計基準において、セグメント情報の開示を従前以上に充実させることとされたことを受けて、法人版財務諸表において、主要な資産項目等について追加記載した。</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>信用基金は、国の政策の重点化に適切に対応しつつ、かつ農林漁業を取り巻く経済的な状況の変化、災害その他の突発的な事象により緊急の対応が必要となる場合があること等も踏まえつつ、利用者のニーズに的確に対応して質の高いサービスを提供する必要がある。このため、国民一般の理解が得られるよう留意しつつ、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>信用基金は、国の政策の重点化に適切に対応しつつ、かつ農林漁業を取り巻く経済的な状況の変化、災害その他の突発的な事象により緊急の対応が必要となる場合があること等も踏まえつつ、利用者のニーズに的確に対応して質の高いサービスを提供する必要がある。このため、国民一般の理解が得られるよう留意しつつ、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>
<p>1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担の軽減を図るため、次の事項を実施し、事務処理の迅速化を図る。</p> <p>① 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸</p>	<p>1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。</p> <p>(1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査</p>	<p>1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。</p> <p>(1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査</p>	<p>1 事務処理の迅速化</p> <p>(1) 標準処理期間の達成度 ○ 各業務に関し、実際の全処理件数に対する標準処理期間内に処理された件数の割合は、以下のとおりで</p>

付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、標準処理期間内に案件の8割以上を処理する。

等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、以下の標準処理期間内に案件の8割以上を処理する。なお、処理期間の検証を行い、必要に応じて見直す。
 ア 保険通知の処理・保険料徴収
 月次処理
 イ 保険金支払審査
 27日
 ウ 納付回収金の受納
 月次処理
 エ 保証審査
 7日
 オ 代位弁済
 150日
 カ 貸付審査
 農業長期資金
 償還日と同日付貸付
 農業短期資金
 月3回（5のつく日）
 農業災害補償
 4日
 林業
 3日
 漁業長期資金
 償還日と同日付貸付
 漁業短期資金
 8日
 漁業災害補償
 4日

等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、以下の標準処理期間内に案件の8割以上を処理する。なお、処理期間の検証を行い、必要に応じて見直す。
 ア 保険通知の処理・保険料徴収
 月次処理
 イ 保険金支払審査
 27日
 ウ 納付回収金の受納
 月次処理
 エ 保証審査
 7日
 オ 代位弁済
 150日
 カ 貸付審査
 農業長期資金
 償還日と同日付貸付
 農業短期資金
 月3回（5のつく日）
 農業災害補償
 4日
 林業
 3日
 漁業長期資金
 償還日と同日付貸付
 漁業短期資金
 8日
 漁業災害補償
 4日

あり、全ての項目で、目標を達成した。

(処理状況)

(単位：件)

区 分	平成23年度			
	全処理件数(A)	標準処理期間内の処理件数(B)	標準処理期間内の処理割合(B÷A)	
農業信用 保険業務	保険通知の処理・保険料徴収	68,848	68,687	99.8%
	保険金支払審査	1,981	1,980	99.9%
	納付回収金の受納	68,292	68,292	100.0%
	農業長期資金の貸付審査	178	178	100.0%
	農業短期資金の貸付審査	70	70	100.0%
林業信用 保証業務	保証審査	1,545	1,392	90.1%
	代位弁済	65	62	95.4%
	貸付審査	38	38	100.0%
漁業信用 保険業務	保険通知の処理・保険料徴収	46,120	46,120	100.0%
	保険金支払審査	560	559	99.8%
	納付回収金の受納	9,545	9,545	100.0%
	漁業長期資金の貸付審査	318	318	100.0%
	漁業短期資金の貸付審査	12	12	100.0%
農業災害 補償関係業務	貸付審査	13	13	100.0%
漁業災害 補償関係業務	貸付審査	15	15	100.0%

(2) 標準処理期間の検証・見直し

○ 審査の適切性の観点等から、昨年度実績及び現在までの実績を検討した結果、これ以上の短縮は現時点では困難であるが、引き続き検討を進める。

項目	標準処理期間の見直しの検討
ア 保険通知の処理・保険料徴収 <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間 月次処理 23年度実績 月次処理 	保険通知の処理は基金協会の前月引受分について一括で処理し、この処理により速やかに保険料徴収を行っているが、これを変更することは基金協会のシステムを大幅に変更することになりコスト面で困難であること及び基金協会の事務処理の増大を伴うことから現行どおりの対応が必要である。
イ 保険金支払審査 <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間 27日 23年度実績 農業 18.7日 	保険金の支払いは、法令等により受付の日から30日以内に支払うこととされているところ、3日前倒して標準処理期間を設定している。23年度は、事前協議を多く実施したことから、平均支払期間が農業にあっては18.7日、漁業にあっては12.0日となったものであり、免責審査での証拠書類等の徴求に時間を要することを考慮すると、27日の処理期間が必要である。

<p>漁業 12.0日</p>	<p>漁業信用保険業務においては、23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、保険金支払件数が激増、23年度は前年度対比で523.3%となった。 震災で発生した津波で金融機関が被災し債権書類が流失した案件も発生。免責審査でのエビデンス等を取るのに時間を要する案件も多数あり、27日の処理期間は必要である。</p>
<p>ウ 納付回収金の受納</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準処理期間 月次処理 ・23年度実績 月次処理 	<p>納付回収金受納の処理は、基金協会の事務負担も考慮して月次処理とし、回収金納付期限を月の下旬に定め、月1回の処理としているところであり、現行どおりの対応が必要である。</p>
<p>エ 保証審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準処理期間 7日 ・23年度実績 4.5日 	<p>23年度は、臨時措置である東日本大震災復旧緊急保証による保証案件が増加するなか、約1割は7日を超えている。これは、新規案件にかかる事業・財務内容等の確認時間及び増額案件や財務悪化先に係る担保・分割弁済交渉時間の増加、審査協議件数の増加などにより、事務処理期間が長期化するものが見受けられることによるものであるが、今後とも標準処理期間は7日を維持することとし、標準処理期間内での処理に努める。 23年度平均処理日数4.5日（7日を超えた案件：153件（9.9%））</p>
<p>オ 代位弁済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準処理期間 150日 ・23年度実績 58.8日 	<p>金融機関からの代位弁済請求受付後、免責事項や将来の債権回収のための保全措置等の確認に一定の時間を要するところであるが、標準処理期間内の処理となるようにしている。ただし、金融機関の事情等によりやむを得ず150日を超える場合もあることから、これらを除き標準処理期間内で処理に努める。 23年度平均処理日数 平均58.8日 (150日を超えた案件：3件（4.6%）)</p>
<p>カ 貸付審査</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>農業長期資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準処理期間 償還日と 同日貸付 ・23年度実績 償還日と </div>	<p>審査は貸付前に済ませており、償還日と同日付で貸し付けており、これ以上短縮できない。</p>

同日貸付	
<p>農業短期資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準処理期間 月3回 (5のつく日) ・23年度実績 月3回 (5のつく日) 	<p>短期資金については、基金協会の代位弁済の支払財源として貸し付けるもので、融資機関は延滞発生から原則3ヶ月を経過した後でない と基金協会に対する代位弁済の請求権は発生しないため、借入申込の 締切日までに申し込まれた案件について、月3回(5のつく日)の貸 付けで対応は可能である。また、基金協会から更なる迅速化の要望も ない。</p>
<p>農業災害補償</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準処理期間 4日 ・23年度実績 1.8日 	<p>23年度の平均処理期間は、貸付案件の過半について内部で審査が完結 できたことから、結果として平均1.8日で処理できたが、農林水産省へ の確認を要する資金があるなど、審査に日数を要することがあること から、今後とも標準処理期間として4日は必要である。</p>
<p>林業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準処理期間 3日 ・23年度実績 1.5日 	<p>23年度の平均処理期間は1.5日となった。受付のタイミングや案件の 内容により3日かかるものが想定されることから、今後とも標準処理 期間としては3日を維持するが、出来るだけ2日以内とするよう迅速 な事務処理に努める。</p>
<p>漁業長期資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準処理期間 償還日と 同日貸付 ・23年度実績 償還日と 同日貸付 	<p>審査は貸付前に済ませており、償還日と同日付で貸し付けており、 これ以上短縮できない。</p>
<p>漁業短期資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準処理期間 8日 ・23年度実績 5日 	<p>23年度の実績は、5日となった。今年度の受付のタイミングや案件 の内容により、標準処理時間以上の案件も想定されることから、今後 とも標準処理期間として8日は必要である。</p>

			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1108 197 1355 414"> <p>漁業災害補償</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間 4日 23年度実績 2.1日 </td> <td data-bbox="1355 197 2049 414"> <p>23年度の平均処理期間は2.1日で、全件について標準処理期間内に処理を終えた。しかしながら、貸付けに際して短期借入金による資金調達を行う場合には、更に1～2日を要すること等から、標準処理期間は引き続き4日とする。</p> </td> </tr> </table>	<p>漁業災害補償</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間 4日 23年度実績 2.1日 	<p>23年度の平均処理期間は2.1日で、全件について標準処理期間内に処理を終えた。しかしながら、貸付けに際して短期借入金による資金調達を行う場合には、更に1～2日を要すること等から、標準処理期間は引き続き4日とする。</p>
<p>漁業災害補償</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間 4日 23年度実績 2.1日 	<p>23年度の平均処理期間は2.1日で、全件について標準処理期間内に処理を終えた。しかしながら、貸付けに際して短期借入金による資金調達を行う場合には、更に1～2日を要すること等から、標準処理期間は引き続き4日とする。</p>				
<p>② 基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実にを行う。</p>	<p>(2) 基金協会等関係機関との間で、保険引受、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実にを行う。</p>	<p>(2) 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。</p>	<p>(3) 基金協会等との情報の共有、意見調整（農業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議 保証要綱等の制定・改正について、基金協会からの資料提出及び対面により協議を実施した（192協議）（22年度107協議）。 なお、当該協議のうち、東日本大震災に対処するための資金対応として、75資金に係る保証要綱等の制定・改正の協議を実施した。 ○ 大口保険引受案件等の事前協議 <ul style="list-style-type: none"> 大口保険引受案件（333件（条件変更含む））について、全て事前協議を実施した（22年度534件）。 大口保険引受案件等に係る事前協議時においては、必要に応じ、基金協会と対面での協議を実施した（11協会）（22年度7協会）。 ○ 大口保険金請求対象案件の事前協議 <ul style="list-style-type: none"> 大口保険金請求対象案件（24件）について、基金協会からの資料提出又は対面により事前協議を実施した。 このうち、基金協会との対面での協議は、9件であった（22年度6件）。 基金協会から提出された協議資料の内容について記載事項及び免責事項の検証を行っており、代位弁済の妥当性や回収見込み等について当該基金協会との間で認識の共有に努めることにより、適切な代位弁済の実施を図っている。 ○ 求償権に関する情報の共有 現地協議において、保険金残高が1千万円以上の大口求償債務者の回収見込額及び回収経過について信用基金が基金協会からのヒアリングを通じて、回収向上の認識の共有化を図っている（現地協議実施協会：延べ10協会）（22年度延べ9協会）。 ○ 東日本大震災に対応する保証保険の取扱いに係る情報共有 5月に「農業経営復旧対策特別保証事業説明会」を開催し、農業保証保険約款の改正等を説明し、被災対象の9基金協会との意見交換を行ったほか、6月開催の「農業信用保険運営協議会」及び12月開催の「農業信用基金協会常勤役員会議」において、農業保証保険約款、農業保険取扱要領の改正等の説明を行った。 		

(3) 漁業信用保険業務において、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金請求案件についての事前協議や求償権に関する情報の共有化を実施する。

(4) 基金協会等との情報の共有、意見調整（漁業信用保険業務）

- 大口保険引受案件等の事前協議
 - ・ 大口保険引受案件についてすべて事前協議を実施し、件数は51件であった（22年度52件）。
 - ・ 大口保険引受案件に係る基金協会との事前協議に際し、基金協会から提出された協議資料の内容について照会・確認しながら協議を実施し、当該基金協会との間で認識の共有、情報の蓄積に努めることにより審査の一層の効率化・厳格化に活用している。
 - ・ 大口保険引受案件の事前協議を通じて得られた情報及び知見を各基金協会にフィードバックすることにより、協会の保証審査能力の向上、事故の回避に繋がったと考える。
- 大口保険金請求案件の事前協議
 - ・ 大口保険金請求案件のうち、事前協議を実施したのは215件であった（22年度70件）。
 - ・ 大口保険金請求案件の代弁事前協議審査に係る情報の共有、意見調整については、基金協会から提出された協議資料の内容について基金協会と電話等により記載事項免責事項の検証を行っており、代位弁済の妥当性や回収見込み等について当該基金協会との間で認識の共有に努めている。
 - ・ 事前協議及び保険金支払いに係る審査を通じて得られた情報及び知見について整理・蓄積し、活用することによって、事故の回避に繋がるなど保証保険の適正な運営が図られた。
- 求償権に関する情報の共有
 - ・ 基金協会から23年3月末現在の「求償権分類管理表」及び23年9月末現在の「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報の共有に努めている（個別協議実施協会：延べ24協会）（22年度延べ35協会）。
 - ・ 求償権分類管理表等の共有により、求償権の回収目標額等を明確にすることで基金協会の求償権回収の促進が図られている。

③ 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。

(3) 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。

(4) 事務手続の明確化・簡素化など、業務処理の方法の見直しを行う。

(5) 業務処理の方法の見直し（法人独自の取組み）

- 東日本大震災への信用基金の対応

信用基金は適切・迅速な保険金・代位弁済金の支払を行うため、基金協会との情報交換に努めるとともに、被災地の農林漁業者への復旧・復興支援のため主務省・基金協会等関係機関との連絡・調整に努め、政府における復旧対策関連法案・補正予算の検討が進む中で、4月26日に理事長を本部長とする「農林漁業信用基金東日本大震災対策推進本部」を設置し、被害状況や各業務における復旧・復興対策の進捗状況について信用基金と基金協会にて情報共有に努めてきたところである。また、情報については、速やかに本部長である理事長に集中させたところである。
- (農業信用保険業務)
- 東日本大震災への対応及び新スーパーS資金への移行等に対して、業務方法書、農業保証保険約款、農業融資保険約款、農業保険取扱要領及び農業融資資金貸付要領について一部改正を行い、機動的な対応を行った。

その中で、事務手続き、様式に関係する一部改正については、基金協会の事務処理負担が過大とならないよう簡素化に努めた。

① 東日本大震災への対応

- ・ 23年5月に「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」及び第1次補正予算の成立に伴い「農業経営復旧対策特別保証事業交付金交付事業」が施行されたことに伴う農業保証保険約款、農業融資保険約款、農業保険取扱要領の一部改正を行った。
- ・ 同年9月に被災対象基金協会に震災関係の代位弁済見込額等を加味して貸付配分することを内容とした農業融資資金貸付要領の一部改正を行った。
- ・ 同年11月の第3次補正予算の成立に伴い同事業が「農業経営復旧・復興対策特別保証事業」に変更され、適用対象資金が拡大されたこと等により、農業保証保険約款、農業融資保険約款、農業保険取扱要領の一部改正を行った。

なお、23年5月に「農業経営復旧対策特別保証事業説明会」を開催し、農業保証保険約款の改正等を説明し、被災対象の9基金協会との意見交換を行ったほか、6月開催の「農業信用保険運営協議会」及び12月開催の「農業信用基金協会常勤役員会議」において、農業保証保険約款、農業保険取扱要領の改正等の説明を行った。

② 低利預託原資貸付業務の廃止と新スーパーS資金への移行への対応

23年9月に全国低利預託基金貸付業務が廃止となったことに伴い農業融資資金貸付要領の一部改正を行った。また、新スーパーS資金の貸付対象者に6次産業化法の認定者が追加されたことに伴い、業務方法書の規定に基づく資金の指定について一部改正を行うとともに、農業保証保険約款、農業融資保険約款の一部改正を行った。

③ 23年10月に法人文書決裁規程の一部改正を行い、県版融資要綱・債務保証要綱等の制定・改定に係る意見の決定等の決裁権限を業務担当理事へ委任するなど、意思決定の迅速化を図り、専決権限の弾力化を図った。

(林業信用保証業務)

○ 東日本大震災への対応

- ・ 23年3月11日(金)の東日本大震災発生後、14日(月)に速やかに信用基金ホームページにおいて、地震被害に係る相談窓口を開設するとともに、具体的な対応として、受付等の簡素化、契約変更手続き(期間延長、代位弁済方法の変更等)の迅速化など、被災者等の負担軽減が図られるようにした。
- ・ 第1次補正予算の成立後直ちに林業信用保証業務細則の特例業務細則を制定・施行して「東日本大震災復旧緊急保証」の受付を開始するとともに、岩手県・宮城県・福島県の県庁、関係業界団体、融資機関等に出向いて保証内容について説明・相談等を行った。
- ・ 23年度補正予算で措置された震災保証の受付期間(24年3月31日まで)を踏まえ、保証申込がなされた案件については迅速な審査により対応した。
- ・ 東日本大震災による事故・代位弁済抑制として、
 - 1) 決算書等による財務内容の把握から、財務内容が著しく悪化した場合は財務改善計画の策定を求め、計画と実績の進捗管理

			<p>2) 必要に応じ求償権発生防止対策事業交付金の有効活用により、現地調査の実施による財務改善に向けた指導・助言等の強化等を実施しているところである。</p> <p>○ 業務の外部委託 業務の外部委託については、15年度以降、効率的な求償権回収を行うため業務の一部を債権回収業者（サービサー）に委託してきている。これにより、現地訪問による専門的な債権回収交渉等を行い、求償債務者と今後の回収の道筋をつけることで回収の成果が上がっている。23年度においては、新たに1社と委託契約を行い3社による体制とし、外部委託を活用し、事務の効率化に取り組んでいるところである。</p> <p>(漁業信用保険業務)</p> <p>○ 東日本大震災への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 23年5月の「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の施行に伴う、漁業保証保険約款及び漁業融資保険約款の一部改正を行った。また、併せて漁業保証保険取扱要領等の一部改正し、事務処理の迅速化を図った。 23年5月に第1次補正予算により措置された「漁業者等緊急保証対策事業」及び「保証保険資金等緊急支援事業」を、基金協会が迅速かつ円滑に実施できるよう、大口保証に係る事前協議については、保証決定予定日まで一月を切る場合であっても協議を受け付けることとする等、漁業保証保険取扱要領の特例を設けた。 東日本大震災に起因する津波により、各種書類を流失させた金融機関が円滑に代位弁済請求が行えるよう、23年9月に保証保険取扱要領の特例を制定し、保険金請求に必要な金融機関の証憑書類の代替措置をとり、事務処理の迅速化を図った。 <p>○ 低利預託原資貸付業務の廃止への対応 23年9月に全国低利預託基金貸付業務が廃止となったことに伴い、「漁業融資資金貸付要領」の一部改正を行った。</p> <p>○ 23年4月に「漁業融資資金貸付要領」を改正し、短期資金借入に係る一部添付書類の省略及び保険金支払時に保険金と短期資金償還金を差引処理できる等の事務処理の簡素化を図った。</p>
<p>2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>① 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやす</p>	<p>2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>(1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやす</p>	<p>2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>(1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、ホームページを活用して、国民一般や利用者を対象に、図</p>	<p>2 情報の提供・開示</p> <p>(1) ホームページ等における情報の充実</p> <p>○ 東日本大震災に関するお知らせをまとめたページを作成し、トップページにリンク「東日本大震災に関する情報」を新設した（23年5月9日）。また、「東日本大震災への対応について」を追加掲載し、農林漁業者に対して、情報提供の充実を図った（23年12月22日）。</p>

い形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。

い形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。

表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。

○ ホームページに関する「プライバシーポリシー」及び「ご利用にあたって」を掲載し、ホームページの信頼度の向上を図った（23年12月20日）。

○ その他ホームページの更新等を89回行った。主な内容は下記のとおり。

区分	事 項	掲載日
23年度	東日本大震災に関するお知らせをまとめたページを作成し、トップページにリンク「東日本大震災に関する情報」を新設	5月9日
	災害補償関係部門の統合に伴い、「組織図」を更新	10月3日
	林業部門において、年末の資金相談に応えるため、資金繰りについての相談を承る旨のお知らせをホームページに掲載するとともに、12月29日及び30日についても相談窓口を開設し顧客対応	12月12日

(2) 迅速な情報の提供（1週間以内の更新）

公表すべき事項14件のうち、1週間以内に掲載したものは13件で、情報提供は概ね1週間以内に実施した。

区分	事 項	基準日	掲載日
23年度	業務方法書の変更	4月1日	4月4日
	役員の状況の変更	4月1日	4月5日
	第2期中期計画の変更	4月3日	4月4日
	平成23年度年度計画の変更	4月3日	4月4日
	平成22年度決算及び財務諸表	6月27日	7月1日
	平成22年度分役職員の報酬・給与等について	6月30日	6月30日
	平成22年度農林水産省独立行政法人評価委員会による評価結果	9月1日	9月2日
	平成22年度財務省独立行政法人評価委員会の評価結果	9月20日	9月20日
	平成21事業年度評価結果の主要な反映状況	9月30日	9月30日
	職員の給与及び退職手当の支給基準の変更	9月30日	10月3日
	役員の状況の変更	10月1日	10月3日
	契約の方法に関する定めの変更	11月28日	12月1日
	平成24年度年度計画	3月30日	3月30日
	「役員の給与及び退職手当の支給基準」及び「職員の給与及び退職手当の支給基準」の変更	3月30日	4月11日

(3) アクセス分析の実施

○ 23年度のホームページアクセス件数は、55,211件（22年度 55,062件）で、前年度並みのアクセスとなった。

なお、利用者からの要望、意見等はなかった。

(単位：件)

区 分	22年度 (A)	23年度 (B)	増減 (B/A)	(参考)	
				20年度	21年度
アクセス件数	55,062	55,211	100.3%	61,469	81,596

- ホームページで提供する情報の一層の充実を図るため、アクセスした閲覧者の検索ワード、コンテンツごとのアクセス件数の把握などアクセス内容の分析を行った。
この結果、利用者に人気のあるページは、信用基金の業務内容に関するコンテンツや契約関連情報であることが判明した。
今後、人気のあるページをより見やすく分かりやすい内容にするなど、利用しやすいホームページとなるように改善を図っていくこととした。

○アクセスの多いページ (分析例 23年度実績)

ページの内容	プレビュー数
農業信用保証保険制度のご案内 (パンフレット)	109,386
契約関連情報	77,906
農業融資保険の利用について (融資機関の皆様へ) (パンフレット)	38,935
農林漁業信用基金パンフレット	19,223
林業・木材産業信用保証パンフレット(融資機関向け)	12,275

- 23年7月開催の情報化推進委員会において、ホームページのより一層の充実を図るため、22年度ホームページアクセス分析結果の説明を行った。ホームページに関する「プライバシーポリシー」及び「ご利用にあたって」を掲載し、ホームページの信頼度の向上を図った (23年12月20日)。

(2) 各業務において、保険引受等の情報・データの取りまとめ、基金協会等関係機関への提供、パンフレット等を活用したPR活動の推進などの情報提供に取り組む。

- (4) 各業務における情報提供
- 関係機関等への情報提供は各業務ごとに以下の事項を行った。
(農業信用保証業務)
○ 機関誌「農業信用保証保険」により、農業信用保証の保険引受、保険金支払・回収状況といった業務に関する情報や、経済・金融動向、農業情勢などの一般情報を提供するほか、「農業信用基金協会の現状と課題」について基金協会からの情報を掲載した。
このほか、農業信用保証保険事業の動向や当該年度の特徴を取りまとめた「農業信用保証保険年報」の発行、当信用基金の農業部門の保険事業の概況を取りまとめた「保険事業概況」を作成した。
なお、東日本大震災の関係については、機関誌23年2号 (5月発行) にて第1次補正予算「農業経営復旧に向けた金融支援」、4号 (11月発行) にて第3次補正予算「農業経営の復旧・復興のための金融支援」に係る内容を掲載した。また、12月にはホームページに「農業経営復旧・復興対策特別保証事業のご案内」を掲載した。

(林業信用保証業務)

			<p>○ 林業信用保証業務においては、パンフレットの活用等によりPR活動を推進した。特に、「東日本大震災復旧緊急保証（通称：震災保証）」の実施に当たっては、新たにパンフレットを作成し、業界団体等への説明を行うなど速やかな実施、周知に努めた。</p> <p>また、7月に「都道府県林業信用保証担当者及び相談員会議」を実施し、参加者に対し震災保証等についての情報提供を行った。</p> <p>このほか、業界紙（記者クラブ）に対し、震災保証の最新の受付状況や林材業の業況動向調査結果等のプレスリリース（5月、8月、11月）を行うとともに、都道府県主催の林業金融関係の協議会、業界団体の会合等の場に出席し、積極的に林業信用保証業務の取組状況等に係る情報発信を行った。</p> <p>（漁業信用保険業務）</p> <p>○ 23年5月の「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の施行及び第1次補正予算成立に伴い、漁業保証保険約款及び漁業融資保険約款の一部改正等を行い、関係機関に周知徹底を行った。</p> <p>○ 事業概要をとりまとめた「業務報告書」を作成し、23年9月に基金協会をはじめ関係機関に配布した。</p> <p>また、引受・弁済・回収状況等を取りまとめた「業務統計年報」を作成し、23年11月に基金協会をはじめ関係機関に配布した。</p> <p>（農業災害補償関係業務）</p> <p>○ 農業災害補償関係業務については、NOSA I イントラネットを活用して、信用基金の23年度に実施予定の諸調査等について予め周知を図ったほか、同調査結果についても掲示した。</p> <p>また、「信用基金だより」により事業年度計画等について情報提供を行った。</p> <p>（漁業災害補償関係業務）</p> <p>○ 業務の概況や貸付・回収状況等を取りまとめた「業務報告書」（7月）及び漁業共済団体の概況等を取りまとめた「業務統計年報」（9月）を作成し、各漁業共済団体、都道府県及び関係機関に配布した。</p>
<p>② 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。</p>	<p>(2) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。</p>	<p>(3) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、ホームページを活用して、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。</p>	<p>(5) セグメント情報の開示</p> <p>○ 財務内容等の一層の透明性を確保するため、23年7月1日に信用基金ホームページにおいて、以下の情報を掲載した。</p> <p>① 財務諸表について、セグメントごとの財務諸表と併せて、決算概要を説明をした資料</p> <p>② 決算情報について、経年比較や財務分析指標</p> <p>③ 事業報告書について、セグメント事業損益の経年比較・分析、セグメント総資産の経年比較・分析、セグメントごとの財源構造、セグメントごとの財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明</p>
<p>④ 特定独立行政法人に準じ、</p>	<p>(4) 特定独立行政法人に準じ、</p>	<p>(4) 職員の勤務時間その他の勤</p>	<p>(6) 就業規則の公表</p>

<p>その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。</p>	<p>その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。</p>	<p>勤務条件を規定した就業規則を公表する。</p>	<p>○ 20年4月から信用基金のホームページに掲載している。一般的な就業規則であり、特に反響は見当たらない。</p>
<p>③ 信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。</p>	<p>(3) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、苦情への適切な対応を行う。</p>	<p>(5) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見を聴取するとともに、潜在的利用者等についても意向を把握し、業務運営に適切に反映させるよう努める。また、独立行政法人農林漁業信用基金苦情対応要領に基づき、苦情への適切な対応を行う。</p>	<p>3 意見の収集 (1) アンケートの実施及び業務への反映 ○ 各業務における関係機関等へのアンケート等による意見の収集は以下のとおりである。</p> <p>(農業信用保険業務) ○ 農業信用基金協会及び農林中央金庫を構成員とする「農業信用保険運営協議会」を23年6月及び24年3月に開催し、22年度決算、24年度年度計画及び農業信用保険業務の状況等について説明を行い、特段の意見はなかった。 なお、同協議会は、農業信用保険業務の重要事項について政府以外の出資者からの意見を聴くために、理事長が必要と認めた場合において招集するものである（漁業信用保険連絡協議会・農業災害補償運営協議会も同じ。）。 また、東日本大震災への対応としては、運営協議会において被害状況等の報告を行った他、23年5月「農業経営復旧対策特別保証事業説明会」を開催し、農業保証保険約款の改正等を説明し、被災対象の9基金協会との意見交換を行った。また、12月に「農業信用基金協会常勤役員会議」を開催し、第3次補正予算成立に伴う農業保証保険約款改正、農業保険取扱要領の改正等の説明を行った。</p> <p>○ 23年12月に基金協会を対象に、今後の保証・延滞動向の見通しや農業信用保証保険制度に対する意見等に係るアンケート調査を実施し、調査結果について24年3月にとりまとめ、関係機関に配布した。 調査の結果、農業資金に係る今後の保証動向は、増加9基金協会、変わらない20基金協会、減少18基金協会であった。延滞動向は、増加20基金協会、変わらない25基金協会、減少2基金協会であった。 また、農業信用保証保険制度に対する意見としては、農業者を支援する本制度の存続・アピールや審査事務の弾力化等の要望があった。 この調査結果については、基金協会を対象とした研修会・会議の場において、情報の共有等を図り、今後のより円滑な業務運営に資するよう努めていくこととする。</p> <p>(林業信用保証業務) ○ 6月及び12月に林業者等を対象に「林材業の業況動向調査」を実施した。これは、東日本大震災後における関係業界における売上げ、資金繰り、設備投資等の実績と見通し等についての状況を把握するとともに、特別調査として、震災保証に対する業界の関心度や取組状況等を調査した。この結果、上期（6月）調査では、震災後の影響として全国的に軒並み低下した「売上げ」、「資金繰り」、「純利益」及び「木材価格」の指標が、復旧・復興に取り組みられてきている状況の下期（12月）調査では、それぞれの見通しにおいて、相対的に改善する傾向がみられるとともに、東北を始め全国的に改善幅に上昇傾向がみられた。 これらの結果を速やかにとりまとめ、林業者等が震災発生後、経営上直面する課題や関心事項等を把握することにより、資金需要に応じた保証拡大に向けての業務の参考にするとともに、信用基金ホームページに掲載するほか、保証利用者、都道府県及びマスコミに配布して広く情報の共有を図った。</p>

			<p>(漁業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (社) 漁業信用基金中央会、農林中央金庫等を構成員とする「漁業信用保険連絡協議会」を23年7月に開催し、22年度決算や漁業信用保険業務の現況等について説明し、意見交換を行った。出席者からは、東日本大震災の被害を受けた漁協の復興に対する状況等について情報提供があり、活発な意見交換が行われた。 ○ 23年4月、8月には、基金協会の職員を対象とする基金協会主催の意見交換会に出席し、無保証人型漁業融資促進事業の運用について等の意見交換を行った。出席者からは、無保証人型漁業融資促進事業は担保評価の判断が難しいため審査のレベルアップが必要等の意見が出された。 ○ 23年10月～11月には、基金協会主催のブロック会議に出席し、22年度決算や漁業信用保険業務の現況等について説明し、意見交換を行った。出席者からは、漁業者等緊急保証対策事業について実施期間の延長の要望や、無保証人型漁業融資促進事業について助成措置の拡充等の要望及び担保設定基準等に係る質疑がなされた。 <p>(農業災害補償関係業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業共済組合連合会の代表、(社) 全国農業共済協会及び学識経験者を構成員とする「農業災害補償運営協議会」を23年6月及び24年3月に開催し、22年度決算、23年度年度計画並びに23年度の業務報告等について説明し意見交換を行った。 ○ 農業共済団体を対象に農業共済団体等の財務状況調査の集計に関するアンケートを24年2月に実施し、当該調査対象となる農業共済組合等の合併状況等や調査手法等に係る改善要望等を聴取した。 <p>(漁業災害補償関係業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 漁業共済団体に対して22年度の共済金支払資金に係る借入実績、借入条件等についてのアンケート調査等を実施し、実態の把握を行った。(23年8月) <p>(2) 苦情への対応・体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 24年3月末現在、苦情に該当するような事案はなかった。
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るといふ政策的な見地か</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項 信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るといふ政策的な見地か</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p>

<p>ら、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。</p> <p>このため、信用基金は、中長期の収支の均衡に向けて、中期目標期間の最終年度までに単年度の業務収支を黒字化させることを目指すこととし、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因を受けることについて配慮する。</p>	<p>ら、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。</p> <p>このため、信用基金は、中長期の収支の均衡に向けて、中期目標期間の最終年度までに単年度の業務収支を黒字化させることを目指すこととし、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因を受けることについて配慮する。</p>	<p>ら、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。</p> <p>このため、信用基金は、中長期の収支の均衡に向けて、中期目標期間の最終年度までに単年度の業務収支を黒字化させることを目指すこととし、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因を受けることについて配慮する。</p>	<p>ら、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。</p> <p>このため、信用基金は、中長期の収支の均衡に向けて、中期目標期間の最終年度までに単年度の業務収支を黒字化させることを目指すこととし、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因を受けることについて配慮する。</p>
<p>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p> <p>① 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p> <p>ア 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、業務収支の改善に向け、制度資金の政策効果の発揮や農業者・漁業者の負担増加にも配慮しつつ、保険事故の発生状況や保険収支の実績等に関する保険料率算定委員会での検討結果を踏まえ、平成20年度から保険料率の見直しを実施する。</p>	<p>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p> <p>(1) 保険料率・保証料率については、農林漁業の特性を踏まえつつ、引受審査能力の向上等により事故率が過大とならないよう適正な業務運営を行うことを前提として、リスクを勘案した水準に設定する。</p> <p>① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、業務収支の改善に向け、制度資金の政策効果の発揮や農業者・漁業者の負担増加にも配慮しつつ、保険事故の発生状況や保険収支の実績等に関する保険料率算定委員会での検討結果を踏まえ、平成20年度から保険料率の見直しを実施する。</p>	<p>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p> <p>(1) 保険料率・保証料率については、農林漁業の特性を踏まえつつ、引受審査能力の向上等により事故率が過大とならないよう適正な業務運営を行うことを前提として、リスクを勘案した水準に設定する。</p>	<p>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p> <p>(1) 新たな保険料率の適用（農業信用保険業務） （20年度措置済み）</p> <p>○ 18年度の保険料率算定委員会と19年度の農業信用保証保険事業・組織問題検討会（3回開催）における検討、主務省評価委員会における審議を経て、20年3月に業務方法書の変更の主務大臣認可を得て、リスクを勘案した保険料率の改定が行われ、20年7月の新規引受分から新たな保険料率を適用した。</p> <p>以後、毎年度、後記(3)のとおり保険料率算定委員を開催し、改定後の保険料率について検証を行うとともに、更なる改定の必要性についても検討を行っているが、現段階で更なる改定が必要という結果までには至っていない。</p> <p>(2) 新たな保険料率の適用（漁業信用保険業務） （20年度措置済み）</p> <p>○ 独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、制度資金の効果の発揮や漁業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の収支改善努力と併せて収支が均衡するよう、20年3月</p>

<p>イ 上記アの見直しの実施後においても、引き続き、業務収支の状況や保険料率・保証料率水準を点検し、必要に応じて、リスクを勘案して保険料率・保証料率の見直しを行う。</p>	<p>② 上記①の見直しの実施後においても、引き続き、業務収支の状況や保険料率・保証料率水準を点検し、必要に応じて、リスクを勘案して保険料率・保証料率の見直しを行う。</p>	<p>このため、引き続き、業務収支の状況や保険料率・保証料率水準を点検し、必要に応じて、リスクを勘案して保険料率・保証料率の見直しを行う。</p>	<p>に業務方法書を主務大臣の認可を得て変更し保険料率の改定を行い、20年4月の新規引受分から新たな保険料率を適用した。なお、保険料率を引き下げた「生活資金」については、20年度以降、保険引受額が増加している。</p> <p>以後、毎年度、後記(5)のとおり保険料率算定委員を開催し、改定後の保険料率について検証を行うとともに、更なる改定の必要性についても検討を行っているが、現段階で更なる改定が必要という結果までには至っていない。</p> <p>(3) 保険料率算定委員会の開催及び検討（農業信用保険業務）</p> <p>○ 20年7月に保険料率を改定したが、今年度においては、23年12月から24年3月にかけて計4回の保険料率算定委員会を開催し、「20年7月に改正した保険料率の基礎とした理論値」と震災の影響も踏まえた上で「新たな実績を加えて算定した理論値」について比較検証を行った。</p> <p>その結果、農業経営維持資金等の一部において乖離がみられたが、畜産関係の特別対策や金融円滑化法による対策の効果と今後の影響を考慮する必要があることから、現段階において保険料率を変更することは適当ではないとした。また、段階別料率については、その可能性について検討していくこととした。</p> <p>(4) 保証料率算定委員会の開催及び検討（林業信用保証業務）</p> <p>○ 24年3月に保証料率算定委員会を開催し、19年の保証料率改定時の考え方に即して、現行の保証料率の点検とその妥当性の検討をした。</p> <p>この結果、現在の中期計画中の収支相等を図る点では震災の影響も踏まえた上で、分析値として保証料率（理論値）を算出したが、これを実際に適用することは、信用力が相対的に低い林業者等に対し大きな混乱や影響を及ぼすことから現実的ではないとし、厳しい運営事情が続く被保証者の負担（保証料）がこれ以上に増えないよう、当面は現行の保証料率の体系及び水準を維持することにより、信用保証の需要や代位弁済等の動向を注視していく方向で対応する方針とした。</p> <p>(5) 保険料率算定委員会の開催及び検討（漁業信用保険業務）</p> <p>○ 24年1月及び3月に保険料率算定委員会を開催し、「20年4月に改正した保険料率の基礎とした理論値」と「22年度保険事業実績を加えて算定した理論値」について比較分析を行った。</p> <p>その結果、</p> <p>① 全体的な傾向としては、料率区分別の推移をみると、「20トン以上」で下降し、「その他」で上昇しているが、資金種類別の推移をみると、経営安定資金や事業資金でその変化は安定しておらず、今後の推移を注視する必要がある。</p> <p>② 近年の厳しい経済情勢を背景にした政府全体の経済対策の一環として、水産業経営についても特別の政策措置として21年度～22年度に燃油高騰等による漁業情勢悪化の影響を受け資金繰りに窮している中小漁業者等に対し漁業緊急保証対策事業が実施され、さらに、23年度に東日本大震災による影響を受けた中小漁業者等に対して、漁業者等緊急保証対策事業が実施されている。</p> <p>等のことから、現状において保険料率を引き上げることは適当でないと考えられ、現時点において保険料率は据置くこととし、引続きその状況を注視することとした。</p>
<p>② 基金協会及び共済団体等に</p>	<p>(2) 基金協会及び共済団体等に</p>	<p>(2) 基金協会及び共済団体等に</p>	

<p>対する貸付金利（低利預託原資貸付に係るものを除く。）については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>対する貸付金利（低利預託原資貸付に係るものを除く。）については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>対する貸付金利については、以下のとおり、貸付目的、市中金利との兼ね合い等を考慮した適切な水準に設定する。</p> <p>① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における貸付金利は、日本銀行が作成する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応するものに1/2を乗じて得た率とする。</p>	<p>(6) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業信用保険業務） （農業信用保険業務）</p> <p>○ 基金協会の保証能力の維持増大及び保証債務の円滑な履行に資するために行っている基金協会への貸付金利については、市中金利の動向等を参考として、0.0130%～0.0230%で248件の貸付を実行した（22年度の貸付金利は、0.0160%～0.0540%、貸付件数229件）。今後も、適切な貸付金利となるよう金利情勢を注視しつつ適宜検討していく。</p> <p>（漁業信用保険業務）</p> <p>○ 基金協会の保証能力の維持増大及び保証債務の円滑な履行に資するために行っている基金協会への貸付金利については、市中金利の動向等を参考として、0.0130%～0.0220%で318件の貸付を実行した（22年度の貸付金利は、0.0160%～0.0465%、貸付件数358件）。今後も、適切な貸付金利となるよう金利情勢を注視しつつ適宜検討していく。</p> <hr/> <p>(7) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業災害補償業務） （農業災害補償関係業務）</p> <p>○ 市中金利等を勘案した金利で貸付を行った。</p> <table border="0"> <tr> <td>3月以内</td> <td>0.300%</td> </tr> <tr> <td>3月超6月以内</td> <td>0.500%</td> </tr> <tr> <td>6月超1年以内</td> <td>0.800%</td> </tr> </table> <p>（漁業災害補償関係業務）</p> <p>○ 市中金利等を勘案した金利で貸付を行った。</p> <table border="0"> <tr> <td>3月以内</td> <td>0.300%</td> </tr> <tr> <td>3月超6月以内</td> <td>0.500%</td> </tr> <tr> <td>6月超1年以内</td> <td>0.800%</td> </tr> </table>	3月以内	0.300%	3月超6月以内	0.500%	6月超1年以内	0.800%	3月以内	0.300%	3月超6月以内	0.500%	6月超1年以内	0.800%
3月以内	0.300%														
3月超6月以内	0.500%														
6月超1年以内	0.800%														
3月以内	0.300%														
3月超6月以内	0.500%														
6月超1年以内	0.800%														
<p>2 引受審査の厳格化等</p> <p>① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会との事前協議の徹底を図る。</p>	<p>2 引受審査の厳格化等</p> <p>(1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会との事前協議の徹底を図る。</p>	<p>2 引受審査の厳格化等</p> <p>(1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会との事前協議の徹底を図る。</p>	<p>2 引受審査の厳格化等</p>												

<p>ア 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。</p>	<p>① 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。</p>	<p>① 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。</p>	<p>(1) 基金協会との事前協議の徹底(農業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引受審査の厳格化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険引受案件(333件(条件変更含む))についてすべて事前協議を実施した(22年度534件)。 ・ 大口保険引受案件等に係る事前協議時においては、必要に応じ、基金協会と対面での協議を実施した(11協会)(22年度7協会)。 対面に要する日数等は次のとおりである(平均)。 <ul style="list-style-type: none"> ① 人数:相手方2人、当方3人 ② 1回当たりの協議時間:半日 ③ 1案件当たりの協議回数:1回、その後、電話、書面及び電子メールにより協議 ・ 個別案件については、被保証人の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施しており、大口保険引受案件事前協議333件(条件変更含む)のうち、取り下げ等19件となった(22年度30件)。 <p>○ 部分保証の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険引受案件事前協議333件については財務状況や事業計画等を中心に確認した。部分保証の対象となる大家畜特別支援資金7件、家畜飼料特別支援資金1件については部分保証割合の設定についても確認した(22年度は、農業経営負担軽減支援資金5件、畜産経営維持緊急支援資金115件、家畜飼料特別支援資金32件。件数の減少は畜産経営維持緊急支援資金、家畜飼料特別支援資金が22年度(震災3県は6月末まで)で終了したため。) <p>○ 大口保険金請求対象案件の事前協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険金請求対象案件(24件)について、基金協会からの資料提出又は対面により事前協議を実施した。 ・ このうち、基金協会との対面での協議は、9件であった(22年度6件)。 <p>○ 大口保険引受案件及び大口保険金請求対象案件に係る基金協会との事前協議について、一層の徹底を図ることとして次のとおり19年度より実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険引受案件の事前協議について、農業経営負担軽減支援資金・畜特資金・家畜飼料特別支援資金の対象金額を1億円から5千万円に引下げた。 ・ 21年6月に畜産経営維持緊急支援資金を事前協議案件として追加した。 ・ 大口保険金請求案件の事前協議の対象案件の要件について、従前の「法人5千万円以上、個人3千万円以上」から、法人・個人を問わず「一律3千万円以上」とし、審査対象案件の範囲を広げた。 <p>○ 大口保険引受案件、大口保険金請求対象案件の事前協議による信用基金と基金協会の認識の共有、情報の蓄積により、保険金支払の増加が抑制されている。</p>
<p>イ 漁業信用保険業務において、被保証人の業務及び財務状況を踏まえた、よりの確な引受審査の実現に取り</p>	<p>② 漁業信用保険業務において、被保証人の業務及び財務状況を踏まえた、よりの確な引受審査の実現に取り</p>	<p>② 漁業信用保険業務において、被保証人の業務及び財務状況を踏まえた、よりの確な引受審査の実現に取り</p>	<p>(2) 基金協会との事前協議の徹底(漁業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引受審査の厳格化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険引受案件(51件)についてすべて事前協議を実施した(22年度52件)。 ・ 大口保険引受案件に係る基金協会との事前協議において照会・確認しながら協議を実施し、当該基金

<p>組むとともに、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金請求案件についての事前協議や求償権に関する情報の共有化を推進する。</p>	<p>組むとともに、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金請求案件についての事前協議や求償権に関する情報の共有化を推進する。</p>	<p>組むとともに、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金請求案件についての事前協議や求償権に関する情報の共有化を実施する。</p>	<p>協会との間で認識の共有、情報の蓄積に努めることにより審査の一層の効率化・厳格化に活用している。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 大口保険引受案件事前協議について、保証保険取扱要領においては、基金協会は信用基金に「保証決定予定日の1月前までに」協議書を提出する旨が規定されているが、緊急保証に係る案件については、早急に対応できるよう1月を切る案件においても協議の受付をする旨を基金協会に通知している。 <p>○ 大口保険引受案件に係る基金協会との事前協議について、一層の徹底を図ることとして次の通り実施している。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 19年度から大口保険引受案件について、借替緊急融資資金については、保証額に係るそれぞれの額の2分の1を基準額とした。・ 20年度から、保険引受リスクの高い経営安定資金及び緊急融資資金について、信用基金と基金協会との年度当初の保証保険契約から除外し、該当案件が生じる度に個別に審査を行ったうえで、保証保険契約金額の変更により対応することとした。 <p>※ 23年度保証保険契約変更件数29件（うち緊急保証対策ではない契約変更件数14件、うち経営安定資金に係る個別審査1件、緊急融資資金に係る個別審査2件、事業資金に係る個別審査9件）。</p> <p>○ 大口保険金請求案件の事前協議</p> <ul style="list-style-type: none">・ 大口保険金請求案件のうち、事前協議を実施したのは215件であった（22年度70件）。・ 大口保険金請求案件の代弁事前協議審査に係る情報の共有、意見調整については、基金協会から提出された協議資料の内容について基金協会と電話等により記載事項の検証を行っており、代位弁済の妥当性や回収見込み等について当該基金協会との間で認識の共有に努めている。・ 事前協議及び保険金支払いに係る審査を通じて得られた情報及び知見について整理・蓄積し、活用することによって、事故の回避に繋がるなど保証保険の適切な運営が図られた。 <p>○ 求償権回収に関する事前協議</p> <ul style="list-style-type: none">・ 基金協会から23年3月末現在の「求償権分類管理表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報を共有し、求償権の管理・回収の強化を図った（個別協議実施協会：9協会）（22年度12協会）。・ 求償権回収の一層の促進を図るため、上半期の求償権回収実績が一定割合（23年度52.77%）に満たない基金協会を対象に10～12月にかけて求償権回収の進捗に係る協議を行った（個別協議実施協会：15協会）（22年度23協会）。・ 求償権回収に関する協議については、求償権回収促進に資する機会であると認識されていることから、積極的に取り組んでいるものとする。 <p>○ 大口保険引受案件、大口保険金請求対象案件の事前協議による信用基金と基金協会の認識の共有、情報の蓄積により、保険金支払の増加が抑制されている。</p>
	<p>(2) 信用基金職員及び基金協会向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。</p>	<p>(2) 信用基金職員及び基金協会向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。</p>	<p>(3) 保証審査・求償権管理回収に係る研修の実施（農業信用保険業務）</p> <p>○ 保証審査実務担当者研修会を9月1日～2日の2日間にわたり実施（東京都）し、基金協会の職員50名が参加した。参加率は85%（40協会／47協会）であった。研修内容は、①実践財務分析、②資金需要につ</p>

			<p>いて、③実践事例演習、であり、満足度90%であった。</p> <p>また、求償権管理回収等事務研修会を9月29日～30日の2日間にわたり実施（東京都）し、基金協会の職員52名が参加した。参加率は91%（43協会／47協会）であった。研修内容は、①相続に関する法的手続き、②求償権の回収事例研究、③債務者に対する交渉術について、④中小企業信用補充制度についてであり、満足度94%であった。</p> <p>なお、基金協会のニーズも高く、継続希望もあることから職員の資質向上に寄与しているものと考えられる。</p> <p>（漁業信用保険業務）</p> <p>○ 基金協会及び信用基金の職員を対象として、23年8月4日に（社）漁業信用基金中央会との共催で「無保証人型漁業融資促進事業に係る実務担当者会議」を開催し、無保証人型漁業融資促進事業について説明会を行った。出席者からは、活発な質疑がなされた。</p> <p>また、24年2月23日～2月24日には、基金協会及び信用基金の職員を対象として、（社）漁業信用基金中央会との共催で「全国研修会」を開催し、基金協会の職員47名が参加した。参加率は86%（36協会／42協会）であった。研修内容は、①保険金支払い審査について、②大口保証に係る事前協議の書類作成についてであり、満足度は86.4%であった。アンケートにおいて、「実例があり参考になった。」、「勉強になった。」等の感想があったことから、基金協会職員の知識の向上に寄与したと考える。</p> <p>なお、課題の設定等については、昨年度の当該研修会のアンケート結果を踏まえて検討し、研修内容が形骸化しないよう工夫した。</p>
	<p>(3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。</p>	<p>(3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。</p>	<p>(4) 信用基金の相談機能の強化 （農業信用保険業務）</p> <p>○ 東日本大震災関係 東日本大震災に対処するため23年3月に相談窓口を設置し、随時基金協会と相談・協議を行うとともに、上記の現地協議の際に被災した3基金協会（岩手県・宮城県・福島県）に出向き、保証引受や代位弁済等に係る協議・相談を行った。</p> <p>○ その他相談機能の強化 電話等により随時、基金協会の保証引受案件の保証保険に関する相談に対応し、主要相談件数は49件であった（22年度29件）。</p> <p>また、大口保険引受案件（経営不振先）についての経営状況および期中管理等を把握するための現地協議を予定した5基金協会について、すべて実施した。（22年度6協会）</p> <p>保険金の支払・回収に関しては、求償権の管理・回収等の強化及び事故防止等を図るため現地協議を10基金協会実施（22年度9協会）。</p> <p>なお、基金協会からの申し出に基づく基金協会との個別協議については延べ10基金協会実施（22年度延べ4協会）。</p> <p>基金協会からの法務相談等について、顧問弁護士に相談したり、参考文献等を活用して2件全てに回答</p>

			<p>した（22年度2件）。</p> <p>（林業信用保証業務）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 東日本大震災関係<ul style="list-style-type: none">・ 23年3月11日（金）の東日本大震災発生後、14日（月）に速やかに信用基金ホームページにおいて、地震被害に係る相談窓口を開設するとともに、具体的な対応として、受付等の簡素化、契約変更手続き（期間延長、代位弁済方法の変更等）の迅速化など、被災者等の負担軽減が図られるようにした。・ 第1次補正予算の成立後直ちに林業信用保証業務細則の特例業務細則を制定・施行して「東日本大震災復旧緊急保証」の受付を開始するとともに、岩手県・宮城県・福島県の県庁、関係業界団体、融資機関等に出向いて保証内容について説明・相談等を行った。・ 林業者等が震災保証に係る資金等を調達するのに必要な相談に応じるため、12月29日、30日の2日間相談窓口を開設し、資金繰りの相談等に応じた（1件）。・ このほか、23年度補正予算で措置された震災保証の受付期間（24年3月31日まで）を踏まえ、融資機関や関心のある林業者等に重点を置き、「林材業の業況動向調査」の取りまとめ結果を送付し更なるPR等を重ねるなど、幅広く相談機能等の活用を資するよう対応しているところである。○ 東日本大震災関係<ul style="list-style-type: none">23年度第1次補正予算の成立に伴い関連規程を整備し「漁業者等緊急保証対策事業」等に係る事務処理を速やかに行えるようにするとともに、岩手県・宮城県・福島県の基金協会及び金融機関等に出向き、保証引受や代位弁済等に係る説明・相談を行った。○ その他相談機能の強化<ul style="list-style-type: none">基金協会との個別協議を実施し、現地協議の推進等により信用基金の相談機能を強化した。<ul style="list-style-type: none">・ 大口保険引受等に係る個別協議の実施・ 大口保険引受案件についてすべて事前協議を実施し、件数は51件であった（22年度52件）。
<p>② 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの</p>	<p>(4) 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの</p>	<p>(4) 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保を講ずるほか、専門家を交えた経営診断・指導に取り組</p>	<p>(5) 林業信用保証業務における引受審査の厳格化等への取組</p> <ul style="list-style-type: none">○ 引受審査の厳格化<ul style="list-style-type: none">保証引受審査に当たっては、経済状況の変化を勘案する必要から、定量要因については、当該申請企業の財務諸表（新規の者は直近3年分、継続利用の者は直近5年分、更に必要に応じて試算表徴求）を、定性要因については、経営者の経験年数・事業沿革・取引先情報、融資機関所見等を融資機関より徴求するとともに、当信用基金の保有する資産査定データ等も活用して財務状況を的確に把握している。これにより、新規・増額案件、財務内容不良案件等について、総括調整役（林業担当）等を構成員とす

<p>在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を実施することにより抜本的な見直しを行う。</p>	<p>在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を実施することにより抜本的な見直しを行う。</p>	<p>む。</p>	<p>る審査協議会で、業況や財務状況の今後の見通し、担保等による保全の可否等を踏まえた厳格な保証審査を行った（全体の審査件数1,944件、うち審査協議件数345件。この結果、保証審査による減額等89件（25.8%、24年3月末時点））。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な期中管理 このほか、新規保証予定企業の現地調査や既保証先の適切な期中管理等を目的とした現地での経営診断・指導（現地調査等64件（24年3月末時点（22年度は年間57件））、経営悪化がみられる保証先について融資機関等との協議による経営健全化への支援等の審査の厳格化に関連する取組を行った。 ○ 東日本大震災への対応 東日本大震災による事故・代位弁済抑制として、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 決算書等による財務内容の把握から、財務内容が著しく悪化した場合は財務改善計画の策定を求め、計画と実績の進捗管理 ・ 必要に応じて震災保証に対しても、求償権発生防止対策事業交付金の有効活用により、現地調査の実施による財務改善に向けた指導・助言等を強化等を実施しているところである。
<p>3 モラルハザード対策 ① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザードの防止対策を総合的に検討する。</p>	<p>3 モラルハザード対策 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザードの防止対策を国との連携を図りながら総合的に検討する。</p>	<p>3 モラルハザード対策 (1) 農業信用保険業務について、部分保証やペナルティー方式などモラルハザードの防止対策を農業者等の負担の増加を避けることに留意しつつ、国との連携を図りながら総合的に検討する。</p>	<p>3 モラルハザード対策 (1) モラルハザード防止対策の検討（農業信用保険業務） ○ 農業信用保険業務においては、モラルハザード対策として、19年度より農業経営負担軽減支援資金、畜特資金について借入者の負債比率に応じた部分保証の導入を実施し、また、家畜飼料特別支援資金についても、モラルハザード防止策を考慮して、20年度から70%の保証の取扱いを導入しているところである。「農業信用保険業務あり方検討会」において、23年12月及び24年3月に検討し、保険収支の悪い資金を中心に部分保証や融資機関に代位弁済時等に負担を求める措置を実施しており、今後の保険収支等の状況を見ながら、引き続き検討していくこととした。</p>
<p>② 漁業信用保険業務について、平成20年度から経営安定資金に部分保証を導入する。</p>	<p>(2) 漁業信用保険業務について、平成20年度から経営安定資金に部分保証を導入する。</p>	<p>(2) 漁業信用保険業務について、部分保証やペナルティー方式などモラルハザード防止対策を漁業者等の負担の増加を避けることに留意しつつ、国との連携を図りながら総合的に検討する。</p>	<p>(2) 経営安定資金（漁業信用保険業務）への部分保証の導入（20年度措置済み） ○ 漁業信用保険業務においては、20年2月に、主務大臣の認可を得て漁業信用基金協会の業務方法書を改正し、モラルハザード防止の観点から、経営安定資金について部分保証（保証割合80%）を導入した。20年4月から、新規引受分について適用を開始したところである。 (3) モラルハザード防止対策の検討（漁業信用保険業務） ○ 金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、昭和57年度以降、緊急融資資金について、代位弁済</p>

			<p>事故があった際に、金融機関が代位弁済額の5～15%を基金協会に対し出資する「特別出資制度」を導入してきている。</p> <p>加えて、20年4月から経営安定資金に部分保証（保証割合80%）を導入したところである。</p> <p>○ 上記を踏まえ、24年3月に、「漁業信用保険業務あり方検討会」を開催し、現状のモラルハザード防止対策の効果等の検討を行った。検討の結果、現行のモラルハザード防止対策が、収支均衡に一定の効果をもたらしていると推察されること等から、現状においては、各項目毎のモラルハザード対策を着実に実施することが重要とし、引き続き、保険収支や漁業金融の情勢等を注視しつつ、引き続き、総合的に分析、検討していくこととした。</p>
<p>③ 林業信用保証業務について、平成20年度から100%保証の対象を法定計画認定者に係る資金、間伐の実施に係る資金等政策性のより高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。併せて、メニューの統合を行う。</p>	<p>(3) 林業信用保証業務について、平成20年度から100%保証の対象を法定計画認定者に係る資金、間伐の実施に係る資金等政策性のより高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。併せて、メニューの統合を行う。</p>	<p>(3) 林業信用保証業務について、20年度に実施した部分保証対象の拡大等の措置後の状況について点検を行う。</p>	<p>(4) 林業信用保証業務における100%保証の対象資金の限定 (20年度措置済み)</p> <p>○ 20年4月に主務大臣の認可を得て、業務方法書、林業信用保証業務細則等の見直しを行い、100%保証の対象を制度資金、間伐材資金等の政策性のより高いものに限定し、20年6月1日の保証申込受付分から適用しているところである。</p> <p>(5) 林業信用保証業務における対象資金のメニューの統合 (20年度措置済み)</p> <p>○ 20年4月に、主務大臣の認可を得て、業務方法書、林業信用保証業務細則等の見直しを行い、林業者を取り巻く状況の変化等に対応するため、従来9メニューの100%保証の対象を4メニューに統合（組合資金等の資金メニューを廃止し、林業・木材産業支援資金を創設）し、20年6月1日の保証申込受付分から適用したところである。</p> <p>(6) 部分保証対象の拡大等の措置状況の点検</p> <p>○ 23年度計画においては、「20年度に実施した部分保証対象の拡大等の措置後の状況について点検を行う。」としており、24年3月の「保証料率算定委員会」において、その執行状況の点検を行った。</p> <p>○ これまでの点検結果</p> <p>(1) 20年度の100%保証のメニュー再構築後の状況として、近年の低迷する経済状況等に加え、東日本大震災などにより、100%保証の保証引受（シェア）が増加している実態にある。</p> <p>(2) 一方で、原則部分保証の、きのこ生産資金についても、原発事故による風評被害等への対応が重要となっている事情にある。</p> <p>(3) このようなことから、相対的に信用力が低い林業・木材産業界への支援を勘案すると、モラルハザード対策を継続しつつも、政策的な資金に対する保証は、柔軟に取り扱うことが必要との点検結果になっている。</p>
<p>4 求償権の管理・回収の強化等 基金協会、債権回収業者(サ)</p>	<p>4 求償権の管理・回収の強化等 基金協会、債権回収業者(サ)</p>	<p>4 求償権の管理・回収の強化等 (1)</p>	<p>4 求償権の管理・回収の強化等</p>

ービサー)等との連携等による求償権の管理・回収を強化し、回収実績を向上させるとともに、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。

ービサー)等との連携等による求償権の管理・回収を強化し、回収実績を向上させるとともに、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。

ア. 求償権の管理・回収については、現地回収交渉や仮差押え、競売等の法的措置を講じるほか、基金協会、債権回収業者(サービサー)等との連携等により、回収実績の向上に努める。

イ. 平成23年度における回収金収入については、4,561百万円を見込む。

(1) 回収金の実績

○ 23年度の回収金収入の目標は45億61百万円で、回収実績は46億16百万円となり、達成率は101.2%となった。

農業信用保険業務においては、目標30億62百万円に対して実績は31億19百万円で、達成率は101.9%、林業信用保証業務においては、目標4億5百万円に対して実績は4億13百万円、達成率は101.9%、漁業信用保険業務においては、目標10億94百万円に対して実績は10億84百万円、達成率は99.0%であった。

(単位：百万円)

区 分		目標 (A)	23年度 実績(B)	達成率 (B÷A)
回収 金 収入	回収金収入 農業信用保険業務	3,062	3,119	101.9%
	求償権回収収入 林業信用保証業務	405	413	101.9%
	回収金収入 漁業信用保険業務	1,094	1,084	99.0%
	合 計	4,561	4,616	101.2%

○ 漁業信用保険業務においては、保証人の高齢化等回収財源の劣化が進んでいること等によるためである。

(2) 回収実績向上のための取組(農業信用保険業務)

○ 23年度においては、8月から11月にかけて10基金協会との現地協議を実施し、回収方法の実態等についてヒアリングを行い、回収強化を働きかけた(22年度9協会)。

(3) 回収実績向上のための取組(林業信用保証業務)

○ 15年度以降、求償権回収業務の一部を債権回収業者(サービサー)に委託することにより、専門的な債権回収交渉等を行い、回収実績向上に取り組んでいるところであるが、23年度においては、新たに1社と委託契約を行い3社による体制とし、外部委託を活用し、事務の効率化に取り組んでいるところである。

(4) 回収実績向上のための取組(漁業信用保険業務)

○ 求償権を有する38の基金協会から、23年3月末現在の「求償権分類管理表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等について情報を共有するとともに、求償権回収方針や求償債務者の現況等について9の基金協会との個別協議(うち現地協議9協会)の実施を通じ、基金協会との連携強化に努めた(22年度12協会うち現地協議12協会)。

また、求償権回収の一層の促進を図るため、上半期の求償権回収実績が一定割合に満たない基金協会を対象に、10~12月にかけて求償権回収の進捗に係る個別協議を行った(個別協議実施協会：15協会)(22年度23協会)。

(2) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収に努める。

(5) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収

○ 保険料、保証料及び貸付金利息については、定められた金額を定められた期日に確実に徴収した。

			<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">23年度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業信用保険業務</td> <td>保険料</td> <td style="text-align: right;">3,660</td> </tr> <tr> <td>貸付金利息</td> <td style="text-align: right;">30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">漁業信用保険業務</td> <td>保険料</td> <td style="text-align: right;">1,010</td> </tr> <tr> <td>貸付金利息</td> <td style="text-align: right;">13</td> </tr> <tr> <td>林業信用保証業務</td> <td>保証料</td> <td style="text-align: right;">486</td> </tr> </table>			23年度	農業信用保険業務	保険料	3,660	貸付金利息	30	漁業信用保険業務	保険料	1,010	貸付金利息	13	林業信用保証業務	保証料	486
		23年度																	
農業信用保険業務	保険料	3,660																	
	貸付金利息	30																	
漁業信用保険業務	保険料	1,010																	
	貸付金利息	13																	
林業信用保証業務	保証料	486																	
<p>5 代位弁済率・事故率の低減 2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあつてはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあつてはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>5 代位弁済率・事故率の低減 2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあつてはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあつてはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>5 代位弁済率・事故率の低減 代位弁済率及び事故率については、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件についての代位弁済率及び事故率を指標として、中期目標の達成に向けての進捗状況の把握に努める。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>5 代位弁済率・事故率の低減</p> <p>(1) 農業信用保険業務における事故率 ○ 23年度末時点での事故率は0.08%であった（中期目標期間中に0.12%以下）。 なお、東日本大震災による被災農業者に対しては、償還期限の延長等の措置が取られているため、23年度においては東日本大震災に係る保険金支払事故への影響が少なかった（東日本大震災による影響を除いても0.08%）。</p> <p>(2) 林業信用保証業務における代位弁済率 ○ 23年度末時点での代位弁済率は2.39%であった（中期目標期間中に2.94%以下）。 なお、23年度においては代位弁済額全体で前年度を上回り、うち東日本大震災に係る代位弁済額が全体の約26%となったものの、東日本大震災による被災者等に対しては、償還期限の延長措置等の措置が取られた効果などから、代位弁済率の大幅な上昇は見られなかった（東日本大震災による影響を除いた場合、代位弁済率は2.12%）。</p> <p>(3) 漁業信用保険業務における事故率 ○ 23年度末時点での事故率は2.13%であった（中期目標期間中に1.15%以下）。 23年度の事故率は2.13%であるが、東日本大震災の津波被害等による1.73%が大きく影響しているものであり、保証保険引受審査等信用基金が努力することができない事情によるものである。なお、東日本大震災による影響を除くと0.4%となる。</p> <p>○ また、24年度末で金融円滑化法の適用期限を迎えること等から、代位弁済率、事故率の動向を注意深く見ていくことが必要となっている。</p>																
<p>6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け 基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行う</p>	<p>6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け 基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うと</p>	<p>6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け 基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うと</p>	<p>6 基金協会及び共済団体等に対する貸付けの回収 (農業信用保険業務・漁業信用保険業務) ○ 基金協会に対する貸付けについては、借入申込書・金銭消費貸借証書及び代位弁済実施計画書の審査を迅速・的確に処理するとともに、貸付金の回収については、基金協会に対して予め償還期限、回収額及び利息を通知することにより、期日どおり全額回収した。</p>																

<p>とともに、その回収については、確実に徴収するものとする。</p>	<p>もに、その回収については、確実に徴収するものとする。</p>	<p>もに、その回収については、確実な徴収に努める。</p>	<p>(農業災害補償関係業務・漁業災害補償関係業務)</p> <p>○ 共済団体等に対する貸付けについては、貸付けに係る借入申込書及び償還計画書等の審査を迅速・的確に処理するとともに、貸付金の回収については、共済団体等に対して予め償還期限、回収額及び利息を通知することにより、期日どおり全額回収した。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1086 403 2033 742"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">期中貸付額</th> <th colspan="2">期中回収額</th> <th colspan="2">期末貸付残高</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">農業信用保険業務</td> <td>長期資金</td> <td>178</td> <td>24,657</td> <td>222</td> <td>24,657</td> <td>433</td> <td>49,137</td> </tr> <tr> <td>短期資金</td> <td>70</td> <td>947</td> <td>74</td> <td>808</td> <td>38</td> <td>538</td> </tr> <tr> <td>全国低利預託基金</td> <td>49</td> <td>1,955</td> <td>126</td> <td>3,869</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">漁業信用保険業務</td> <td>長期資金</td> <td>318</td> <td>17,915</td> <td>318</td> <td>17,915</td> <td>545</td> <td>27,250</td> </tr> <tr> <td>短期資金</td> <td>12</td> <td>3,171</td> <td>12</td> <td>2,490</td> <td>3</td> <td>1,085</td> </tr> <tr> <td>特別資金</td> <td>1</td> <td>40</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>全国低利預託基金</td> <td>6</td> <td>297</td> <td>12</td> <td>628</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>農業災害補償関係業務</td> <td></td> <td>13</td> <td>5,288</td> <td>13</td> <td>5,596</td> <td>6</td> <td>971</td> </tr> <tr> <td>漁業災害補償関係業務</td> <td></td> <td>15</td> <td>17,194</td> <td>14</td> <td>15,815</td> <td>14</td> <td>5,685</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期中貸付額		期中回収額		期末貸付残高		件数	金額	件数	金額	件数	金額	農業信用保険業務	長期資金	178	24,657	222	24,657	433	49,137	短期資金	70	947	74	808	38	538	全国低利預託基金	49	1,955	126	3,869	0	0	漁業信用保険業務	長期資金	318	17,915	318	17,915	545	27,250	短期資金	12	3,171	12	2,490	3	1,085	特別資金	1	40	0	0	2	150	全国低利預託基金	6	297	12	628	0	0	農業災害補償関係業務		13	5,288	13	5,596	6	971	漁業災害補償関係業務		15	17,194	14	15,815	14	5,685
区 分	期中貸付額		期中回収額		期末貸付残高																																																																														
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																																													
農業信用保険業務	長期資金	178	24,657	222	24,657	433	49,137																																																																												
	短期資金	70	947	74	808	38	538																																																																												
	全国低利預託基金	49	1,955	126	3,869	0	0																																																																												
漁業信用保険業務	長期資金	318	17,915	318	17,915	545	27,250																																																																												
	短期資金	12	3,171	12	2,490	3	1,085																																																																												
	特別資金	1	40	0	0	2	150																																																																												
	全国低利預託基金	6	297	12	628	0	0																																																																												
農業災害補償関係業務		13	5,288	13	5,596	6	971																																																																												
漁業災害補償関係業務		15	17,194	14	15,815	14	5,685																																																																												
<p>7 資産の有効活用 信用基金の保有する職員用宿舎について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加や経費の節減を図る観点から、他の独立行政法人や国との共同利用を推進する。</p>	<p>7 資産の有効活用 信用基金の保有する職員用宿舎について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加や経費の節減を図る観点から、他の独立行政法人や国との共同利用を推進する。</p>	<p>7 資産の有効活用 他の独立行政法人や国に対し、信用基金の保有する職員用宿舎の共同利用について、積極的な周知を図り、共同利用を推進する。</p>	<p>7 資産の有効活用</p> <p>○ 23年度の宿舎利用率は70%(全30戸中21戸)、うち共同利用は1戸である。</p> <p style="text-align: right;">(単位：戸)</p> <table border="1" data-bbox="1086 906 1886 1050"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用戸数</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>23</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>利用率</td> <td>67%</td> <td>70%</td> <td>77%</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>うち、共同利用</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 各年度とも4月1日現在の実績である。</p> <p>○ なお、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)を踏まえ、24年内に宿舎の廃止計画を作成することとしている。</p>	区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	利用戸数	20	21	23	21	利用率	67%	70%	77%	70%	うち、共同利用	0	1	1	1																																																												
区 分	20年度	21年度	22年度	23年度																																																																															
利用戸数	20	21	23	21																																																																															
利用率	67%	70%	77%	70%																																																																															
うち、共同利用	0	1	1	1																																																																															
<p>第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 【別紙】</p>	<p>第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 【別紙】</p>	<p>第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 【別紙】</p>	<p>第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</p> <p>1 経費(業務経費及び一般管理費)節減に係る取組</p> <p>○ 事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)については、141億55百万円の支出であり、19年度予算対比で3.1%の増加となった。一般管理費(人件費、公租公課により増減する経費を除く)については、5億21百万円の支出であり、19年度予算対比で25.8%の削減</p>																																																																																

となった。

○事業費、一般管理費

(単位：百万円)

区 分	19年度 予算(A)	23年度 決算(B)	増減率 (B-A)÷A	(参考)	
				19年度決算 (C)	増減率 (B-C)÷C
事業費	13,727	14,155	3.1%	12,483	13.4%
一般管理費	702	521	△ 25.8%	503	3.4%

- 当期損益は、法人全体で24億18百万円の当期総利益を計上し、利益剰余金は97億82百万円となった。これを勘定ごとにみると、
- 農業信用保険勘定では、畜産関係対策や金融円滑化法等により保険金の支払額が減少したこと、支払備金の戻入等により、21億45百万円の利益を計上した。
- 林業信用保証勘定では、東日本大震災復旧緊急保証の実施等により保証残高が増加し保証債務損失引当金繰入が発生したこと、東日本大震災が原因による代位弁済の増加等から求償権償却引当金繰入が発生したこと等により、当期純損失は14億53百万円となった。そのため、繰越欠損金は前年度8億50百万円から23億3百万円の計上となった。
- 漁業信用保険勘定では、漁業者等緊急保証対策事業の実施等により保険料収入が増加したこと、責任準備金を戻入れたこと等により、当期純利益が17億57百万円となった。なお、東日本大震災による保険金支払が増加したが、保証保険資金等緊急支援事業交付金の受入れ及び同交付金の費用化により全額充当された。
- 農業災害補償関係勘定では、財務収益の減少等により、当期純損失は31百万円となった。
- 漁業災害補償関係勘定では、貸付金利息収入の減少等により、当期純損失は19百万円となった。このため、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。
- この結果、利益剰余金は、農業信用保険勘定では93億5百万円、漁業信用保険勘定では25億23百万円、農業災害補償関係勘定では85百万円、漁業災害補償関係勘定では1億73百万円となった。

(単位：百万円)

区 分	農業信用 保険勘定	林業信用 保証勘定	漁業信用 保険勘定	農業災害補 償関係勘定	漁業災害補 償関係勘定	合 計
当期損益	2,145	△ 1,453	1,757	△ 31	-	2,418
利益剰余金	9,305	△ 2,303	2,523	85	173	9,782

- 農業信用保険勘定及び漁業信用保険勘定において損益計算により生じた利益は、積立金として計上し、目的積立金は計上しなかった。これは、保険事故等の発生によって生じた損失の補てんに充てる必要があることによるものである。

			<p>○ 信用基金における有価証券の運用方針、運用管理体制等は、余裕金運用管理要領（理事長決裁）に基づいて実施しており、主な内容は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 社債に関する投資適格基準は、格付機関のすべての格付けがシングルAマイナス以上とし、1発行体当たりの保有限度額は、各勘定の債券運用総残高の5%相当額以内で、1回1銘柄当たりの取得限度額は5億円を上限。 ② 運用役として、10年を超える債券の購入決定は理事長が、それ以外の運用事務を総括理事又は副理事長等が担当。 ③ 運用役は、保有債券について、毎月末の格付け及び時価を確認し、著しい下落のあったものについて必要な対応を検討。 ④ 余裕金運用委員会（構成：総括理事、財務担当理事等）が運用状況実績を検証。 ⑤ 早期警戒対応として、運用監理役は、保有債券のうち時価が100円未満又は格付機関のいずれかの格付けがトリプルBプラス以下の銘柄を対象に、日々の価格及び格付けの動向を確認し、理事長等に報告。 ⑥ 格付機関のいずれかの格付けがトリプルBフラット以下の水準になったとき又は時価が取得価額に比べて5%以上下落したときは、運用役が必要な対応措置を検討。更に、下落したときは、余裕金運用委員会に理事長及び副理事長の出席を求め、同委員会で必要な対応措置を検討。 <p>また、経済情勢の変化に適切に対応するため23年4月25日開催の余裕金運用委員会において、より厳格なリスク抑制方策を検討し、1発行体当たりの保有限度額の引き下げ及び1回1銘柄当たりの取得限度額の設定を行うことについて、余裕金運用管理要領の一部変更（23年4月27日施行）を行う等、常に見直し、改善を図っているところである。</p> <p>○ なお、利益剰余金等について精査したところ、次のような運営費交付金債務は、信用基金にはないことから欠損金等との相殺状況に該当する事項はなかった。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務が相殺されているもの ②当期総利益が資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺されているもの <p>（23事業年度予算、収支計画及び資金計画の決算及び実績については別添のとおり。）</p> <p>2 法人運営における資金の配分状況</p> <p>○ 運営費交付金の交付を受けてないことから、23年度実績なし。</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 長期借入金の条件 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条第1項（漁業災害補償法（昭和39年法</p>			<p>第5 長期借入金の条件 極力有利な条件での借入れ</p> <p>（林業信用保証業務）</p> <p>○ 23年6月及び10月に既存の長期借入金の償還及び新規借入（いずれも借入期間は4年）を行った。23年度からは借入金金利について競争入札を導入し、極力有利な条件での借入れを図った。</p>

<p>律第158号)第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p>			<table border="1" data-bbox="1108 188 1843 384"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">借入時期</th> <th rowspan="2">借入金額</th> <th rowspan="2">借入利率</th> <th colspan="2">(参考)</th> </tr> <tr> <th>国債利率</th> <th>長プラ利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">22年度</td> <td>上期</td> <td>22. 6. 18</td> <td>206百万円</td> <td>0. 629%</td> <td>0. 274%</td> <td>1. 60%</td> </tr> <tr> <td>下期</td> <td>22. 10. 15</td> <td>393百万円</td> <td>0. 431%</td> <td>0. 190%</td> <td>1. 45%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">23年度</td> <td>上期</td> <td>23. 6. 8</td> <td>1, 579百万円</td> <td>0. 340%</td> <td>0. 332%</td> <td>1. 55%</td> </tr> <tr> <td>下期</td> <td>23. 10. 14</td> <td>2, 468百万円</td> <td>0. 263%</td> <td>0. 266%</td> <td>1. 40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 国債利率は5年物、残存4年程度。 2. 23年度の借入利率は平均借入利率。</p>	区 分	借入時期	借入金額	借入利率	(参考)		国債利率	長プラ利率	22年度	上期	22. 6. 18	206百万円	0. 629%	0. 274%	1. 60%	下期	22. 10. 15	393百万円	0. 431%	0. 190%	1. 45%	23年度	上期	23. 6. 8	1, 579百万円	0. 340%	0. 332%	1. 55%	下期	23. 10. 14	2, 468百万円	0. 263%	0. 266%	1. 40%
区 分	借入時期	借入金額	借入利率					(参考)																													
				国債利率	長プラ利率																																
22年度	上期	22. 6. 18	206百万円	0. 629%	0. 274%	1. 60%																															
	下期	22. 10. 15	393百万円	0. 431%	0. 190%	1. 45%																															
23年度	上期	23. 6. 8	1, 579百万円	0. 340%	0. 332%	1. 55%																															
	下期	23. 10. 14	2, 468百万円	0. 263%	0. 266%	1. 40%																															
	<p>第5 短期借入金の限度額 中期目標期間中の短期借入金は、農業災害補償関係勘定において1,230億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。 (想定される理由) 農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するため。</p>		<p>第6 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額 (農業災害補償関係業務) ○ 農業共済団体に対する貸付原資とするため、23年10月に2件、11月に1件、計20億70百万円の短期借入れを行った。なお、この短期借入れは、中期計画に定める限度額(1,230億円)の範囲内であった(なお、全額を年度内に償還したことから、3月末の借入残高はない)。 (漁業災害補償関係業務) ○ 23年4月、東日本大震災被害に係る共済金早期支払いのため、再共済金支払資金の貸付原資として、1件、72億40百万円の短期借入れを行ったが、この短期借入れは、中期計画に定める限度額(110億円)の範囲内であった(なお、全額を翌月中に償還したことから、3月末の借入残高はない)。</p>																																		
<p>第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 (1) 農業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金について、当該業務の廃止に伴い不要財産となるため、以下のとおり国庫に納付する。 ① 国庫納付の額 農業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金全額</p>	<p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 (1) 農業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金について、当該業務の廃止に伴い不要財産となるため、以下のとおり国庫に納付する。 ① 国庫納付の額 農業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金全額</p>	<p>第7 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 1 低利預託原資貸付業務に係る政府出資金の23年度中の国庫納付(農業信用保険業務) ○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、23年度中に国庫納付することとされた低利預託原資貸付業務に係る政府出資金125億円については、23年9月13日に国庫納付した。</p>																																			

<p>(12,500百万円)とする。</p> <p>② 国庫納付の時期 平成23年度中の可能な限り早い時期とする。 ただし、国庫納付の時期の決定にあたっては、現に農業経営改善促進資金を借り入れている農業者に不利益が生じないよう十分に配慮する。</p> <p>③ 国庫納付の方法 金銭による納付とする。</p>	<p>(12,500百万円)とする。</p> <p>② 国庫納付の時期 平成23年度中の可能な限り早い時期とする。 ただし、国庫納付の時期の決定にあたっては、現に農業経営改善促進資金を借り入れている農業者に不利益が生じないよう十分に配慮する。</p> <p>③ 国庫納付の方法 金銭による納付とする。</p>	
<p>(2) 林業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金について、当該業務の再設計に伴いその一部が不要財産となるため、以下のとおり国庫に納付する。</p> <p>① 国庫納付の額 林業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金17,056百万円のうち、新しい運転資金制度において活用する見込みのない7,256百万円とする。</p> <p>② 国庫納付の時期 平成23年度中の可能な限り早い時期とする。 ただし、国庫納付の時期の決定にあたっては、現に木材産業等高度化推進資金を借り入れている林業者等に不利益が生じないよう十分に配慮する。</p>	<p>(2) 林業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金について、当該業務の再設計に伴いその一部が不要財産となるため、以下のとおり国庫に納付する。</p> <p>① 国庫納付の額 林業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金17,056百万円のうち、新しい運転資金制度において活用する見込みのない7,256百万円とする。</p> <p>② 国庫納付の時期 平成23年度中の可能な限り早い時期とする。 ただし、国庫納付の時期の決定にあたっては、現に木材産業等高度化推進資金を借り入れている林業者等に不利益が生じないよう十分に配慮する。</p>	<p>2 低利預託原資貸付業務に係る政府出資金の23年度中の国庫納付（林業信用保証業務）</p> <p>○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、23年度中に国庫納付することとされた低利預託原資貸付業務に係る政府出資金72億56百万円については、23年9月13日に国庫納付した。</p>

<p>③ 国庫納付の方法 金銭による納付とする。</p>	<p>③ 国庫納付の方法 金銭による納付とする。</p>	
<p>(3) 漁業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金について、当該業務の廃止に伴い不要財産となるため、以下のとおり国庫に納付する。</p> <p>① 国庫納付の額 漁業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金全額(6,000百万円)とする。</p> <p>② 国庫納付の時期 平成23年度中の可能な限り早い時期とする。 ただし、国庫納付の時期の決定に当たっては、現に漁業経営改善促進資金を借り入れている漁業者に不利益が生じないよう十分に配慮する。</p> <p>③ 国庫納付の方法 金銭による納付とする。</p>	<p>(3) 漁業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金について、当該業務の廃止に伴い不要財産となるため、以下のとおり国庫に納付する。</p> <p>① 国庫納付の額 漁業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金全額(6,000百万円)とする。</p> <p>② 国庫納付の時期 平成23年度中の可能な限り早い時期とする。 ただし、国庫納付の時期の決定にあたっては、現に漁業経営改善促進資金を借り入れている漁業者に不利益が生じないよう十分に配慮する。</p> <p>③ 国庫納付の方法 金銭による納付とする。</p>	<p>3 低利預託原資貸付業務に係る政府出資金の23年度中の国庫納付（漁業信用保険業務）</p> <p>○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、23年度中に国庫納付することとされた低利預託原資貸付業務に係る政府出資金60億円については、23年9月13日に国庫納付した。</p>
<p>(4) 農業災害補償関係業務に係る政府出資金について、当該業務の見直しに伴いその一部が不要財産となるため、以下のとおり国庫に納付する。</p> <p>① 国庫納付の額 農業災害補償関係業務に係る政府出資金3,800百万円のうち、活用する見込みのない2,000百万円とする。</p>	<p>(4) 農業災害補償関係業務に係る政府出資金について、当該業務の見直しに伴いその一部が不要財産となるため、以下のとおり国庫に納付する。</p> <p>① 国庫納付の額 農業災害補償関係業務に係る政府出資金3,800百万円のうち、活用する見込みのない2,000百万円とする。</p>	<p>4 農業災害補償関係業務に係る政府出資金の23年度中の国庫納付</p> <p>○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、23年度中に国庫納付することとされた農業災害補償関係業務に係る政府出資金20億円については、23年9月13日に国庫納付した。</p>

	<p>② 国庫納付の時期 平成23年度中の可能な限り早い時期とする。</p> <p>③ 国庫納付の方法 金銭による納付とする。</p>	<p>② 国庫納付の時期 平成23年度中の可能な限り早い時期とする。</p> <p>③ 国庫納付の方法 金銭による納付とする。</p>	
	<p>第7 剰余金の使途 農林漁業金融のセーフティ・ネット機関としての役割の向上のため、 ・金融業務に精通した人材の育成・研修 ・業務運営の効率化・合理化を図る観点からの情報システムの充実 ・コンプライアンス（法令等遵守）への取組の充実等の内部統制機能の強化 ・債権管理強化のため連携する県単位機関等の能力の向上の使途に使用</p>		<p>第8 剰余金の使途 中期計画に定めた使途に充てた結果、当該年度に得られた成果 ○ 目的積立金を積み立てていないことから、23年度実績なし。</p>
	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 職員の人事に関する計画 （人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 方針 農林漁業金融をめぐる情勢の変化に即応して、信用基金の業務の円滑な実施を担うことができる人材を確保するため、職員に対する各種研修を効果的に実施していくとともに、高度な専門知識を有する職員を採用する。 また、業務の質や量に対応した適切な人員配置を実現す</p>	<p>第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>

<p>る。</p> <p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数は期初を上回らないものとする。 (参考1) 期初の常勤職員数 123名 期末の常勤職員数の見込み 113名 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 5,664百万円。 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。</p>		<p>1 人員に関する指標 ○ 業務体制、信用基金の年齢構成、退職者数及びそれを補う新規採用者数等を勘案し、検討する。</p>
<p>(3) 人材の確保及び養成に関する計画 ① 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。</p>	<p>1 人事に関する計画 (1) 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する人材の確保に努める。</p>	<p>2 人材の確保及び養成 (1) 専門性を有する人材の確保 ○ 金融機関において資産査定等に精通し、また融資業務等の経験も有する者を外部から登用している。 ○ 再雇用制度は国家公務員に準じて年金支給までのつなぎと整理しているが、豊富なキャリアを生かして業務のみならず、後輩職員に対する有益な助言等も期待される（信用基金における業務経験15年とする等の条件を設けている。）。 ○ これらの人材の確保により、その専門知識を生かした配置等を行い、指導的な役割を期待している。</p>
<p>② 人材の養成 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用（交流）した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。</p>	<p>(2) 人材の養成 民間金融機関からの採用者によるOJTにより、職員の専門性の育成を図る。また、自主研修支援を行うなど研修を充実させることにより専門性の高い人材育成を図る。</p>	<p>(2) 専門性の育成に配慮した人事管理 ○ 同一ポストに長期に在籍する職員に考慮しつつ、日常の業務及び研修等による、能力向上、適性の見極めを行い、適材適所の配置を行う人事管理を実施している。 (3) 研修制度の充実 ○ 研修の実効性の確保、今後の研修の充実に反映させる観点から研修受講者から受講報告を提出させ、研修内容の理解度や効率的な業務運営に資する内容かどうか検証し、研修の効果が職員の能力の向上や業務運営の効率化等に資するよう検証を行っている。 この結果、業務能力やコンプライアンスに係る理解の向上が図られている。また、実施に当たっては、内部講師等を活用し、費用の節減も考慮している。</p>

			<p>○ 研修により職員の能力向上を図り、勤務実績等を踏まえ、適材適所の人事配置に努めている。</p> <table border="1" data-bbox="1108 247 1960 598"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>種別</th> <th>内容等</th> <th>対象者</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">23</td> <td rowspan="2">養成</td> <td>採用者研修※(1日間)</td> <td>採用・出向者</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>財務会計※(半日) 業務・情報システム(半日×2回) 経営分析手法※(半日)</td> <td>課長補佐以下 課長補佐以下 課長以下</td> <td>18名 延べ45名 25名</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">23</td> <td rowspan="3">能力開発</td> <td>損害保険会計基礎(半日)</td> <td rowspan="3">各部推薦者</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>政府関係法人会計(半日)</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>内部監査(半日) システム監査基礎(半日)</td> <td>1名 1名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>法令遵守意識啓発研修(半日)</td> <td>全役職員</td> <td>90名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※内部講師により実施したもの</p>	年度	種別	内容等	対象者	受講者数	23	養成	採用者研修※(1日間)	採用・出向者	5名	財務会計※(半日) 業務・情報システム(半日×2回) 経営分析手法※(半日)	課長補佐以下 課長補佐以下 課長以下	18名 延べ45名 25名	23	能力開発	損害保険会計基礎(半日)	各部推薦者	3名	政府関係法人会計(半日)	2名	内部監査(半日) システム監査基礎(半日)	1名 1名			法令遵守意識啓発研修(半日)	全役職員	90名
年度	種別	内容等	対象者	受講者数																										
23	養成	採用者研修※(1日間)	採用・出向者	5名																										
		財務会計※(半日) 業務・情報システム(半日×2回) 経営分析手法※(半日)	課長補佐以下 課長補佐以下 課長以下	18名 延べ45名 25名																										
23	能力開発	損害保険会計基礎(半日)	各部推薦者	3名																										
		政府関係法人会計(半日)		2名																										
		内部監査(半日) システム監査基礎(半日)		1名 1名																										
		法令遵守意識啓発研修(半日)	全役職員	90名																										
	<p>2 積立金の処分に関する事項</p> <p>(1) 各勘定（農業災害補償関係勘定を除く。）の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。</p>	<p>2 積立金の処分に関する事項</p> <p>(1) 各勘定（農業災害補償関係勘定を除く。）の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。</p>	<p>3 積立金の処分に関する事項</p> <p>○ 前中期目標期間繰越積立金を計上している農業信用保険勘定及び漁業災害補償関係勘定において、農業信用保険勘定では積立金の処分は行わなかったが、漁業災害補償関係勘定では当期純損失19百万円の補てんに充てた。</p>																											
	<p>(2) 農業災害補償関係勘定の前中期目標期間繰越積立金については、独法見直し基本方針に基づき1,976百万円を平成23年度中の可能な限り早い時期に国庫納付するとともに、当該国庫納付する額を除いた額を農業災害補償関係業務に充てることとする。</p>	<p>(2) 農業災害補償関係勘定の前中期目標期間繰越積立金については、独法見直し基本方針に基づき1,976百万円を平成23年度中の可能な限り早い時期に国庫納付するとともに、当該国庫納付する額を除いた額を農業災害補償関係業務に充てることとする。</p>	<p>○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、23年度中に国庫納付することとされた農業災害補償関係勘定の利益剰余金19億76百万円については、23年7月8日に国庫納付した。</p>																											

1. 平成23事業年度予算及び決算

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
受入事業交付金	2,144	15,179	767	6,502	433	6,333	944	2,345	-	-	-	-
政府補給金受入	177	108	-	-	177	108	-	-	-	-	-	-
政府出資金	1,400	5,000	-	-	1,400	5,000	-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	10	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-
民間出資金	15	10	-	-	15	10	0	-	-	-	-	-
事業収入	163,425	89,556	54,087	36,144	10,378	8,795	28,063	23,163	53,789	5,606	17,109	15,848
受託事業収入	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
運用収入	1,632	1,526	682	573	347	362	537	536	65	54	1	1
借入金	71,383	13,357	-	-	5,574	4,047	-	-	50,168	2,070	15,641	7,240
その他の収入	11	16	8	7	2	3	0	6	-	-	0	-
合 計	240,199	124,752	55,544	43,226	18,339	24,657	29,544	26,050	104,021	7,730	32,751	23,089

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
運 営 経 費												
事業費	218,349	107,933	42,100	32,763	17,344	14,804	22,297	28,572	103,938	7,359	32,669	24,435
一般管理費	1,957	1,801	844	830	548	495	432	336	74	90	59	51
直接業務費	328	314	192	244	78	43	47	25	9	2	3	1
管理業務費	288	216	101	68	78	79	80	45	18	16	11	9
人件費	1,341	1,270	551	518	392	373	305	266	47	72	45	42
合 計	220,306	109,734	42,944	33,593	17,892	15,299	22,729	28,907	104,012	7,449	32,729	24,487

2. 平成23事業年度収支計画及び実績

(1) 収益

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
経常収益	政府事業交付金収入	2,235	8,394	767	728	433	1,141	1,035	6,525	-	-	-	-
	政府補給金収入	177	108	-	-	177	108	-	-	-	-	-	-
	事業収入	9,424	9,281	7,142	6,648	495	577	1,652	2,007	24	10	112	39
	受託事業収入	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
	財務収益	1,632	1,509	682	566	347	367	537	522	65	53	1	0
	引当金等戻入	-	1,284	-	534	-	-	-	749	-	-	-	-
	雑益	11	10	8	7	2	3	0	-	-	0	0	-
臨時利益													
	償却債権取立益	15	-	-	-	15	-	-	-	-	-	-	-
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19
	当期総損失	-	-	-	-	444	1,453	-	-	-	31	-	-
	合 計	13,496	20,604	8,599	8,483	1,916	3,649	3,224	9,804	88	94	113	59

(2) 費用

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
経常費用	事業費	9,592	12,904	7,656	5,203	50	551	1,886	7,149	0	-	0	-
	一般管理費	1,932	1,762	807	731	573	523	406	361	74	90	71	57
	直接業務費	259	251	150	185	77	43	20	20	9	2	3	1
	管理業務費	265	215	86	68	75	79	77	45	16	16	11	8
	人件費	1,408	1,295	571	478	421	401	310	296	49	73	57	48
	減価償却費	85	59	51	49	10	3	20	4	3	2	0	1
	財務費用	214	515	1	355	177	108	0	50	5	1	31	1
	引当金等繰入	1,106	2,946	-	-	1,106	2,464	-	482	-	-	-	-
	雑損	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-
	臨時損失												
	固定資産除却損	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	-	0
	当期総利益	568	2,418	85	2,145	-	-	911	1,757	7	-	10	-
	合 計	13,496	20,604	8,599	8,483	1,916	3,649	3,224	9,804	88	94	113	59

(注) 収支計画は、予算ベースで作成した。

3. 平成23事業年度資金計画及び実績

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による収入	167,369	106,456	55,511	43,234	11,321	15,674	29,564	26,045	53,863	5,653	17,110	15,849
投資活動による収入	77	1,089	36	0	13	697	7	385	20	7	-	-
財務活動による収入	72,808	18,392	-	19	6,999	9,057	0	6	50,168	2,070	15,641	7,240
前年度からの繰越金	106,527	150,654	34,705	53,805	33,967	42,575	32,265	45,984	5,496	6,530	96	1,760
合 計	346,782	276,590	90,252	97,058	52,300	68,002	61,836	72,420	109,547	14,260	32,847	24,849

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	150,835	94,939	42,904	33,599	12,302	9,809	22,720	28,903	55,824	7,355	17,086	17,247
投資活動による支出	17	8	15	5	-	0	1	5	1	0	0	0
財務活動による支出	99,139	44,617	12,500	12,500	12,830	12,830	6,000	6,000	52,168	4,070	15,641	7,240
翌年度への繰越金	96,790	137,027	34,833	50,954	27,168	45,363	33,114	37,512	1,554	2,835	120	363
合 計	346,782	276,590	90,252	97,058	52,300	68,002	61,836	72,420	109,547	14,260	32,847	24,849

(注) 資金計画は、予算ベースで作成した。

平成23事業年度業務収支計画及び実績

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
収益	政府事業交付金収入	2,235	8,310	767	644	433	1,141	1,035	6,525	-	-	-	-
	政府補給金収入	177	108	-	-	177	108	-	-	-	-	-	-
	事業収入	9,281	9,251	7,035	6,629	510	577	1,600	1,996	24	10	112	39
	受託事業収入	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
	引当金等戻入	-	1,283	-	534	-	-	-	749	-	-	-	-
	合 計	11,695	18,952	7,802	7,807	1,123	1,825	2,635	9,270	24	10	112	39
費用	事業費	9,564	12,337	7,628	5,176	50	12	1,886	7,149	-	-	-	-
	財務費用	213	110	-	-	177	108	-	-	5	1	31	1
	引当金等繰入	1,106	2,946	-	-	1,106	2,464	-	482	-	-	-	-
	合 計	10,883	15,393	7,628	5,176	1,333	2,584	1,886	7,631	5	1	31	1
収 支 差	813	3,559	174	2,632	△ 210	△ 759	749	1,639	19	9	81	38	

(注) 業務収支計画は、予算ベースで作成した。